

旧中野刑務所正門基本計画
(区指定有形文化財 旧豊多摩監獄表門)

令和4年4月

中野区

例 言

1. 本書は、旧中野刑務所正門（中野区新井三丁目 37 番）の基本計画である。
2. 本業務は、中野区区民部区民文化国際課の委託を受け、株式会社建文が行った。
3. 本業務遂行中の令和 3 年（2021）6 月に旧中野刑務所正門は、中野区教育委員会により「旧豊多摩監獄表門」として中野区有形文化財に指定された。そのため、本文の各章冒頭では文化財名である「旧豊多摩監獄表門」とし、以下、「表門」と表記する。なお、表門の読み方については、法務省の慣例に沿って「ひょうもん」とする。¹
4. 耐震診断・補強計画の検討にあたっては、神奈川大学客員教授・三重大学特任教授の花里 利一氏に意見聴取を行った。
5. 本書の編集・執筆は、株式会社建文が行った。
6. 本書に掲載の写真は、株式会社建文が撮影した。他機関提供写真には、提供元を表記した。また古写真等の資料の出典元は鉤括弧（『』）内に記載した。
7. 本文、図面ともに表示寸法はメートル法にて記し、必要に応じて尺貫法を用いて併記した。
8. 図表及び写真番号は、「図○(章)- 00(通し番号)」とした。
9. 図面作成は株式会社建文が行った。

¹ 矯正会館、中野刑務所に勤務された方々への聞き取りから「表門」の読み方は「ひょうもん」が通例であることが判明。「ひょうもん」の採用にあたっては、旧中野刑務所正門保存活用策定委員会の確認及び了承を得た。

旧中野刑務所正門基本計画
(区指定有形文化財 旧豊多摩監獄表門)

目 次

(1) 基本計画の策定

- ①基本計画条件整理 (1)-1
 - ア 全体工程
 - イ 解体工事設計との調整
 - ウ 法手続き
 - エ 構造評定
- ②保存に必要な措置と修復基本方針 (1)-5
 - ア 豊多摩監獄から中野刑務所に至る歴史
 - イ 資料・痕跡調査に基づく変遷考察
 - ウ 復原年代と復原方針
 - エ 破損調査結果
 - オ 各部の修理計画
- ③耐震診断・補強計画等検討 (1)-39
 - ア 耐震診断
 - イ 耐震補強案
 - ウ 学術者の意見聴取
 - エ 曳家のための補強
- ④復原図・修復計画図 (1)-45
- ⑤移設・修復工事工程検討 (1)-47

(2) 構造検討に係る各種試験

- ①構造検討に係る各種試験 (2)-1
 - ア 煉瓦コア各種試験結果
 - イ 鉄筋探査結果
- ②地盤調査 (2)-17

(3) 部分解体工事及び解体調査

- ① 部分解体工事計画 (3)-1
- ② 部分解体工事 (3)-3
 - ア 仮設（内外足場）
 - イ 仮囲い解体・復旧
 - ウ 屋根部分解体・復旧
 - エ 内部仕上部分解体
 - オ 基礎試掘
- ③ 部分解体調査報告 (3)-16
 - ア 屋根部分解体調査
 - イ 内部仕上部分解体調査
 - ウ 基礎試掘調査

(4) 後藤慶二史料等の調査・関係者ヒアリング

- ① 後藤慶二史料の調査 (4)-1
- ② 日本の行刑制度における旧中野刑務所の位置づけ (4)-2
- ③ 同年代の監獄の門と現在の保存活用状況 (4)-6
- ④ 関係者へのヒアリング (4)-7

(1) 基本計画の策定

基本計画では、建物構造調査や地盤調査、破損劣化調査、部分解体による痕跡調査や史料調査等の各種調査結果を基に、復原年代方針、修復基本方針、耐震補強方針を計画し、計画図及び工事工程（案）を作成した。

また、表門の移設・修復工事の計画にあたっては、表門の移設後に着工予定である平和の森小学校新築工事のスケジュールとあわせて検討する必要があることから、関係部署と調整を図りながら、工事工程等の検討を行った。

なお、令和4年度（2022年度）より行われる旧矯正研修所関連建物の解体工事にあたっては、区指定有形文化財である表門に汚損・損傷、沈下等の影響が及ばないよう対策するとともに、表門周りの解体物の区分について十分協議する必要があるため、担当部署間で相互に調整を図りながら検討を進めた。

なお、基本計画策定にあたって行った各種調査の目的、概要、結果等については、「(2) 構造検討に係る各種試験」「(3) 部分解体工事及び解体調査」「(4) 後藤慶二史料等の調査・関係者ヒアリング」を参照されたい。

①基本計画条件整理

ア 小学校新築工事との工程調整

旧豊多摩監獄表門（以下、「表門」という）の移設にあたっての全体工事工程は、令和元年度（2019年度）の『旧中野刑務所正門学術調査報告書』の保存・活用に係わる検討において、30ヶ月程度と示されており、この工程を基に検討を行う。さらに、表門は令和8年度（2026年度）からの公開開始を目指して計画が進められており、平和の森小学校新築工事のスケジュールと合わせて表門の各種工事工程を考える必要がある。

小学校の新築工事の工程の関係で、工事着工前の令和7年（2025）7月10日までに学校敷地外に門の曳家が完了していることが求められていることから、表門は工事着工予定である令和6年（2024）4月～令和7年（2025）7月10日までの15ヶ月で曳家を完了し、その後、令和8年（2026）9月までの15ヶ月間で表門の劣化修理、耐震補強工事及び復原工事等の工事を行う必要がある。なお、表門の移設・修復工事の工程検討については「⑤工事工程検討」で行った。

令和4年度（2022年度）以降の表門のスケジュール（基本設計～移設・修復工事完了まで）と、旧矯正研修所関連建物の解体及び小学校新築工事スケジュールとの兼ね合いは、「資料1 旧中野刑務所正門（旧豊多摩監獄表門）基本・実施設計及び移設・修復工事工程（案）」参照されたい。

イ 解体工事設計との調整

令和4年度（2022）より行われる旧矯正研修所関連建物の解体工事（以下、「解体工事」という）にあたっては、区指定有形文化財である表門に汚損・損傷、沈下等の影響が及ば

ないよう対策を施す必要があるため、解体手順や重機の侵入経路、低振動工法の検討、表門への仮囲いや騒音振動計の設置といった仮設計画の検討を行い、担当部署間で相互に調整を図りながら旧矯正研修所の解体設計を進めた。

また、舗装や樹木、柵等の雨水排水設備といった表門周りの解体物の区分については、解体工事で行う範囲と、表門の移設・修復工事で解体する範囲とを、現地で相互に確認を行った。表門の移設・修復工事で解体する外構範囲は、「資料2 解体範囲図（表門）」に示す通りである。

ウ 法手続き

中野区指定有形文化財建造物である表門は、建築基準法第3条第1項第三号に基づいて、建築審査会による同意を得て適用除外の指定を受ける予定である。そのため、建築審査会までのスケジュール等について、建築課と調整を行った。

建築審査会は毎月第1水曜日に開催しており、審査会2ヶ月前までに書類提出が必要となる。書類提出は、事前に建築課との協議（4～5ヶ月程度）を経た上で、必要書類や図面を用意していくため、予定している建築審査会の6～7ヶ月前から建築課と協議をはじめ、準備をしていくこととなる。ただし、協議にあたっては、ある程度設計内容が定まっている必要がある。

その他にも、計画地が「平和の森公園周辺地区地区計画」の制限を受けることに伴う協議や、下記条例等に関する協議及び確認が今後の計画の具体化に伴い必要となる。

- ・東京都福祉のまちづくり条例（窓口：建築課建築審査係）
- ・中野区福祉のまちづくり環境整備要綱（窓口：建築課建築審査係）
- ・雨水流出抑制施設設置指導要綱（窓口：道路課土木事業調整係）
- ・みどりの保護と育成に関する条例（窓口：公園緑地課緑地推進係）

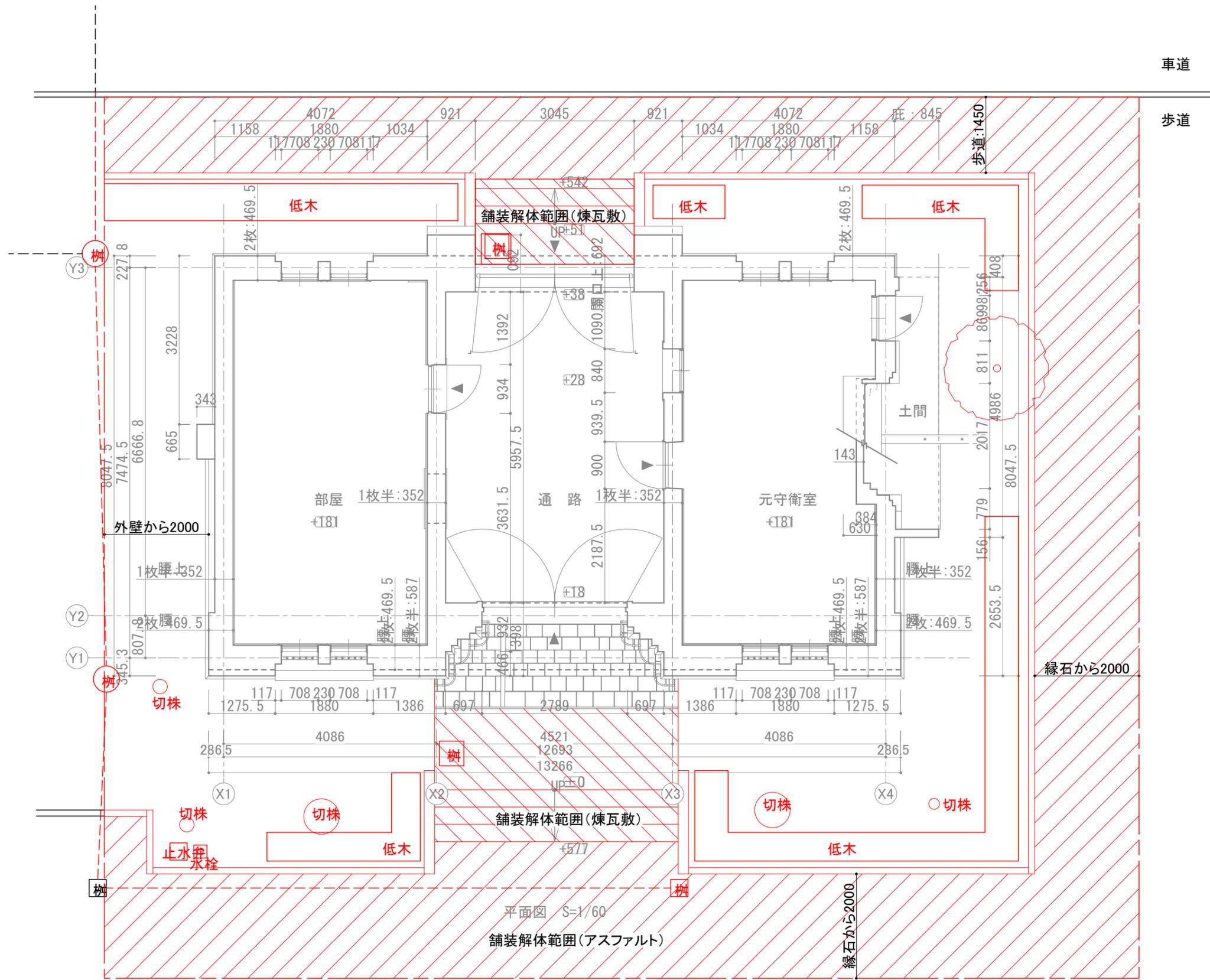
エ 構造評定

建築基準法第3条第1項第三号に基づく適用除外の申請にあたっては、構造の安全性を示すために、「第三者機関による評定の取得が必要である」と建築課から指導があったため、評定取得までのスケジュールについて、第三者機関にヒアリングを行った。

ヒアリングを行った機関では、評定取得にあたっての委員会を毎月第1月曜日に開催しており、委員会での指摘内容を部会で確認し、再度委員会を行うという流れで、委員会は3～4回開催されることが一般的であるとのことであった。そのため、評定取得までは3～4ヶ月程度の期間を見込む必要があるとのことであった。

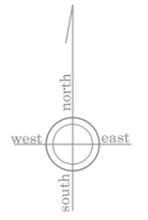
よって、建築審査会に伴う建築課との事前協議と並行して、構造評定取得に向けた対応も行い、建築審査会資料提出に構造評定書が間に合うよう、進めていく必要がある。

なお、上記ア、ウ、エを含めた来年度以降のスケジュールを、「資料1 旧中野刑務所正門（旧豊多摩監獄表門）基本・実施設計及び移設・修復工事工程（案）」にまとめたので参照されたい。



車道

歩道



- 赤字 : 移設・修復工事で解体
- : 舗装解体範囲(アスファルト)
- : 舗装解体範囲(煉瓦敷)

△仮囲い範囲

②保存に必要な措置と修復基本方針

区指定有形文化財である表門を今後保全、公開、活用していくにあたって、令和6年度（2024年度）から行われる表門の移設・修復工事における、復原の方針ならびに煉瓦躯体や木部、各種仕上げの修復方針について検討を行った。検討にあたっての基礎資料として、令和3年度（2021年度）に行った歴史調査や資料調査、痕跡調査結果を用いた。

ア 豊多摩監獄から中野刑務所に至る歴史

※旧豊多摩監獄の歴史は、江戸時代の小伝馬町牢屋敷から始まるが、ここでは、小伝馬町牢屋敷の流れを汲む市谷監獄が豊多摩郡野方村に移転したところから記載する。

市谷監獄は、明治43年（1910）に豊多摩郡野方村に移転し、5年の歳月をかけて大正4年（1915）に竣工し、同年、市谷監獄から豊多摩監獄へと名称が変更された。豊多摩監獄は男子受刑者を拘禁することを目的に作られ、定員は1400名、普通監に累犯囚及び長期の初犯囚、特別監に短期の初犯囚を拘禁した。

豊多摩監獄の設計監督は、司法技師の横濱勉と後藤慶二、司法技手の久田喜一で、工事主任を後藤慶二が務めた。敷地の総坪数は40,641坪8合（構内坪数（周囲堀内）15,966坪、構外坪数24,675坪5合）、建物の総坪数は8,452坪1合（地坪¹5,183坪6合）で、外周の煉瓦塀は491.73間（約900m）に及んだ。敷地は市谷の3倍、収容人員は4倍である。工費予算は640,000円（竣功高656,428円665銭）、建設にあたっては、そのほとんどが受刑者の労力によるもので、受刑者の延労働人口120万人、その内職工の技術を持つものは34名にすぎなかった。

その後、大正11年（1922）に、組織法上、豊多摩監獄から豊多摩刑務所に名称が改められた。翌12年（1923）には関東大震災が発生し、大損傷を受ける。死傷者は職員重傷1名、軽傷1名、受刑者死亡2名であった。また、刑政の震災号に各刑務所建物の被害状況が報告されており、豊多摩刑務所については以下抜粋の通りである。

一、外圍煉瓦塀倒壊 七ヶ所

地上三尺乃至八尺を餘し倒壊せるもの三百尺

以上の外倒壊せざる所と雖(イト)も殆ど全部亀裂を生ず

一、構内仕切煉瓦塀倒壊 四拾間

一、倉庫一棟崩壊 一棟半壊

一、塵芥焼場倒壊

一、検身場一部破壊

一、監房は屋根墜落一ヶ所、獨居監房の大部分は内部に亀裂を生じ其他上壁数ヶ所墜落す

一、工場(煉瓦造)二棟共に十数ヶ所亀裂を生ず

¹ 地坪＝建坪

以上の外屋外の瓦は大部分落下或は粉碎す
その他作業器具、當置器具の破壊甚なからず

甚大な被害を受けた豊多摩刑務所は、大部分を新築することとし、翌大正 13 年 (1924) 12 月に復旧工事を起工している。復旧工事の設計者は司法省建築課で、小菅刑務所の設計を行った蒲原重雄が、昭和 5~6 年 (1930~31) に豊多摩刑務所復旧工事に協力していたとの記録が残る。

復旧工事の殆ど全部は収容者によって行われ、7 年の歳月を経て昭和 6 年 (1931) 5 月 10 日に竣工した。新築坪数は 6,252 坪余、改造坪数は 1,127 坪余 (表門はこれにあたる)、旧存坪数は 2,772 坪余で、工費は 989,767 円 52 銭である。敷地面積は震災以前から少し縮小し 21,403 坪 6 合、庁舎敷地 (構内坪数) は拡張され 21,403 坪 6 合と約 1.3 倍となった。庁舎敷地は拡大したが、収容定員は 1280 名に減っている (ちなみに収容者は刑期 10 年以下の初犯者)。これは、職員の休養設備の増加と、舎房を従来の放射型から、安定した採光が得られる平行配置に変更したことが要因と考えられる。その他にも、中央庁舎の周囲を「事情の許す限り刑務所在来の陰惨な気分から解放」するために池や庭園を配し、構外にも「異常の激務に服する」職員の慰安施設 (演武場等) を建設している。このように、震災復旧時の設計は、受刑者並びに職員の環境改善を積極的に図ったことが伺える。

昭和 16 年 (1941) には治安維持法の改正に伴う予防拘禁制度の発足により、豊多摩刑務所第 7 舎 (赤煉瓦造り放射状舎房) が日本で唯一の東京予防拘禁所に指定され、多くの思想犯が拘禁された。

その後、昭和 20 年 (1945) 4 月 13 日には山手大空襲により豊多摩刑務所被爆。仮設工場 1 棟を焼夷弾により焼失した。5 月 25 日には豊多摩刑務所及び東京予防拘禁所が被爆し、官舎、工場 2 棟及び作業倉庫を全焼し、予防拘禁所は舎房 2 棟が大破した。また、同年司法省が東京拘置所に移転し、東京拘置所は豊多摩刑務所へ、豊多摩刑務所は浦和刑務支所跡へ移転した。

昭和 21 年 (1946)、豊多摩刑務所は連合軍人、軍属等の犯罪者を収容する拘禁所に充てるため、連合軍に接收される。拘禁所時代の詳細は現在不明であるが、古写真では表門の裏にあった庁舎にペンキが塗られていたことがわかる。

昭和 31 年 (1956) 9 月に 10 年ぶりに日本側に返還される。翌 32 年 (1957) 1 月に管内施設の技能受刑者 155 名を集め復旧工事に就業、改修工事予算は 170,000,000 円で、ペンキで塗られた刑務所の全面改装や教誨堂の改修、病舎の新築工事を行った。同年 7 月 1 日には中野刑務所が発足し²、日本ではじめての試みである「分類センター」として、また「職業訓練所」のモデル処遇施設として再スタートを切る。以後、昭和 58 年 (1983) の廃庁までの 26 年間、中野刑務所時代は続いた。

中野刑務所の移転運動は昭和 29 年 (1954) から始まり、中野刑務所が再スタートした

² 中野刑務所が設置されたことに伴い、浦和市所在の豊多摩刑務所は浦和刑務所に改められた

ことで一度下火になったが、住宅の密集や交通量の激増といった都市化や、公害、騒音といった社会問題を背景に、昭和 41 年（1966）には中野刑務所解放運動が再燃した。各省庁への陳情は 30 余回、区民大会 5 回を経て、昭和 50 年（1975）法務大臣が「中野刑務所廃止」を声明。昭和 58 年（1983）3 月をもって廃庁する旨が決まった。移転運動は 20 年間におよんだ。中野刑務所廃庁前には地域住民の一般参観も行われた。

昭和 58 年（1983）3 月 31 日に廃庁、4 月には解体工事に着手し、10 月末には表門以外のすべての建物の解体が完了した。解体前・解体時には建築学会協力のもと映像記録が残されており、解体時の調査報告書も株式会社間組によりまとめられている。

刑務所解体後の敷地は、都の下水処理場（東京都下水道局中野水再生センター）、区の防災公園（平和の森公園）、法務省矯正研修所東京支所となった。矯正研修所は平成 29 年（2017）に昭島市に移転され、表門を含む敷地は財務省用地となる。その後、令和 3 年（2021）に中野区が土地を取得し、敷地内に保存されていた表門は同年 6 月 4 日に中野区指定有形文化財となった。

次頁に、旧豊多摩監獄の変遷をまとめた年表（資料 3-1）と、旧豊多摩監獄の変遷に表門についての内容を赤字で追記した年表（資料 3-2）を示す。

【参考文献】

- 『紀年寫真帖』豊多摩監獄, 大正 4 年（1915）
- 『監獄協會雑誌 第 28 卷 第 6 号』監獄協会, 大正 4 年（1915）
- 『建築雑誌 第 342 号』建築学会, 大正 4 年（1915）
- 『豊多摩監獄要覧』豊多摩監獄, 大正 11 年（1922）
- 『各刑務所建物配置図 大正 12 年現在』司法省, 大正 12 年（1923）
- 『刑政 震災号 第 36 卷 第 10 月号』監獄協会, 大正 12 年（1923）
- 『豊多摩刑務所落成記念』豊多摩刑務所, 昭和 6 年（1931）
- 『刑務所総覧 各刑務所配置図 昭和 7 年現在』司法省, 昭和 7 年（1932）
- 『建築雑誌 第 45 輯 第 549 号』建築学会, 昭和 6 年（1931）
- 『中野刑務所 20 周年記念』中野刑務所, 昭和 52 年（1977）
- 『中野のまちと刑務所』中野区企画部, 昭和 59 年（1984）
- 『史料としての竣工年代と設計者記名方式—小菅刑務所と蒲原重雄—』近江栄, 昭和 46 年（1971）

資料 3-1 旧豊多摩監獄年表

■旧豊多摩監獄年表

和暦	西暦	月	日	内容	備考	出典
※旧豊多摩監獄の歴史は、江戸時代の小伝馬牢屋敷から始まるが、本年表では、小伝馬町牢屋敷の流れを汲む市谷監獄が豊多摩郡野方村に移転を計画するところから記載する						
明治 42	1909	5	19	市谷監獄建築事業が認定され、東京府豊多摩郡野方村の用地買収が進められる	市谷監獄新築計画書に配置図と建物概要あり 表門は『煉瓦造二階建 貳拾四坪』	市谷監獄建築事業認定ノ件 添付：収用認定調書、市谷監獄新築計画書
明治 42	1909	5		工事着手	『當初の一箇年は敷地買収と舊監獄（市谷監獄を指すか）建物を取崩し現在敷地の一隅に運搬假監建設等の豫備工事に全く之を費し』 →市谷監獄の部材を解体し運搬した可能性がある	紀年寫眞帖「監獄ノ沿革」
明治 43	1910	3	31	市谷監獄、東京府豊多摩郡野方村に移転	明治 43.3 には外周の煉瓦塀と高見張ができていたことが古写真からわかる（須藤亮作アルバムより：歴民所蔵）	紀年寫眞帖「監獄ノ沿革」
明治 43	1910	4		新監の工事に着手 ^{※1}	■工事関係技術家 ^{※2} 司法技師：山下啓次郎、横濱勉、後藤慶二（工事主任） 司法技手：北井治三郎（故）、久田喜一 ■設計監督 ^{※2} 横濱勉、後藤慶二、久田喜一	※1：紀年寫眞帖「監獄ノ沿革」 ※2：建築雑誌 第三百四十二號 p68-71
大正 4	1915	3		工事竣工	大正 2 年における政府財政整理の結果、竣工が 1 年延びた 表門は『煉瓦造平屋建 二十八坪四合』	紀年寫眞帖「敷地及建物坪数」
大正 4	1915	5	20 ^{※3}	『豊多摩監獄』に改称		豊多摩監獄要覽 ※3：中野刑務所開設二十周年記念 p26 に日付が記載されている
大正 4	1915	5	23	教誨堂において落成式を行う	司法技師山下啓次郎が工事報告を行った →報告内に『舊監古材使用』とある ■落成式出席者 鈴木司法次官/小山元司法次官/豊島法務局長/谷田監獄局長/山下司法技師/牧野東京地方裁判所長/中川東京地方裁判所検事正/谷野大審院刑事/眞木監獄事務官 他	監獄協會雑誌 第 28 卷 第 6 号
大正 11	1922			『豊多摩刑務所』に改称	組織法の改正	中野まこと刑務所 P82
大正 12	1923	9	1	関東大震災発生、大損傷を受ける 全般の建造物に精密な検査を行い、大部分を新築することに決定した ^{※4}	■震災被害の概況 ^{※5} ・外圍煉瓦塀倒壊 七ヶ所 地上三尺乃至八尺を餘し倒壊せるもの三百尺以上の外倒壊せざる所と雖(イト)も殆ど全部亀裂を生ず ・構内仕切煉瓦塀倒壊 四拾間 ・倉庫一棟崩壊 一棟半壊 ・塵芥焼場倒壊 ・検身場一部破壊 ・監房は屋根墜落一ヶ所、獨居監房の大部分は内部に亀裂を生じ其他上壁数ヶ所墜落す ・工場(煉瓦造)二棟共に十数ヶ所亀裂を生ず以上の外屋外の瓦は大部分落下或は粉碎すその他作業器具、當置器具の破壊尠なからず	※4：豊多摩刑務所落成記念「豊多摩刑務所震災復舊工事概要」 ※5：刑政 震災號 第參拾六卷 第十號 p15
大正 13	1924	12	2	復旧工事起工	建築主：司法省 ^{※6} 設計者：司法省建築課 ^{※6} 施工者：直営 ^{※6} 監督者：司法省建築課 ^{※7}	豊多摩刑務所落成記念「豊多摩刑務所震災復舊工事概要」 ※6：建築雑誌 昭和 6 年 12 月 ※7：建築雑誌 昭和 6 年 9 月
昭和 6	1931	5	10	復旧工事竣工 工事の殆ど全部を収容者が行った	・復旧工事において各建物は新築、改築、修繕に分類され、表門は「改築」とされている ^{※8} ・配置図に「表門（門衛所及唧筒置場）」と記載あり ^{※9}	※8：豊多摩刑務所落成記念「豊多摩刑務所震災復舊工事概要」 ※9：刑務所総覽 13/211
昭和 16	1941			豊多摩刑務所第 7 舎（赤レンガ造り放射状舎房）を「東京予防拘禁所」とする		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 20	1945			豊多摩刑務所内の東京予防拘禁所は府中刑務所内に移転と決まる		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 20	1945	4~5		4/13 被爆により仮設工場 1 棟焼失 5/25 被爆により官舎、工場 2 棟、作業倉庫が全焼		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 20	1945			豊多摩刑務所は浦和刑務支所跡に移転	豊多摩刑務所を移転するために浦和刑務支所が廃止される（刑政甲第 1611 号）	中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 21	1946			連合軍人、軍属等の犯罪者を収容する拘禁所に充てるため、連合軍に接収される		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 31	1956	9	25	豊多摩刑務所中野復旧作業場発足 連合軍側の拘禁所として使用されていた旧豊多摩刑務所が 10 年 5 月ぶりに日本に返還される（法務沿革誌）		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p29
昭和 32	1957	1	30	管内施設の技能受刑者 155 名を集め復旧工事に就業		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p29
昭和 32	1957	7	1	『中野刑務所』発足		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p29

和暦	西暦	月	日	内容	備考	出典
昭和 32	1957	9	25	開庁式	唐沢法務大臣他 100 余名参列 改修工事予算 1 億 7000 万円	中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p29
昭和 52	1977	10	8	開設 20 周年記念文化祭開催。記念誌発行		中野のまちと刑務所「年譜」p87
昭和 54	1979	2	14	昭和 58 年 3 月末日をもって廃庁が決定した旨、所長から全職員に告知		中野のまちと刑務所「年譜」p87
昭和 55	1980	5	21	廃庁に備え構内外の植木、芝等を近在施設へ移設開始		中野のまちと刑務所「年譜」p88
		9	9	敷地 (84, 000 m ²)、建物及び工作物を大蔵省へ所管換	9/15 廃庁になるまで普通財産の無償使用について大蔵省に承認を得る	中野のまちと刑務所「年譜」p88
昭和 56	1981	3～		順次閉鎖	印刷作業のみ府中刑務所へ移設	中野のまちと刑務所「年譜」p88
		5	25	中野区測量開始		中野のまちと刑務所「年譜」p88
昭和 57	1982	6	9	収容人員ゼロとなる		中野のまちと刑務所「年譜」p89
		6	27	地域住民の一般参観実施 3907 名		中野のまちと刑務所「年譜」p89
		11	1	道場・志誠寮・第二クラブ・第三クラブ、西宿舎 1 棟 2 戸解体工事完了		中野のまちと刑務所「年譜」p89
昭和 58	1983	3	31	廃庁		中野のまちと刑務所「年譜」p89
		4	2	刑務所施設解体着手	○映像記録 「豊多摩監獄」(豊多摩(中野)刑務所を社会運動史的に記録する会) 「建築解体 中野刑務所」(株式会社間組) ○解体調査報告書 「旧豊多摩監獄の解体調査報告書」(株式会社間組 1985. 01)	中野のまちと刑務所「年表」p95
		4	2 ～3	地元住民等の刑務所跡見学会		中野のまちと刑務所「年表」p95
		5	14	区、解体工事及び刑務所舎の壁の一部切り取り保存を都下水道局と打合せ	一部切り取り保存の詳細不明	中野のまちと刑務所「年表」p95
		10	28	表門以外の刑務所施設解体完了	北側の跡地は下水道局(都)と防災公園(区)として活用 南側は法務省東京矯正管区管轄となり、矯正研修所が建設される	中野のまちと刑務所「年表」p95
昭和 61	1986	3	25	東京矯正管区 外構工事完了	法務省矯正研修所東京支所として使用される	東京矯正管区 A 工区外構工事完成図
平成 29	2017			矯正研修所移転に伴い、財務省所管用地となる	敷地及び表門は財務省の管理となる	
令和 3	2021			3 月、中野区土地取得	現在、敷地(敷地内既存建物含む)及び表門の管理は中野区が行っている	
令和 3	2021	6	4	『旧豊多摩監獄表門』区指定有形文化財となる		

資料 3-2 表門の年表

■表門年表

和暦	西暦	月	日	内容	備考	出典
<p>※旧豊多摩監獄の歴史は、江戸時代の小伝馬牢屋敷から始まるが、本年表では、小伝馬町牢屋敷の流れを汲む市谷監獄が豊多摩郡野方村に移転を計画するところから記載する</p> <p>※赤字：表門についての記載</p>						
明治 42	1909	5	19	市谷監獄建築事業が認定され、東京府豊多摩郡野方村の用地買収が進められる	市谷監獄新築計画書に配置図と建物概要あり →表門は『煉瓦造二階建 貳拾四坪』	市谷監獄建築事業認定ノ件 添付：収用認定調書、市谷監獄新築計画書
明治 42	1909	5		工事着手	『当初の一箇年は敷地買収と舊監獄（市谷監獄を指すか）建物を取崩し現在敷地の一角に運搬假監建設等の豫備工事に全く之を費し』 →市谷監獄の部材を解体し運搬した可能性がある →表門小屋組には転用材が多くみられる	紀年寫眞帖「監獄ノ沿革」
明治 43	1910	3	31	市谷監獄、東京府豊多摩郡野方村に移転	明治 43. 3には外周の煉瓦塀と高見張ができていたことが古写真からわかる（須藤亮作アルバムより：歴史所蔵）	紀年寫眞帖「監獄ノ沿革」
明治 43	1910	4		新監の工事に着手 ^{※1}	■工事関係技術家 ^{※2} 司法技師：山下啓次郎、横濱勉、後藤慶二（工事主任） 司法技手：北井治三郎（故）、久田喜一 ■設計監督 ^{※2} 横濱勉、後藤慶二、久田喜一	※1：紀年寫眞帖「監獄ノ沿革」 ※2：建築雑誌 第三百四十二號 p68-71
大正 4	1915	3		工事竣工	表門は『煉瓦造平屋建 二十八坪四合』 正面向かって右を「消防具置場」、左を「人民控所及職員弁當置場」とした ただし、同史料内に、「人民控所1ヶ所、唧筒置場1ヶ所、門衛控所1ヶ所、中央通路」とも記載あり 正面には「市谷監獄」の看板が付く →同年5/20に「豊多摩監獄」となる	紀年寫眞帖
大正 4	1915	5	23	教誨堂において落成式を行う	司法技師山下啓次郎が工事報告を行った →『舊監古材使用』の見積高を報告している →表門の小屋組には転用材が多くみられる ■落成式出席者 鈴木司法次官/小山元司法次官/豊島法務局長/谷田監獄局長/山下司法技師/牧野東京地方裁判所長/中川東京地方裁判所検事正/谷野大審院刑事/眞木監獄事務官 他	監獄協會雑誌 第28巻 第6号
大正 11	1922			『豊多摩刑務所』に改称	組織法の改正	中野まことと刑務所 P82
大正 12	1923	9	1	関東大震災発生、大損傷を受ける 全般の建造物に精密な検査を行い、大部分を新築することに決定した ^{※4}	■震災被害の概況 ^{※5} ・外圍煉瓦塀倒壊 七ヶ所 地上三尺乃至八尺を餘し倒壊せるもの三百尺以上の外倒壊せざる所と雖(イト)も殆ど全部亀裂を生ず ・構内仕切煉瓦塀倒壊 四拾間 ・倉庫一棟崩壊 一棟半壊 ・塵芥焼場倒壊 ・検身場一部破壊 ・監房は屋根墜落一ヶ所、獨居監房の大部分は内部に亀裂を生じ其他上壁数ヶ所墜落す ・工場(煉瓦造)二棟共に十数ヶ所亀裂を生ず以上の外屋外の瓦は大部分落下或は粉碎す その他作業器具、當置器具の破壊尠ならず →表門については被害状況の記載なし	※4：豊多摩刑務所落成記念「豊多摩刑務所震災復舊工事概要」 ※5：刑政 震災號 第參拾六卷 第十號 p15
大正 13	1924	12	2	復旧工事起工	建築主：司法省 ^{※6} 設計者：司法省建築課 ^{※6} 施工者：直営 ^{※6} 監督者：司法省建築課 ^{※7} →後藤慶二の後輩で、小菅刑務所の復旧工事に携わった蒲原重雄が豊多摩刑務所復旧に協力したといわれている ^{※8}	豊多摩刑務所落成記念「豊多摩刑務所震災復舊工事概要」 ※6：建築雑誌 昭和6年12月 ※7：建築雑誌 昭和6年9月 ※8：「史料としての竣工年代と設計者記名方式-小菅刑務所と蒲原重雄」近江栄, 昭和41年
昭和 6	1931	5	10	復旧工事竣工 工事の殆ど全部を収容者が行った	・復旧工事において各建物は新築、改築、修繕に分類され、表門は「改築」とされている ^{※9} ・配置図に「表門（門衛所及唧筒置場）」と記載あり ^{※10} →用途は創建時から変わっていないと考えられる	※9：豊多摩刑務所落成記念「豊多摩刑務所震災復舊工事概要」 ※10：刑務所総覧 昭和7年1月現在
昭和 6年	1931	7	以前	刑政の口絵に落成式を挙げた豊多摩刑務所の写真が掲載される	表門向かって右側の石柱と鉄格子塀が写る →昭和6の震災復旧工事で鉄格子塀が作られた →表門は写っていないが、痕跡より表門東面の半円形の開口部と鉄格子塀は一体で作られていた	
昭和 16	1941			豊多摩刑務所第7舎（赤レンガ造り放射状舎房）を「東京予防拘禁所」とする		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 16	1941	6	以前	刑政から予防拘禁所特輯号がでる	「東京豫防拘禁所正門と同所員諸氏」として、表門向かって左側の石柱と鉄格子塀前で記念写真を撮影している →表門は写っていないが、痕跡より表門東面の半円形の開口部と鉄格子塀は一体で作られていた	刑政第五十四巻七月號第七號

和暦	西暦	月	日	内容	備考	出典
昭和 20	1945	4~5		4/13 被爆により仮設工場 1 棟焼失 5/25 被爆により官舎、工場 2 棟、作業倉庫が全焼	表門については被害状況の記載なし	中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 21	1946			連合軍軍人、軍属等の犯罪者を収容する拘禁所に充てるため、連合軍に接収される	・通路から東側の部屋に出入りする開口上に「SGT. OF THE GUARD」(守衛室)と記載あり。接収時代の痕跡と考えられる ・昭和 26 の古写真に、石柱、鉄格子扉、表門東面の半円形の庇が写る	中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p28
昭和 31	1956	9	25	豊多摩刑務所中野復旧作業場発足 連合軍側の拘禁所として使用されていた旧豊多摩刑務所が 10 年 5 月ぶりに日本に返還される(法務沿革誌)		中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p29
昭和 32	1957	1	30	管内施設の技能受刑者 155 名を集め復旧工事に就業	復旧工事の主な内容は不明	中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p29
昭和 32	1957	7	1	『中野刑務所』発足	・昭和 32 の返還直後の写真より、表門北面の東側の開口部が、創建当時の掃き出しから窓に改変されていることがわかる →改変時期不明 震災復旧 or 拘禁所時代 ・屋根がスレート葺から変更されている ・表門は部屋としては使われておらず、リヤカーや掃除器具を置いていた(ヒアリングより)	中野刑務所開設二十周年記念「年譜史料」p29
昭和 58	1983	3	31	廃庁	・昭和 58 の解体前の映像より、表門北面の東西の開口部がどちらも掃き出しに改変されている	中野のまちと刑務所「年譜」p89
昭和 58	1983	10	28	表門以外の刑務所施設解体完了	北側の跡地は下水道局(都)と防災公園(区)として活用 南側は法務省東京矯正管区管轄となり、矯正研修所が建設される	中野のまちと刑務所「年表」p95
昭和 58~	1983~			法務省の矯正研修所となる	表門は矯正研修所敷地内に位置し、使われ方は不明 ・昭和 58 に掃き出しだった北面の東西の開口部をどちらも窓に改変 ・屋根を改修し、破風を取り付ける ※いずれも時期は不明	
平成 29	2017			矯正研修所移転に伴い、財務省所管用地となる		
令和 3~	2021~			3 月、矯正研修所跡地を区が取得し、表門も区の管理となる	【現在】 6 月 4 日「旧豊多摩監獄表門」区指定有形文化財となる	

イ 資料・痕跡調査に基づく変遷考察

令和元年度（2019年度）に行われた学術調査では、現在の姿に近くなった（東面に円形の開口部と庇ができた）のは拘禁所時代（昭和21年（1946）～昭和31年（1956））であったと推測したが、今回業務でより詳細な痕跡調査や資料調査を行った結果、大正11年（1922）の「監獄官制改正」により監獄から刑務所への呼称変更により代表されるイメージの刷新といった行刑制度の転換の翌年に発生した、関東大震災の復旧工事による改修によるものであることが判明した。

建物の変遷期と改修履歴を以下の表にまとめた。また、復原年代等の設定にあたって作成した考察資料を資料4として次頁以降にまとめる。

図1-1 建物の変遷期と改修履歴

変遷期	年代	改修履歴等
1期 創建時	明治42年(1909)着工 ～大正4年(1915)竣工 ～大正10年(1921)	—
2期 豊多摩刑務所時代	大正11年(1922)～ 昭和20年(1945)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊多摩監獄から豊多摩刑務所へと名称の変更 ・「元守衛室」の東面に半円形の受付窓と庇を新設 ・「元守衛室」の北面開口部を掃き出しから窓に改修 ・通路から「元守衛室」へ通ずる出入口を新設 ・表門両脇の塀を煉瓦塀から豎格子塀に改修
3期 拘禁所時代	昭和21年(1946)～ 昭和31年(1956)	<ul style="list-style-type: none"> ・「元守衛室」の出入口上に英字の室名「SGT. OF THE GUARD」（守衛室）を記載
4期 中野刑務所時代	昭和32年(1957)～ 昭和58年(1983)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根をスレート葺から瓦棒葺に改修 ・「元守衛室」北面の開口部を窓から掃き出しに改修 ・「部屋」北面の開口部を窓から掃き出しに改修 ・「通路」正面に木製柵を設置

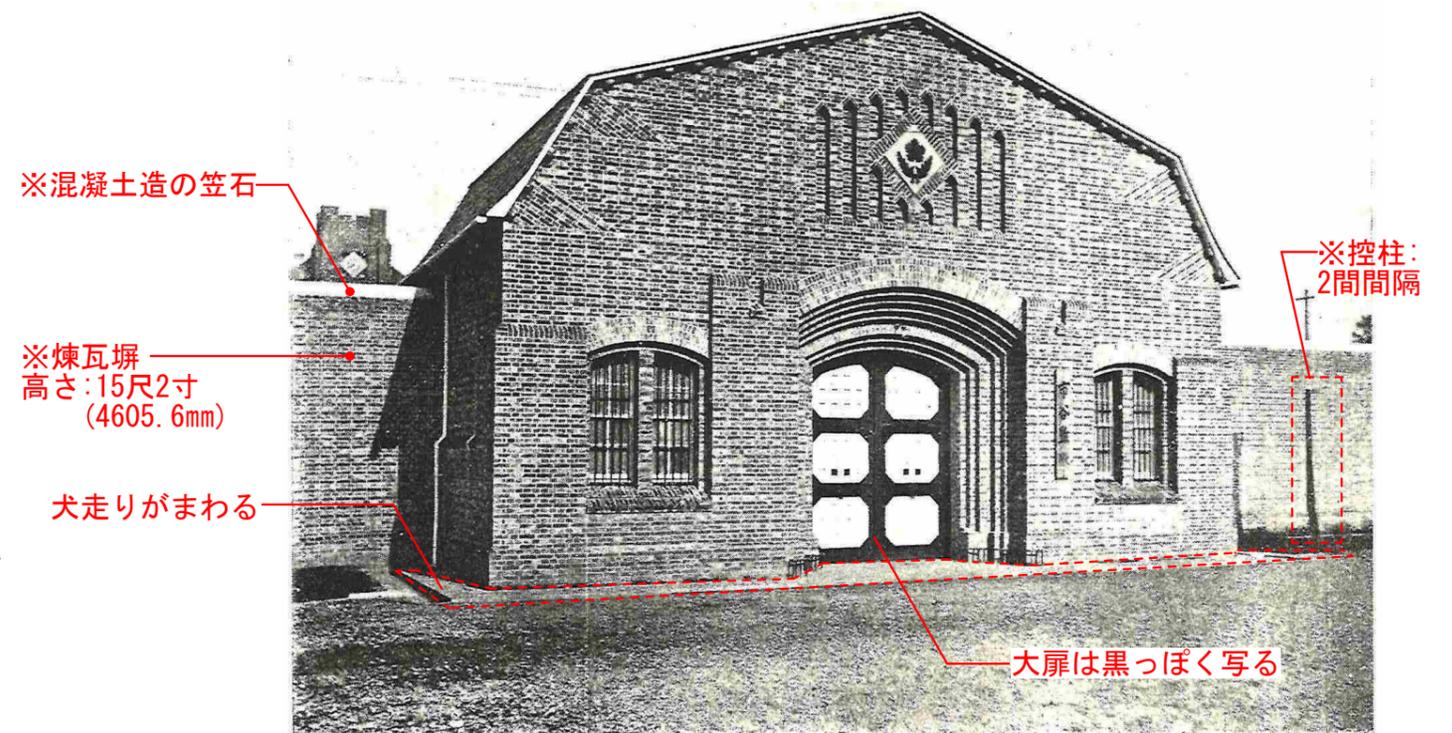
変遷期		年代	改修履歴等
5期	廃庁以降	昭和58年(1983)～ 令和3年(2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・「元守衛室」北面の開口部を掃き出しから窓に改修 ・「部屋」北面の開口部を掃き出しから窓に改修 ・通路南北の大扉以外の建具を取替 ・屋根をカラー鉄板葺に改修 ※瓦棒葺を残したまま改修している ・周辺地盤の嵩上げ
	現在(区所有)		—

時代	名称 (所有)	変遷 期	年代・主な出来事	表門概要／改修履歴	室の使われ方 ▲:出入口 赤は推定	古写真等			
明治 大正	市谷監獄 (司法省) 豊多摩監獄 (司法省)	1期 創建時	明治42年(1909)5月19日 ～大正10年(1922) 明治42 工事着手 大正4 工事竣工	着工から6年の歳月を経て、大正4年に竣工。表門については竣工時の『記念写真帳』より「煉瓦造平屋建二十八坪四合」で、表門の写真解説に「正面向かって右を消防具置場、左を人民控所及職員弁當置場」と記載がある。※ただし同史料内の「敷地及建物坪数」では「人民控所1ヶ所、唧筒置場1ヶ所、門衛控所1ヶ所、中央通路」とも記載あり。	<p>マド 人民控所職員弁當置場 通路 消防具置場 マド</p> <p>※室名は『記念写真帳』の写真解説より</p>	<p>1期: 豊多摩監獄設計図(『後藤慶二氏遺稿』)</p>	<p>1期: 創建時正面(『記念写真帳』) 1期: 創建時背面(同左)</p>		
		2期 豊多摩刑務所(司法省)	大正11年(1922) ～昭和20年(1945) 大正11 豊多摩刑務所に改称 大正12 関東大震災で被災 大損傷を受ける 大正13 震災復旧工事起工 昭和6 復旧工事竣工 昭和20 東京大空襲で被災 刑務所の大半を焼失	大正11年、監獄官制改正に伴い名称を変更。翌大正12年の関東大震災で煉瓦塙等多くの建物が倒壊、表門の被害状況については確認されていない。震災の翌年から震災復旧工事が始まり7年の歳月を経て、昭和6年に竣工。多くの建物を新築する中、表門は「改築」された。史料並びに痕跡より、東面の円形庇及び開口部と表門脇の鉄格子塙は震災復旧工事によるものと推定される。復旧工事の設計者は司法省建築課で、小菅刑務所を設計した蒲原重雄も協力していたとされる	<p>マド 不明 通路 守衛室 マド</p> <p>○『記念写真帳』敷地及建物坪数では「人民控所1ヶ所、唧筒置場1ヶ所、門衛控所1ヶ所、中央通路」と記載あり⇒唧筒(ポンプ)置場=消防具置場か⇒門衛控所の場所不明</p> <p>○『刑務所総覧 昭和7年1月現在』より「表門(門衛所及唧筒置場)」と記載あり</p>	<p>2期: 震災復旧工事後の鳥瞰写真(『刑務所総覧 各刑務所配置図 昭和7年現在』)</p>	<p>2期: 昭和6.7月以前(『刑政 第44巻7月号』)</p>	<p>2期: 昭和16.6月以前(『刑政 第54巻7月号』) 2期: 終戦直後の豊多摩刑務所(『中野のまちと刑務所』)</p>	
昭和	拘禁所(連合軍) 中野刑務所(法務省)	3期 拘禁所時代	昭和21年(1946) ～昭和31年(1956) 昭和21 拘禁所に充てるため 接收される 昭和31 日本に返還	戦後10年間、米軍に接收され拘禁所に充てられた。創建時に掃き出しだった北面東側の開口は窓に改変されている。[3期以前の改修]	<p>マド 不明 通路 守衛室 マド</p>	<p>3期 左側に表門が一部写る(中野区提供)</p>	<p>4期: 昭和32年 返還直後(『中野刑務所開設20周年記念』)</p>		
		4期 中野刑務所時代	昭和32年(1957) ～昭和58年(1983) 昭和32 復旧工事始まる 昭和32 中野刑務所発足 昭和54 廃庁決定 昭和58 3月 廃庁 解体工事着手 10月 完了	返還後、中野刑務所が発足し、廃庁までの26年間使用された。3期では窓であった北面の開口部が、中野刑務所時代にはどちらも掃き出しに改変されている。屋根はスレート葺から瓦棒葺に変更している。また、解体時に両脇の鉄格子塙も取り外されたが、門扉は保管されている。	<p>マド 職員控室 物置 物置 マド</p>	<p>4期: 昭和50年代</p>	<p>4期: 年代不明</p>	<p>4期: 昭和57年 解体前の映像(『豊多摩監獄』)</p>	
平成 令和	矯正研修所(法務省) 財務省(中野区)	5期 廃庁以降	昭和58年(1983) ～平成29年(2017) 法務省矯正研修所東京支所として使用される	中野刑務所廃庁後、表門は矯正研修所敷地内に残された。室の使われ方は不明であるが、この時、4期では掃き出しであった北面の開口部が、どちらも窓に改変されている。屋根はカー鉄板葺きに替えられ、腰折れ屋根下部のサト状の跳ね上がりは直線に改変された。また、その際に破風がつけられた。	<p>マド 不明 不明 不明 マド</p>	<p>5期: 現在の表門 正面(南面)</p>	<p>5期: 現在の表門 北東面</p>	<p>5期: 現在の表門 背面(北面)</p>	<p>5期: 現在の正門 西面</p>
		財務省(中野区)	平成29年(2017) 財務省用地となる 令和3年(2021) 中野区用地となる 6月中野区指定有形文化財となる						

1期 創建時(設計図) 『後藤慶二氏遺稿』

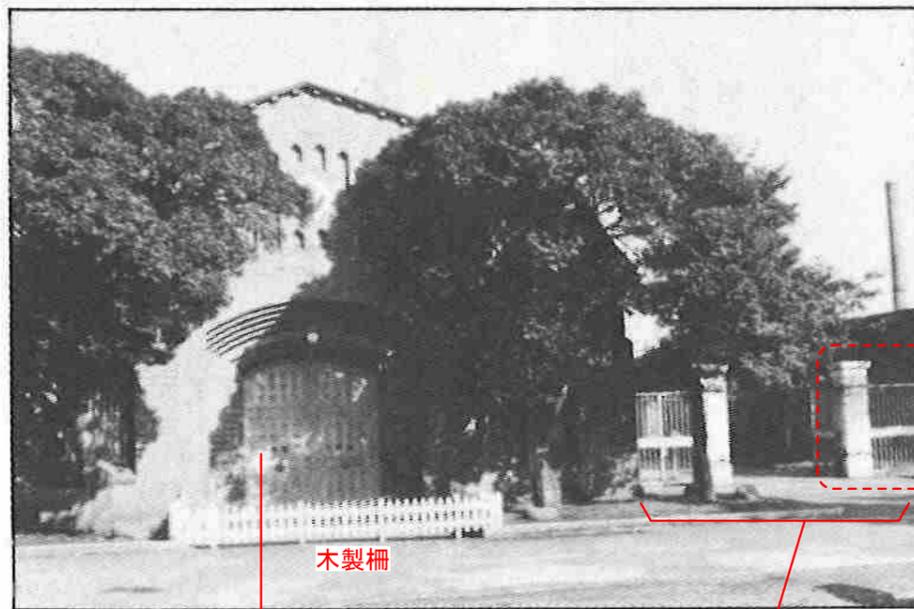


1期 創建時(竣工写真) 『記念写真帳』



※は『記念写真帳』の記載による

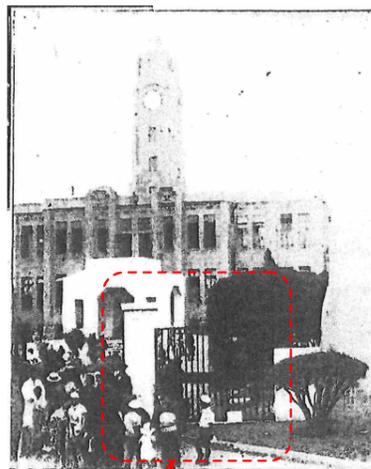
4期 昭和50年代の写真(中野刑務所時代)



木製柵

大扉は白っぽく写る
(拘禁所時代にペンキが塗られたか)

2期 昭和6年の写真 『刑政 第44巻7月号』



昭6の写真に写る
=> 鉄格子塀は
震災復旧時の改修か

建物両側の煉瓦塀は撤去され、
鉄格子塀、門扉、石柱がみられる
[昭和6以前, 震災復旧時の改修か]

5期 現在の写真



※写真は背面
屋根改修時に破風が取り付く
[昭和58以降の改変]



現在の大扉
創建時の写真より
鉄板部分の色が薄い



破風[昭和58以降]

レリーフ、部屋内に保管
※台風で落下

建具(上げ下げ窓)[後補, 昭和58以降]
※格子は当初と推定

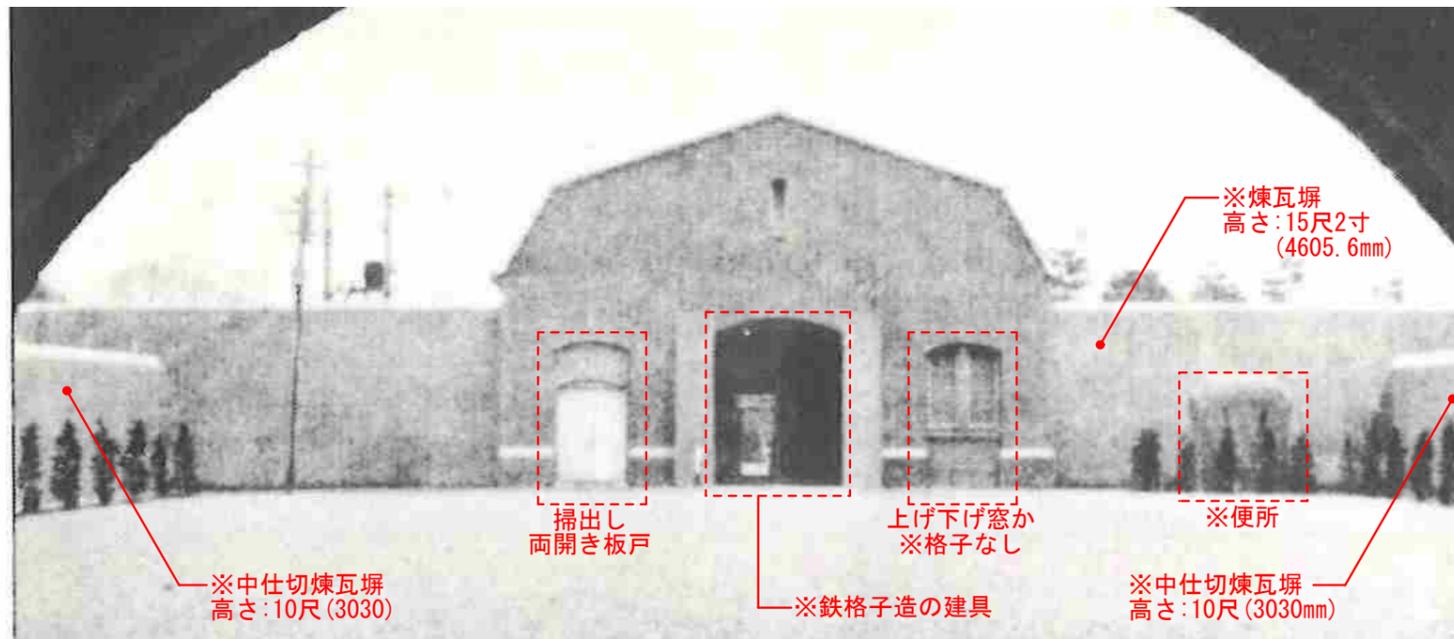
建具(上げ下げ窓)[後補, 昭和58以降]
※格子は当初と推定

周辺地盤は昭和58以降に盛土している

創建時写真にも写る

正面

1 創建時(竣工写真)『記念写真帳』



※は『記念写真帳』の記載による

3 昭和32年7月(米軍から返還後)の写真『中野刑務所開設20周年記念』



建物両側の煉瓦塀は撤去され、
鉄格子塀、門扉、石柱がみられる
[昭和6以前、震災復旧時の改修か]

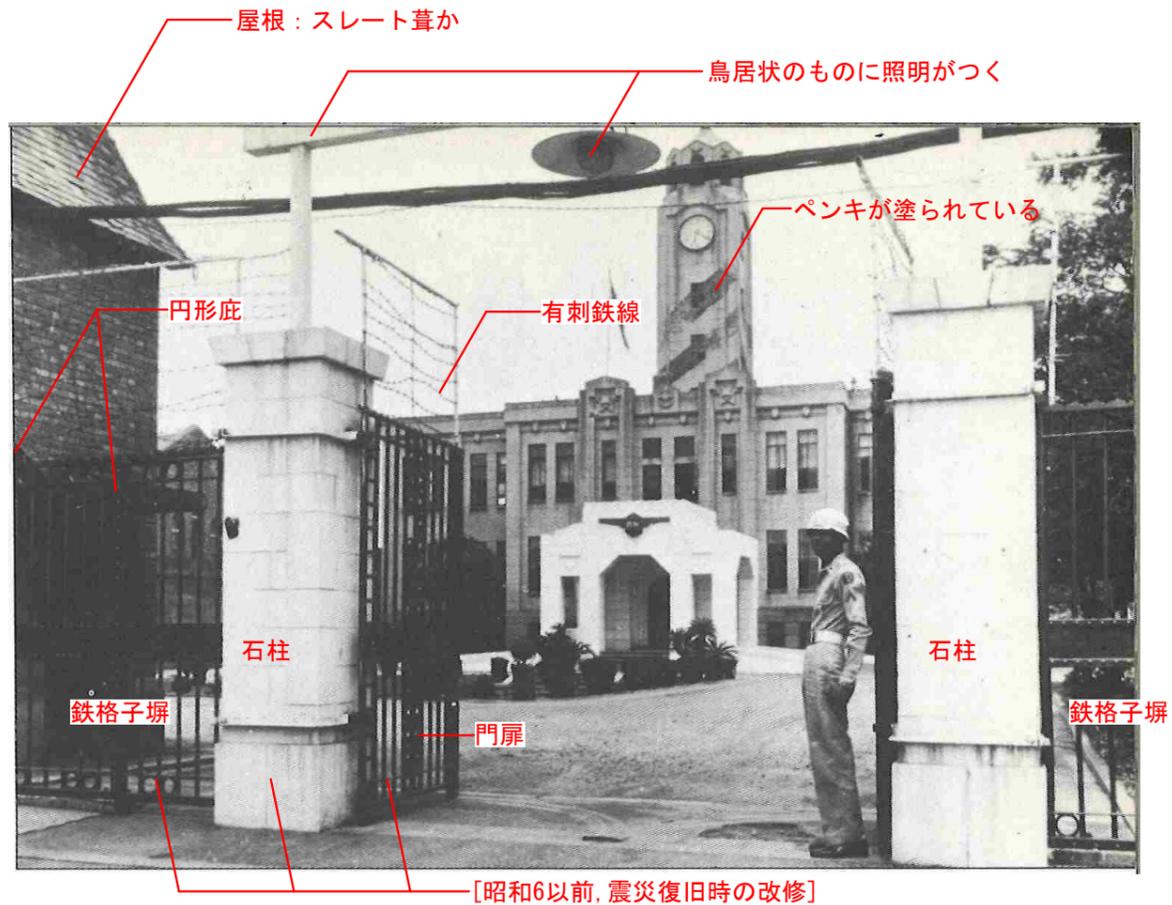
4 昭和57年(解体前)の映像より『豊多摩監獄』



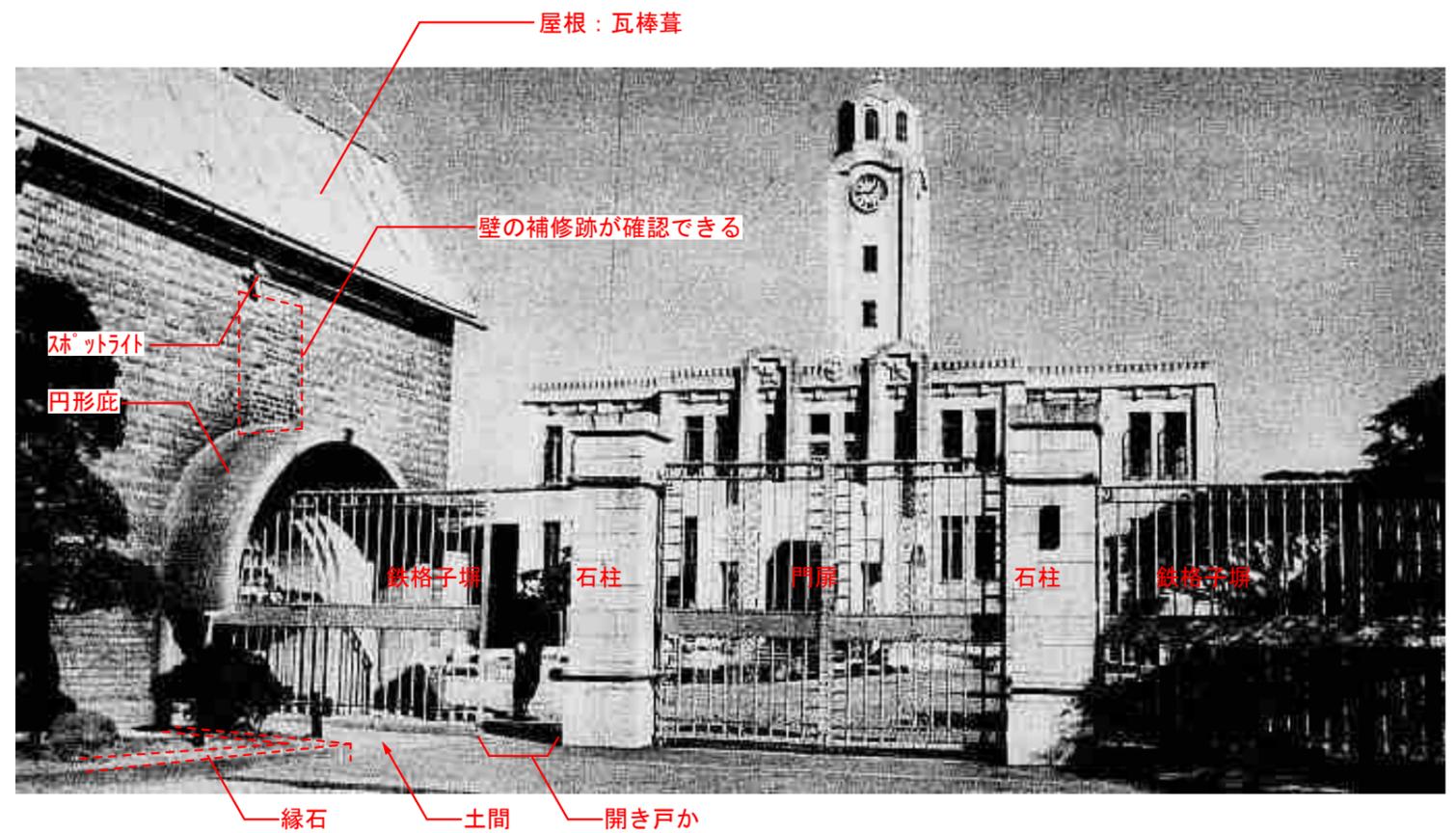
5 現在の写真



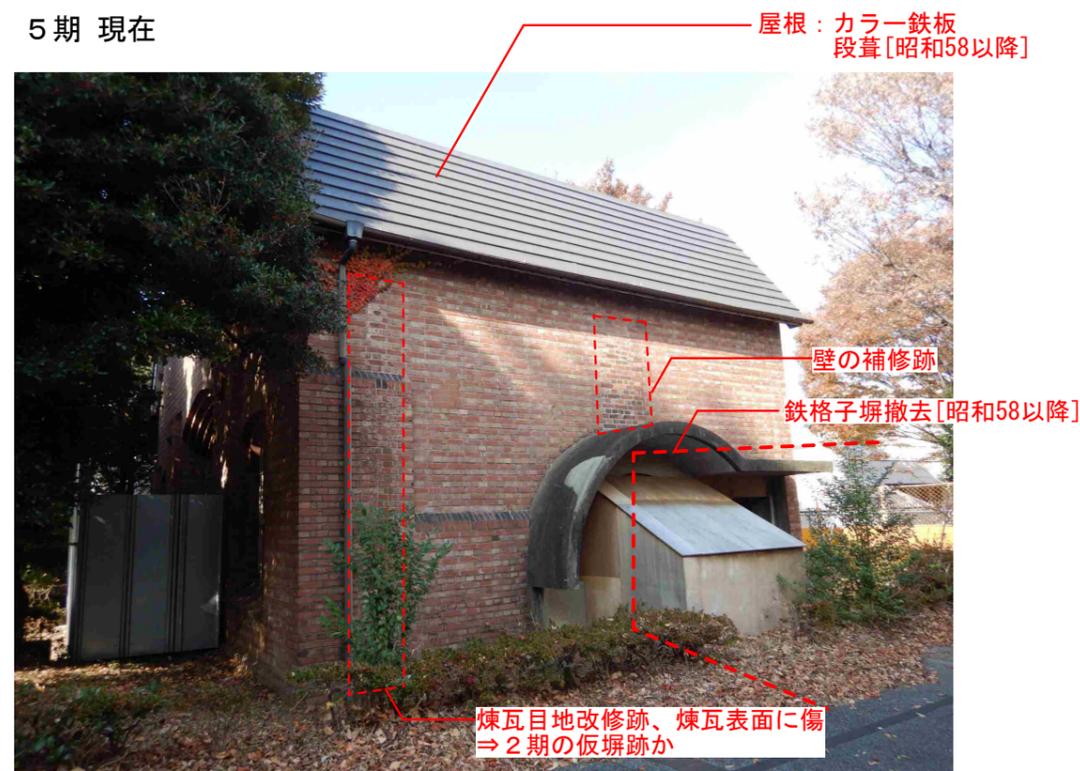
3期 昭和26年(拘禁所時代)の写真 中野区提供



4期 年代不明 昭和31年以降(中野刑務所時代)の写真か



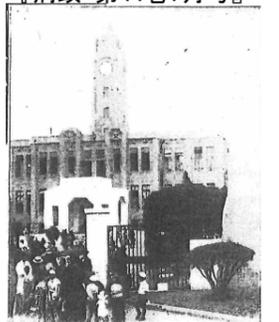
5期 現在



【東面の円形庇と開口部について】

- ①昭和6年撮影の古写真より、表門両脇の鉄格子塀と門柱、門扉が写っている
⇒震災復旧時の改修工事によるものと推定
- ②痕跡調査より、円形庇下に土間と鉄格子塀の基礎と思われる敷石がみられる
⇒円形庇と鉄格子塀は一体であったと推定
- ①②より、円形庇及び開口部は昭和6年の震災復旧時の改修と推定

昭和6年の写真
『刑政 第44巻7月号』



部屋 床痕跡

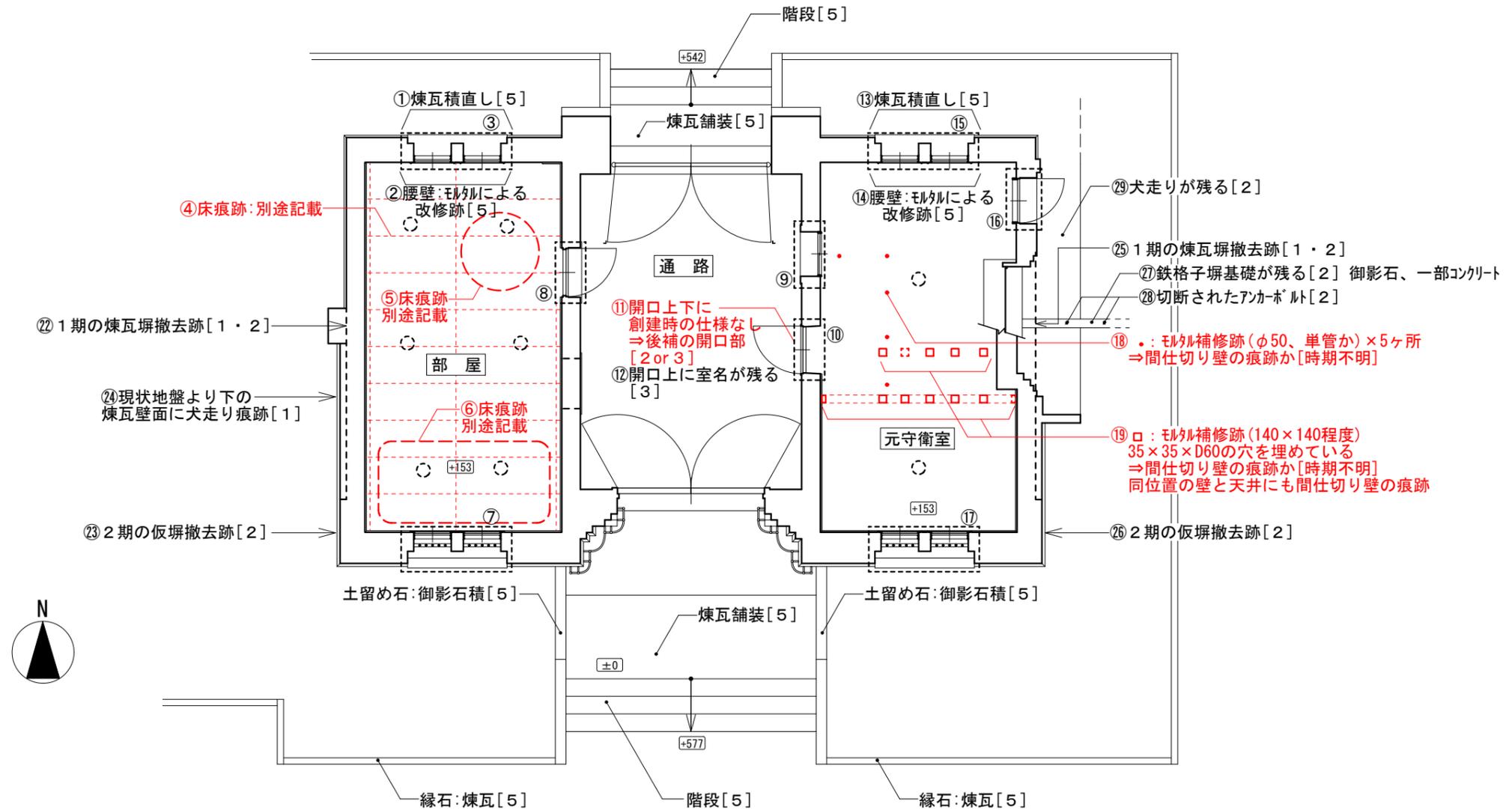
- ④床痕跡：床に置床の痕跡
巾木表面 (FL+65) に床仕上げの痕跡 [時期不明]
- ⑤床痕跡：床表面に環状の傷
⇒床材を剥がした際の痕跡 [時期不明]
- ⑥床痕跡：黒い床材が一部残る、リリウムか [時期不明]

⋯ : 開口部周りにモルタル補修跡
⇒建具の取替 [5]

○ : 旧照明 [1]

㉓部 屋⇒照明欠失、木製台のみ残る×6ヶ所

㉑元守衛室⇒照明、木製台とも欠失。跡のみ残る×2ヶ所

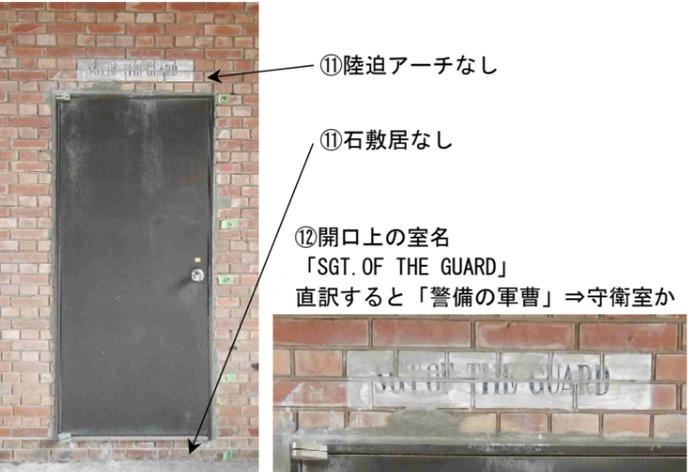


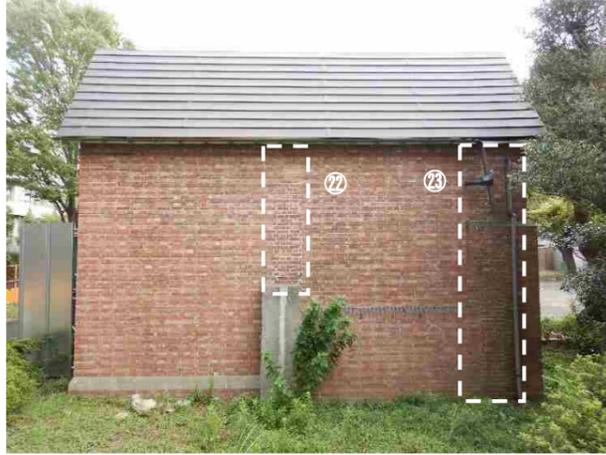
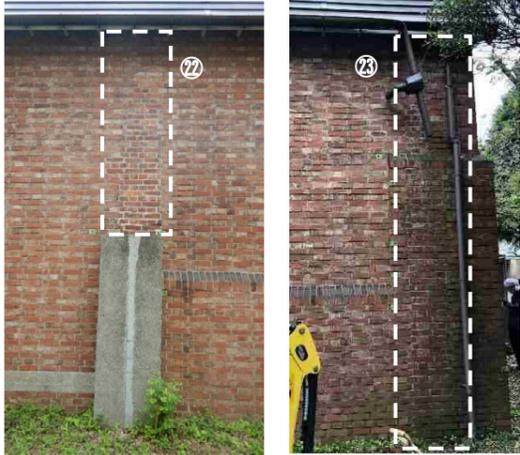
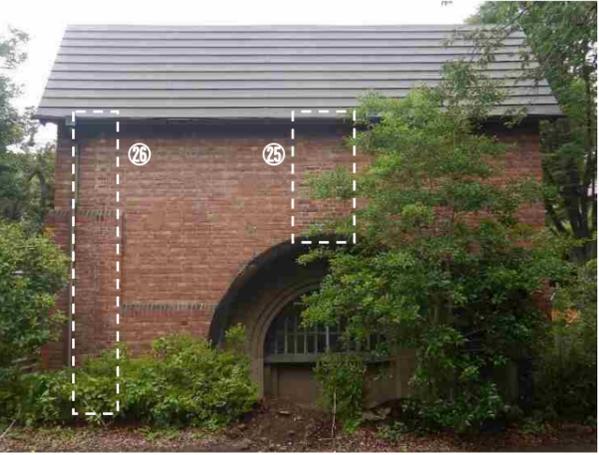
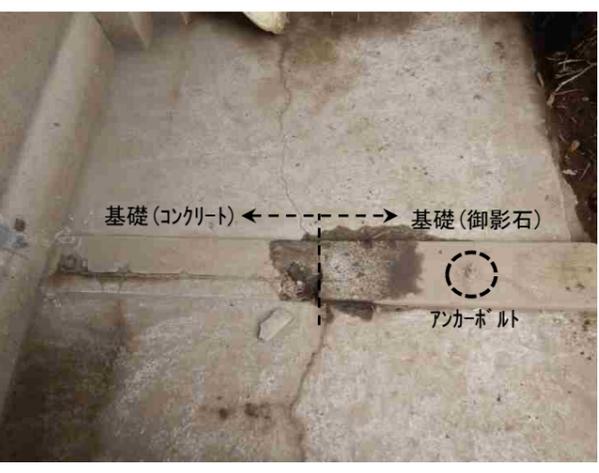
痕跡図 S=1/100

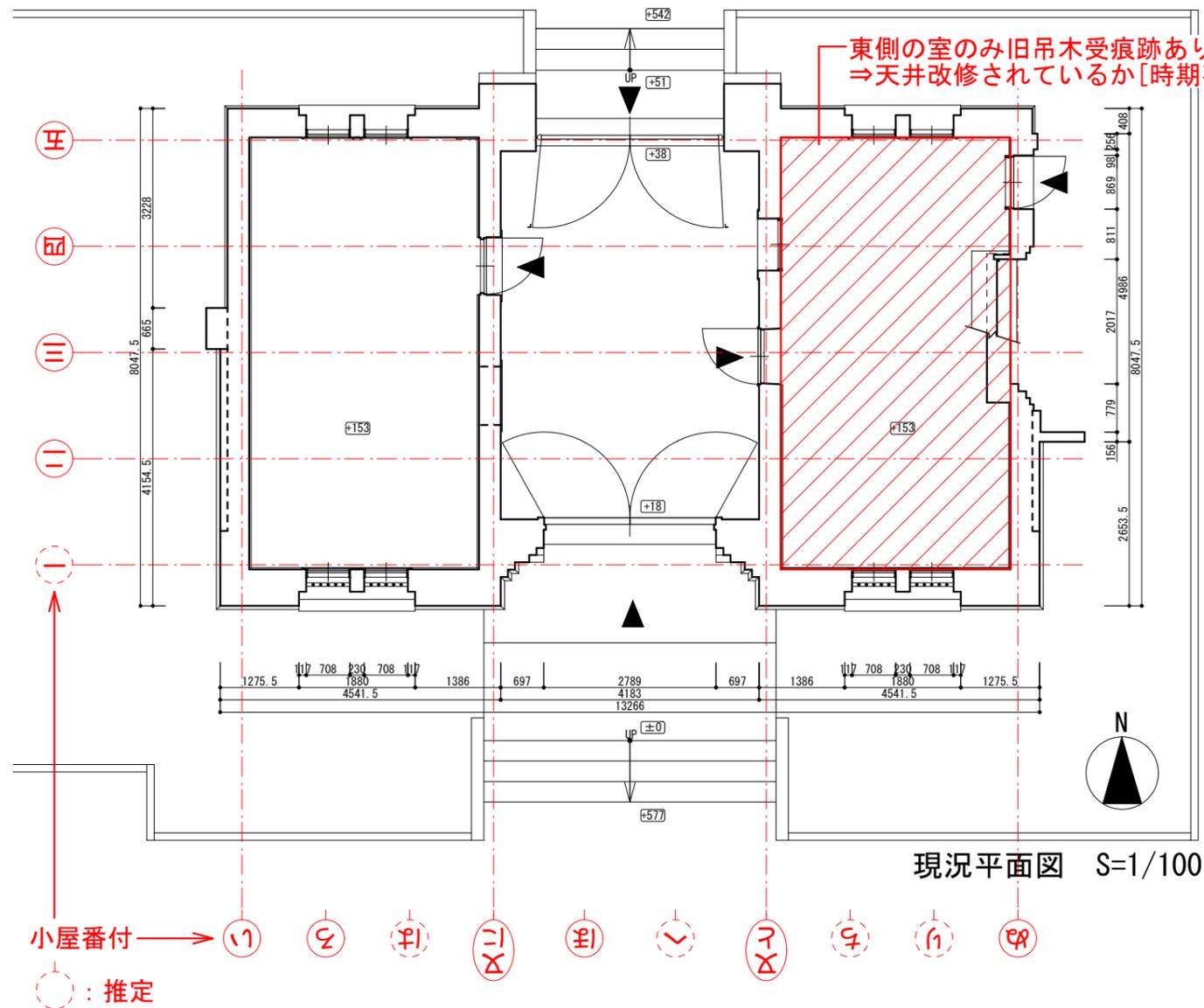
— 凡 例 —

- 1 : 創建時 (大正4~大正10)
- 2 : 関東大震災後の復旧 (大正11~昭和20) による改変
- 3 : 拘禁所時代 (昭和21~昭和31) の改変
- 4 : 中野刑務所時代 (昭和32~昭和58) の改変
- 5 : 廃庁後 (昭和58以降) の改変

赤字 : 改変時期が未確定の痕跡

<p>①煉瓦積直し[5]</p> 	<p>②③モルタル補修跡[5]</p> 	<p>④置床の痕跡[時期不明]</p> 	<p>⑤床材を剥がした際の痕跡[時期不明]</p> 	<p>⑥黒い床材が一部残る[時期不明]</p> 
<p>⑦窓周りにモルタル補修跡[5]</p> 	<p>⑧開口部周りにモルタル補修跡[5]</p> 	<p>⑨⑩開口部周りにモルタル補修跡[5]</p> 	<p>⑪後補開口部(開口上下に創建時仕様なし)[2 or 3]</p> <p>⑫開口上に室名表記[3]</p>  <p>⑪陸迫アーチなし</p> <p>⑪石敷居なし</p> <p>⑫開口上の室名「SGT. OF THE GUARD」直訳すると「警備の軍曹」⇒守衛室か</p>	
<p>⑬煉瓦積直し[5]</p>  <p>巾木:モルタル洗い出しから煉瓦積に改修(①も同様)</p>	<p>⑭⑮モルタル補修跡[5]</p> 	<p>⑯開口部周りにモルタル補修跡[5]</p> 	<p>⑰開口部周りにモルタル補修跡[5]</p> 	<p>⑱床にモルタル補修跡(単管が一部残る)[時期不明]</p> 

<p>⑱床にモルタル補修跡[時期不明]</p>	<p>⑲壁と天井に間仕切り壁の痕跡か[時期不明]</p>	<p>⑳旧照明の木製台が残る[1] ※機器は欠失</p>	<p>㉑旧照明の跡が残る[1] ※機器、木製台欠失</p>
			
<p>㉒1期の煉瓦塀撤去跡[1・2] ㉓仮塀撤去跡[2]</p>		<p>㉔煉瓦壁面に犬走の痕跡[1]</p>	<p>㉕1期の煉瓦塀撤去跡[1・2] ㉖仮塀撤去跡[2]</p>
			
<p>㉗㉘共通 仮塀接続部の煉瓦表面に傷※写真は㉗</p>		<p>㉙鉄格子塀の基礎が残る[2] ㉚切断されたアンカーボルト[2] ㉛犬走りと縁石が一部残る[2]</p>	
			



旧番付以外の墨書

部屋の小屋梁

※○は判読不能



長短〇〇	長さ三尺	四十五分 三寸	表門	小屋梁	枋本
木拾い調書の番号と 思われるもの	部材寸法 (長さ)	部材寸法 (断面寸法)	建物名 もしくは室名	部材名	員数



通路の小屋梁の墨書
建物名だけでなく室名(「中央通路」)の墨書もみられた



元守衛室の野縁受の墨書
「事務所」「筋違」と書かれた部材が野縁受として使われている。未使用の欠き込みあり



方杖の墨書
小屋組を構成する方杖に「分房監野縁」と墨書あり。分房監が何を指すかは不明

一部の部材では、側面(記載面は統一されていない)に、上から「木拾い調書の番号と思われるもの/材の長さ/断面寸法/建物名もしくは室名/部材名/員数」の記載が確認された。「木拾」という墨書や規格寸法、員数の記載もあることから、木拾い表をもとに各部材の検品作業が行われた可能性が考えられる。

建物名もしくは室名の部分では、「表門」だけでなく「事務所」や「分房監」といった異なる建物名称がみられるとともに、部材名には「挟梁」「胴差」「野縁」「野縁受」「筋違」「極」「タルキ」といった墨書もみられたが、部材名通りに部材が使われていないのがみられた。(例えば「筋違」が野縁や野縁受に、「野縁受」が垂木に使われているものもある)

このような部材には未使用の柄穴や欠き込みがみられることから、転用材を使用している可能性が指摘された。『紀年寫真帖』の記述によれば、豊多摩監獄建設にあたっては、「(市谷監獄を指すと思われる)旧監獄建物を取崩し現在敷地の一角に運搬仮監建設～」と書かれているため、市谷監獄の部材を転用した可能性が考えられた。

小屋組でみられた番付



小屋東北面 旧番付「ろ四」



小屋梁天端 旧番付「又と四」



小屋梁天端 旧番付「ぬ三」

小屋組の各部材には、北面を番付面とし、南西隅から桁行に「い・ろ・は…ぬ」、梁間に「一・二・三…五」とつける組み合わせ番付が見られた。

これらの番付は、部材状況等から、創建時に記された番付と考えられる。

痕跡



梁天端の欠き込み+釘穴痕跡

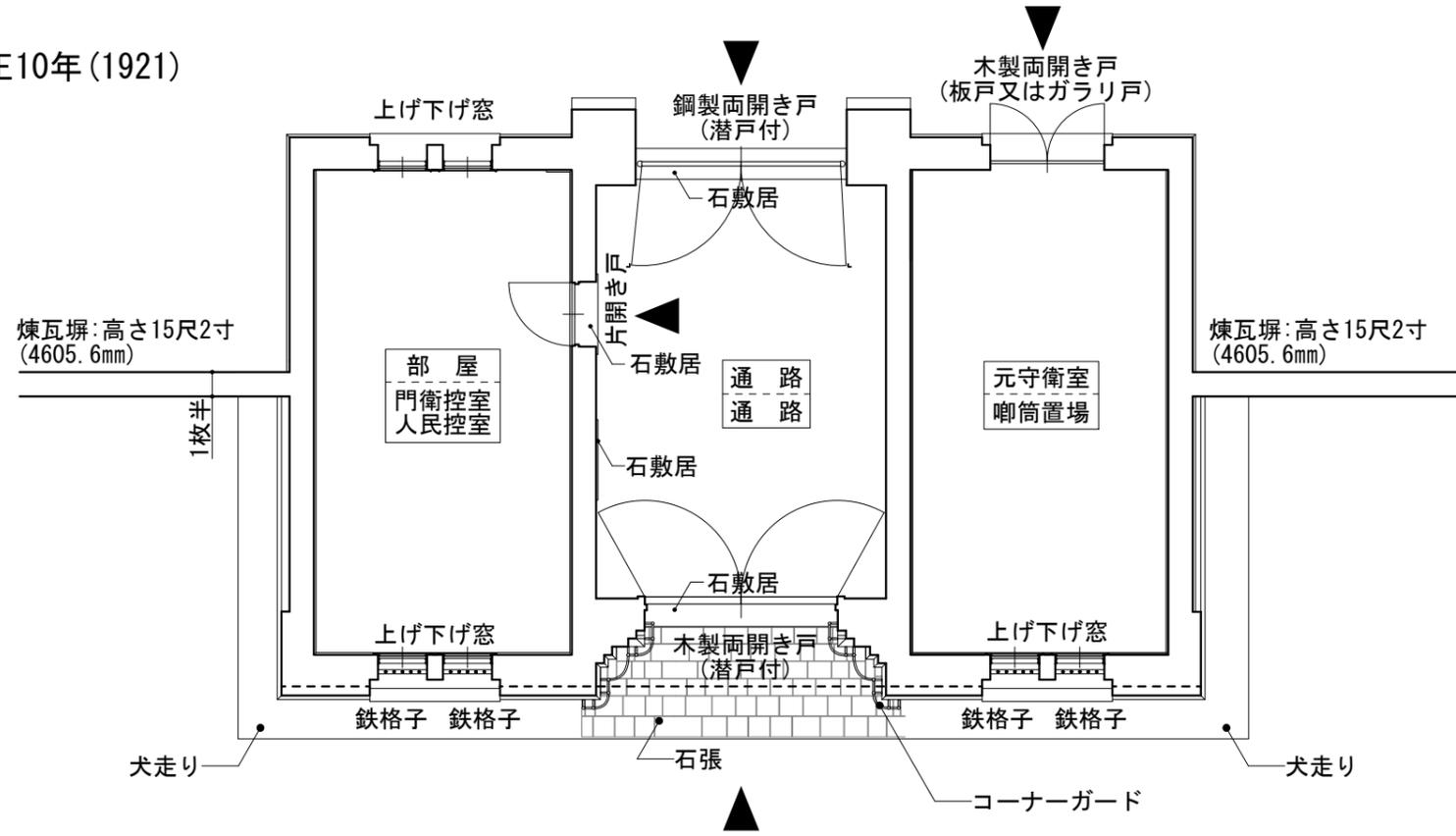
天井吊木受け材の痕跡。吊木受け材を取り外した可能性が高い(天井の改変痕跡)



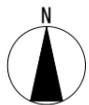
未使用柄穴を持つ吊木、天井野縁

一部の部材に、未使用の柄穴等の痕跡が見られた。竣工時の『紀年寫真帖』より、「旧監獄建物(市谷監獄を指すか)を取崩し現在敷地の一角に運搬仮監建設～」と記載あり。市谷監獄の転用古材が使われている可能性もあるが、表門の部材がこれにあたるかは不明。

1期 創建時：明治42年(1909)着工～大正4年(1915)竣工～大正10年(1921)



—凡例—
 現部屋名
 当時の部屋名
 もしくは用途

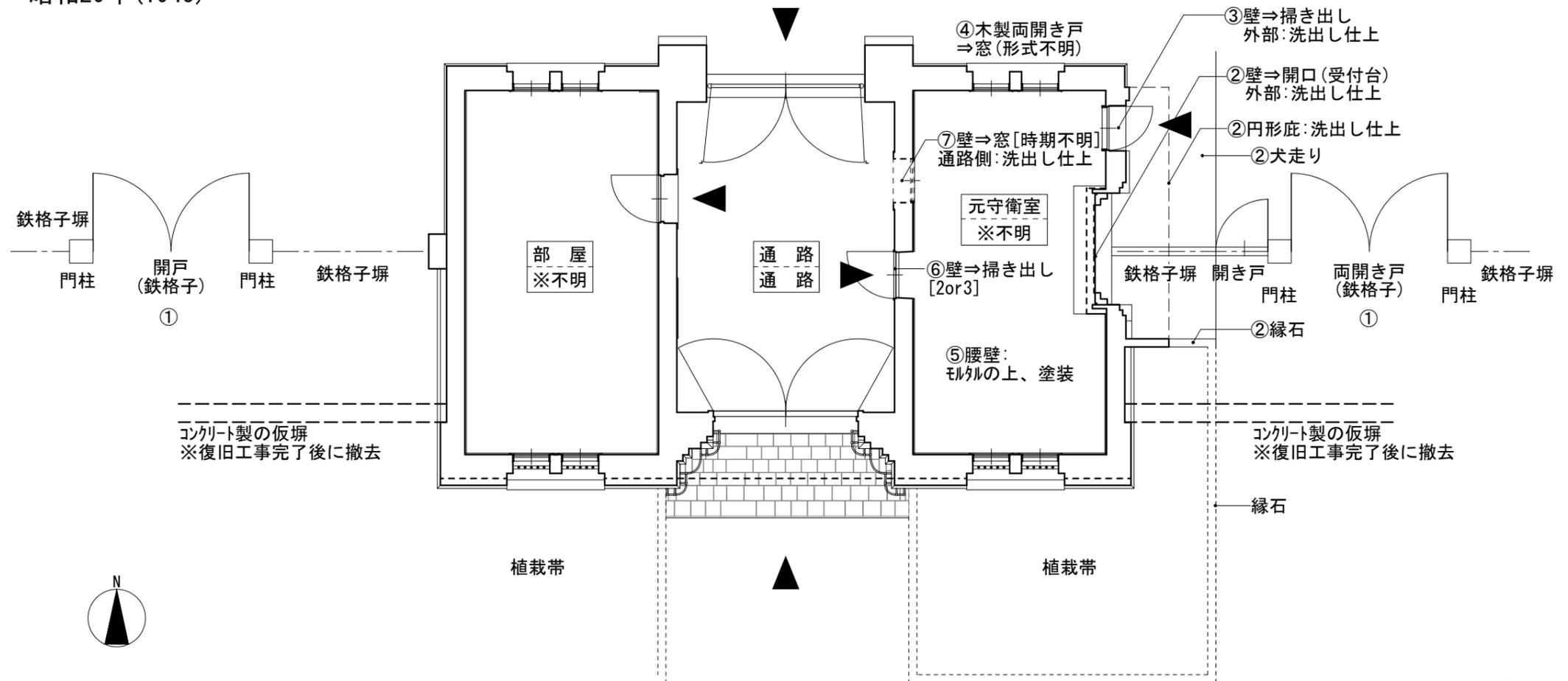


屋根：天然スレート葺き

2期 豊多摩刑務所時代：大正11年(1922)～昭和20年(1945)

【1期からの変更】

変更内容	根拠
① 震災で倒壊した煉瓦塀を撤去し、鉄格子塀に変更	昭和6年の写真に鉄格子塀が写る
② 東面に受付機能を持つ円形の開口部と庇ができる	痕跡より、①の鉄格子塀と円形の開口部は一体で造られているため、①と同時期の改修と推定
③ 東面に外部との出入口を新設	②と一体で造られているため、②と同時期の改修と推定
④ 北面東側の開口を掃き出しから窓に変更	昭和32年の返還直後の古写真では窓になっている＝2期or3期の改修 ③の改修に伴い、掃き出しから窓にしたと推定
⑤ 元守衛室の腰壁を珪外塗に改変	④の改変に伴う改変と推定
⑥ 通路東面に出入口を新設	出入口上に英語の室名があるため、拘禁所時代には開口部があったと推定＝2期or3期の改修
⑦ 通路東面に窓を新設	時期不明であるが、元守衛室の改修と合わせて行ったと推定し2期に設定



—凡例—
 現部屋名
 当時の部屋名
 もしくは用途

※室用途について
 『刑務所総覧 昭和7年1月現在』より、「門衛所」と「唧筒(ホソ)置場」と記載があるが、どちらの室かは不明

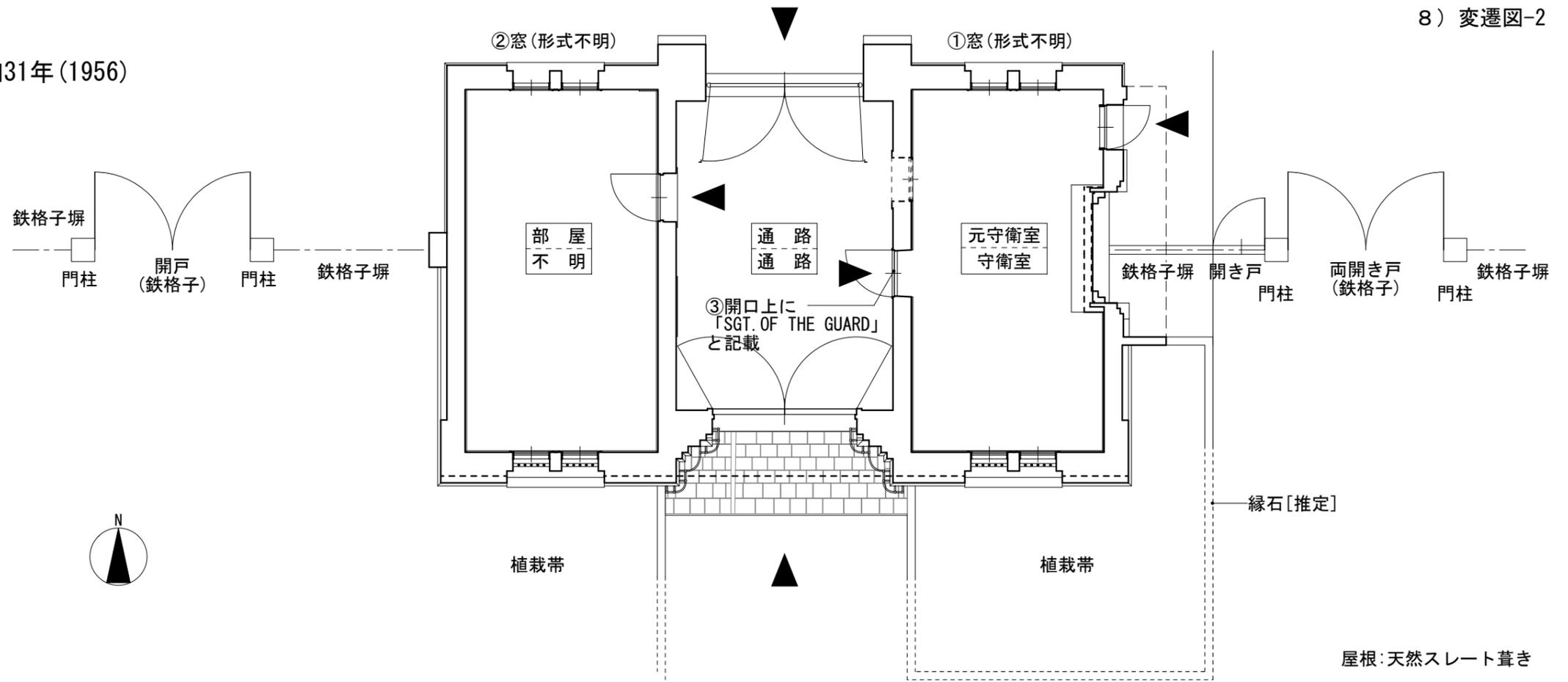


屋根：天然スレート葺き

3期 拘禁所時代：昭和21年(1946)～昭和31年(1956)

【2期からの変更】

変更内容	根拠
①北面東側の窓形式変更か	昭和32年の返還直後の古写真では窓が黒く写り建具が確認できない。建具がなかった可能性もある
②北面西側の窓形式変更か	昭和32年返還直後の古写真では窓が塞がれているように写る
③通路東面の開口上に英語で室名を記載	痕跡より。現在も残る



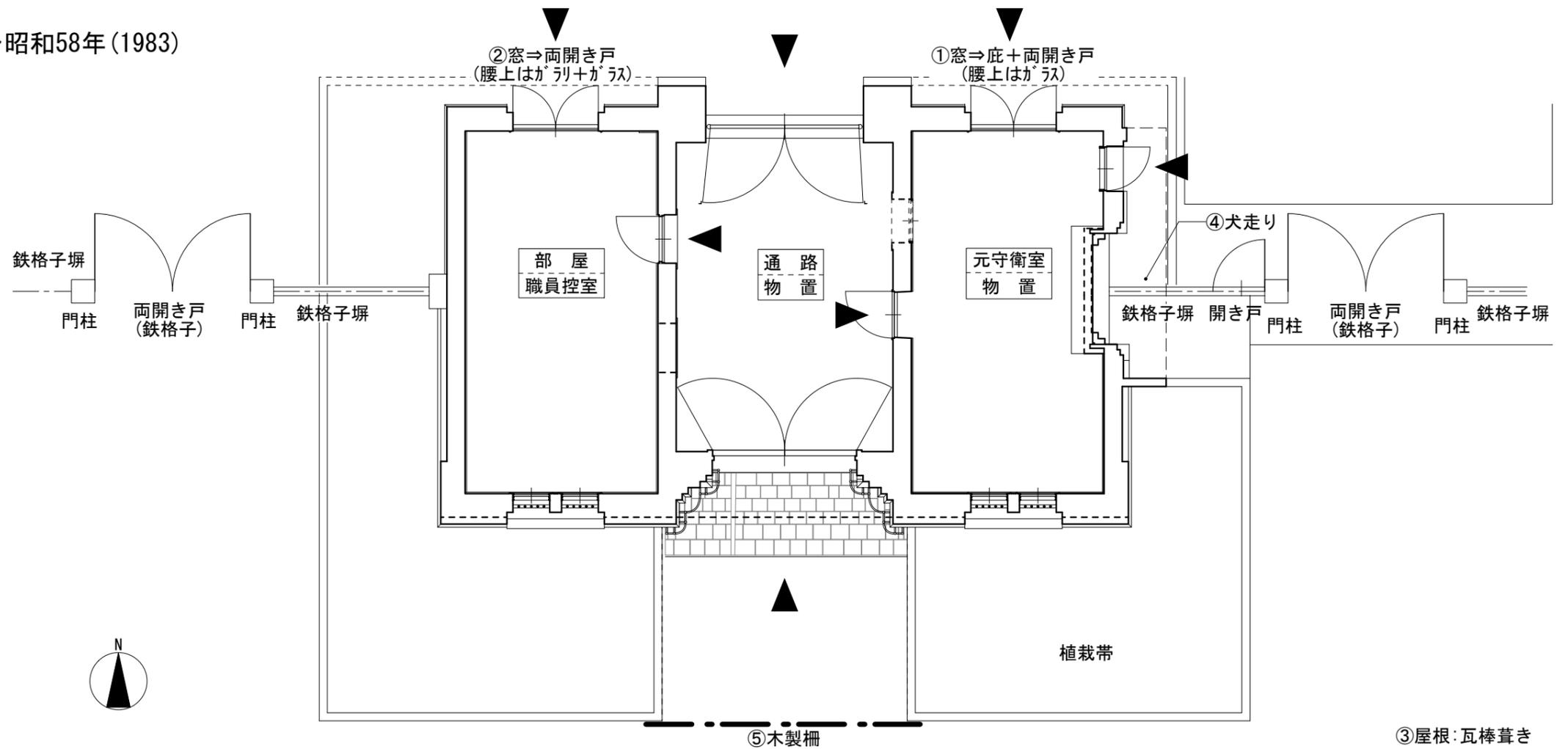
—凡例—

現部屋名
当時の部屋名 もしくは用途

4期 中野刑務所時代：昭和32年(1957)～昭和58年(1983)

【3期からの変更】

変更内容	根拠
①北面東側の開口を窓から掃き出しに変更	昭和57年の解体前の映像記録より
②北面西側の開口を窓から掃き出しに変更	昭和57年の解体前の映像記録より
③屋根を瓦棒葺きに改修	昭和57年の解体前の映像記録より
④北面底下の犬走り範囲変更か	昭和57年の解体前の映像記録より ※不鮮明なため推定
⑤正面通路前に木製柵設置	昭和50年代の写真より



—凡例—

現部屋名
当時の部屋名 もしくは用途

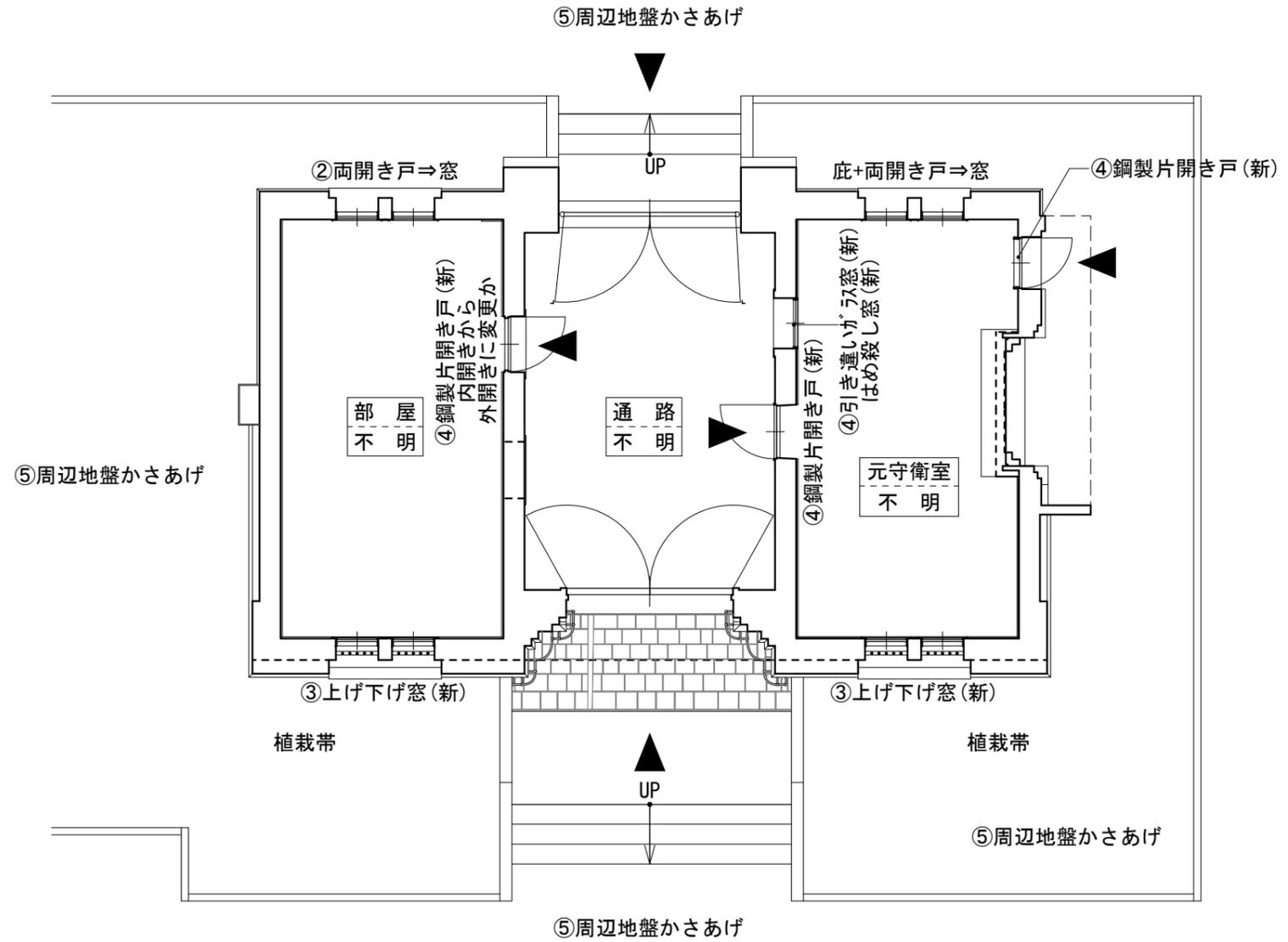
5期 廃庁以降：昭和58年(1983)～令和3年(2021)

【4期からの変更】

変更内容	根拠
① 北面東側の開口を掃き出しから窓に変更	矯正研修所建設時の改変か開口周りの煉瓦が新しい
② 北面西側の開口を掃き出しから窓に変更	矯正研修所建設時の改変か開口周りの煉瓦が新しい
③ 南面の上げ下げ窓取替え	①②と同じ上げ下げ窓となっている
④ 建具取替え	比較的新しい建具であるため、昭和58年以降の改変と推定
⑤ 周辺地盤のかさあげ	矯正研修所建設に伴い盛り土(約580mm)
⑥ 屋根をカラー鉄板葺きに改修	矯正研修所建設時の改変か現況の仕様

－凡 例－

現部屋名
当時の部屋名 もしくは用途



⑥屋根：カラー鉄板葺き

【時期不明な変更、もしくは創建時仕様】

- ・元守衛室に間仕切りがあった可能性あり。時期は不明
- ・元守衛室天井をやり替えた可能性もあり
※梁天端に吊木受けの欠き込みと釘痕跡が残る
- ・部屋の床がリノリウムだった時代あり
- ・部屋の床がシート貼だった時代あり
- ・部屋の床が置床だった時代あり

ウ 復原年代と復原方針

上記ア及びイの考察を基に、表門を復原するにあたっての方針を定めた。

1) 復原の方針

表門の痕跡及び資料調査により、創建時を含め、現在までに5期の変遷があったことが確認されている。

文化財の価値を特に有する時期は、『旧豊多摩監獄表門 中野区文化財指定調書』(1-13～1-20)により創建期であることは明らかであるが、現在の表門の姿は、ほぼ2期の豊多摩刑務所時代に改変されたものである。この改変は大正11年(1922)の「監獄官制改正」により監獄から刑務所への呼称変更により代表されるイメージの刷新といった行刑制度の転換期の翌年に発生した関東大震災の復旧工事と合わせて行われたものであり、東面には受付の機能が付加され、円形の窓とコンクリート造の円形庇が設けられた。

これにより表門は、創建当時の後藤慶二設計の意匠を残しつつも、行刑制度の転換期に行われた震災復旧工事による改変も残る貴重な遺構と考えられ、その保存状態も良いことから、現在の姿が整った2期の豊多摩刑務所時代を復原年代として復原方針の検討を行った。

2) 復原年代の設定

建物の復原年代は、2期の豊多摩刑務所時代(大正11年(1922)～昭和20年(1945))とする。

また、外構については、最も写真資料のある豊多摩刑務所時代～拘禁所時代(大正11年(1922)～昭和26年(1951))の古写真等の資料を基に、情景再現のひとつとして整備する。

3) 復原基本方針

本建物は、2期の豊多摩刑務所時代の姿を良く留めてはいるものの、2期以降の改変により復原年代の姿が変わっている部分・部位については、各種調査結果に基づき復原整備を行うこととする。ただし、復原年代の痕跡や仕様が失われており、かつ復原根拠となり得る資料が乏しい部分・部位については、現状のまま保全することを復原基本方針とする。

復原可能な部分

仕様・痕跡調査や古写真等の資料調査結果を基に復原可能な以下の部分については、現状変更を行い復原整備を行う。

・地盤高さ

表門周辺の地盤は、中野刑務所解体後、矯正研修所として整備された際に当時の地盤

から約 550 mm程度かさ上げされていることが、地中に残る犬走の痕跡や古写真等の資料より明らかであり、復原年代の地盤と建物の高さの関係に復原する。

・屋根

復原年代の屋根は創建時同様の天然スレート葺きであったことが古写真等の資料から明らかであり、天然スレート葺きに復原を行う。天然スレート葺き屋根の仕様については、現状屋根の下に残る天然スレート葺き屋根下地の下地状況、釘跡、天然スレートの破片等の痕跡資料を基に、実施設計時に詳細な検討を進める。また、屋根下地は一部漏水等による腐朽等は見られるが、修理を行うことで再用法が可能である。

資料等が少なく復原根拠が不十分な部分

改変前の痕跡等が欠失しており、かつ復原年代の資料が少ない部分については、復原根拠が不十分であるため、現状のまま保全とする。ただし、今後の現地調査や、資料調査により新たな根拠が発見された場合は、調査結果に基づき復原に向けて検討を行うこととする。

・樋（軒樋・豎樋）

屋根の復原にあわせて樋の設置も行うが、復原年代の樋の仕様ならびに位置は不明である。樋の大きさは、表門西側の地中から発見された樋受け石と思われるもの（年代不明）から、おそらくφ100～110程度である。位置は現状のままとして計画する。

・開口部の煉瓦積み工法と建具形式及び意匠

北面の通路以外の各室の開口部は創建時から何回か改修が行われており、現状は近年の改修により掃き出しから通常の窓へと積み直されたものである。2期の豊多摩刑務所時代に復原した場合、北面の開口部は現状と同じく窓であったと推定されるが、旧状を示す痕跡が失われており、また古写真からは煉瓦の積み方や建具の意匠といった詳細までは確認できないことから、復原は行わず現状のままとする。

・建具

「部屋」と「元守衛室」の南面及び北面の上げ下げ窓や鋼製建具等は、中野刑務所廃庁後に取り替えられた建具である。前身建具及び復原年代の建具は既に失われており、また当時の仕様や意匠がわかる資料も確認されていないため、復原は行わず現状のままとする。

・「部屋」「元守衛室」の内部仕上

「部屋」と「元守衛室」の内壁は、煉瓦躯体の上に生漆喰、砂漆喰、漆喰、塗装の順

に塗り重ねているが、塗装は層の変遷回数にムラがあり、復原年代の色を断定することができなかった。そのため、現時点で明らかな漆喰までの工法復原を行うにとどめる。塗装については、設計時にさらなる詳細調査を行い復原資料の収集を行うこととする。

・東面コンクリート造り円形庇の軒裏仕上げ

復原年代の 2 期に設置された東面のコンクリート造の円形庇の軒裏仕上げには、スタッコ仕上げの上に後補塗装仕上げが施されているため、今後、構造検討の中で計画されているコンクリート庇の煉瓦躯体との接続状況調査の中で、当初仕様の詳細調査を行い復原仕様の検討を行うこととする。

4) 外構再現の基本方針

表門の復原年代である 2 期の外構とは、監獄から刑務所への呼称変更に代表されるイメージの刷新の一環として、塀と表門による閉鎖主義が廃止され、庁舎（事務所棟）の正面が刑務所のファサードとして現れるようになった時期のものである。そのため、時期を同じくして行われた震災復旧工事により、煉瓦塀から鉄格子塀に変更され、外部から庁舎（事務所棟）の正面を望められるようになった。鉄格子塀は、塀、石柱、門扉で構成され、痕跡や古写真等より、これらは表門の東面に付加された円形の窓とコンクリート造の円形庇をもつ受付と一体で作られたものと考えられる。

上記鉄格子塀を含む表門の外構（鉄格子塀、石柱、門扉、犬走等）は、中野刑務所解体時に解体されているため、現状の表門からは、外構の痕跡は断片的にしか確認できず、推定を含んだ復原となる。そのため、外構については、最も写真資料のある豊多摩刑務所時代～拘禁所時代（大正 11 年（1922）～昭和 26 年（1951））の古写真等の資料を基に、情景再現のひとつとして整備し、往時の表門の姿を感じられるように計画する。復原にあたっての範囲は、計画地に制限があるため、東西ともに門側の石柱 1 基までとする。

なお、令和 4 年（2022）3 月に区で行った表門西側の発掘調査で、創建時の煉瓦塀の基礎ならびに 2 期の石柱の独立フーティング基礎が、創建時の煉瓦塀の軸線上に確認された。創建時の煉瓦塀の基礎下と、表門の基礎下はほぼ同じ高さであり、一体的につくられていたことを示唆する。石柱の基礎天端は現地盤面から約 550 mm 下にあり、創建時の地盤面と近い高さ関係であった。また、石柱の独立フーティング基礎の位置は、表門西面の南寄りの壁面から基礎芯までで約 3645 mm であった。

なお、表門の東側にあった石柱脇の片開きの門扉についても保管が確認されており、門扉の実測を行うことで、東側の鉄格子塀の寸法について詳細な検討を行うことができる。

これらの貴重な遺構を活かし、今後、外構の再現に向けて詳細な検討を行うこととする。

煉瓦塀の基礎

石柱の基礎



図 1-2 外構の遺構

埋蔵文化財の発掘調査より、表門西側にて、創建時の煉瓦塀の基礎と2期の石柱の基礎が確認された。



図 1-3 外構の遺構

創建時の煉瓦塀の軸線上に石柱の基礎が発見された。



図 1-4 石柱の基礎

基礎天端にφ27の丸鋼が4本みられた。基礎の西側半分(写真の下半分)は削り取られていた。



図 1-5 石柱の基礎

煉瓦ガラ入りのコンクリートを用いた独立フーティング基礎で、立ち上がりは850角、底部で1550角と推定される。



図 1-6 創建時の煉瓦塀の基礎

煉瓦 4 段分の煉瓦積が確認された。天端の幅は 735 mm で、基礎の部分は煉瓦 3 枚積み相当にあたる。



図 1-7 創建時の煉瓦塀の基礎

捨てコンの上に 4 段分の煉瓦積が確認された。下 2 段は天端より 50 mm せり出す。

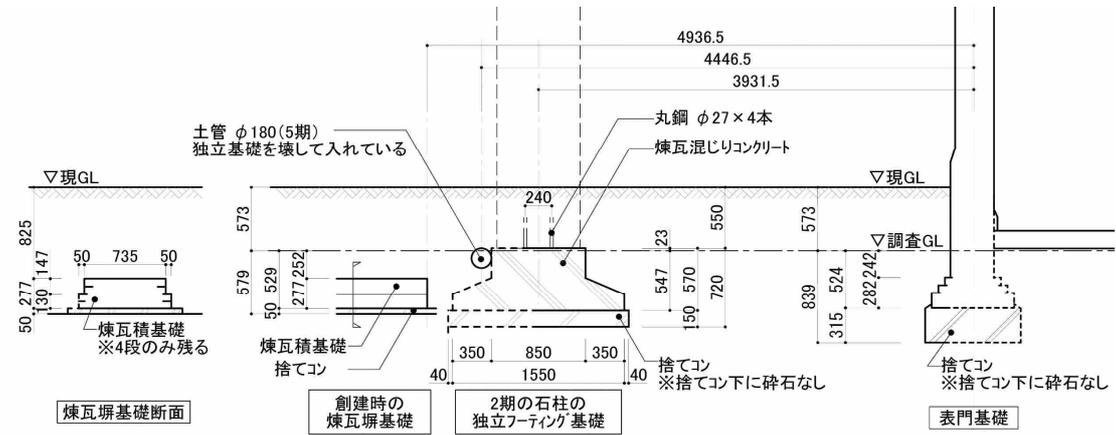


図 1-8 各基礎の高さ関係を示す図

創建時の煉瓦塀基礎の基礎下と、表門の基礎下はほぼ同じ高さであり、一体的につくられていたと考えられる。煉瓦塀基礎は 2 期の塀をつくるにあたって部分的に解体された。

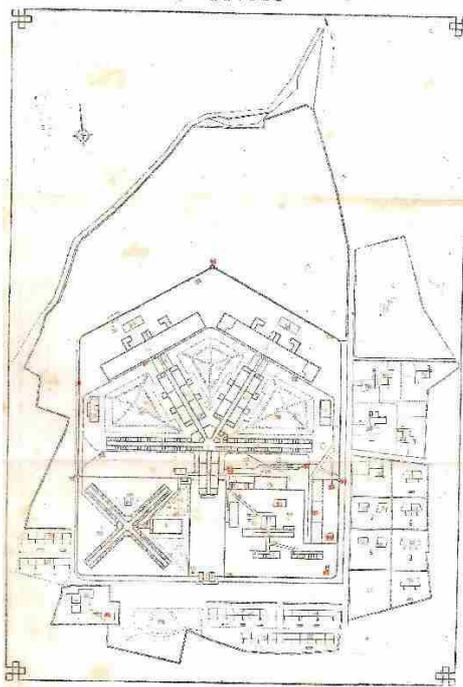


図 1-9 震災前の配置図
 大正 11 年(1922)『豊多摩監獄要覧』
 ホームベース型の外周煉瓦塀の南面中央に表門があり、塀の内部は閉鎖された空間となっていた。

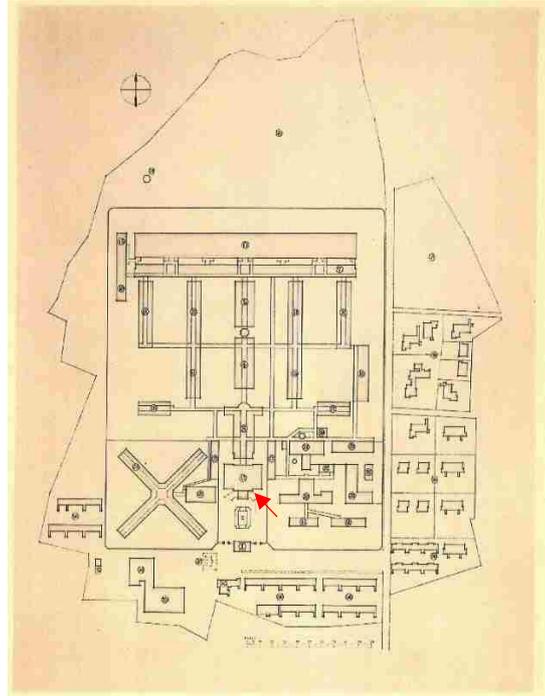


図 1-10 震災復旧後の配置図※矢印が事務所棟
 昭和 6 年(1931)『豊多摩刑務所落成記念』
 外周の塀は RC 造になり、長方形の区画となった。また、表門周りについても創建時から変更されている。

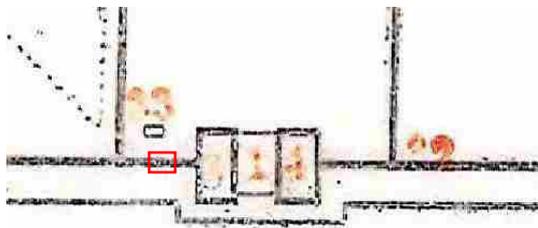


図 1-11 図 1-9 の拡大図
 表門脇に塀が取り付く。塀に開口部はなく閉鎖的である。
 赤枠が今回煉瓦塀基礎が発見された部分。

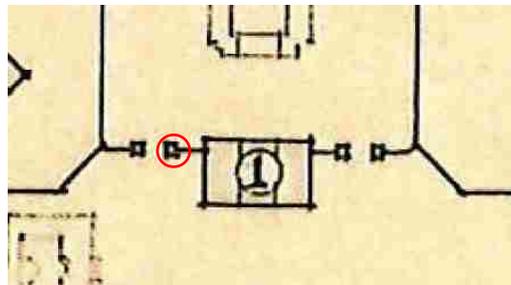


図 1-12 図 1-10 の拡大図
 震災復旧工事により、表門脇の塀に門柱と開口部がつけられる。
 赤枠が今回石柱基礎が確認された部分。

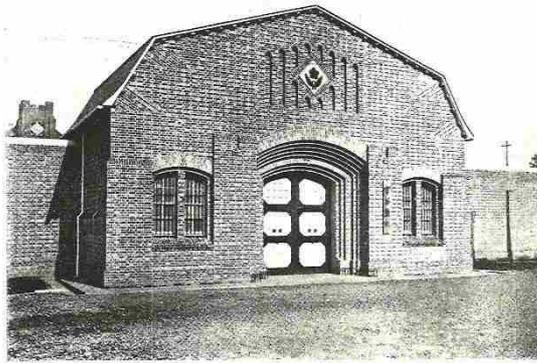


図 1-13 竣工時の写真

表門脇に煉瓦塀が取り付く。煉瓦塀の高さは文献より 15 尺 2 寸(4605.6 mm)である。今回発見された煉瓦塀基礎は、表門西側の煉瓦塀の延長線上であった。



図 1-14 昭和 16 年(1941)の写真『刑政第 54 巻 7 月号』

表門の西側の鉄格子塀と門柱が写る。今回の発掘調査で写真の右側に写る石柱の基礎が発見された。

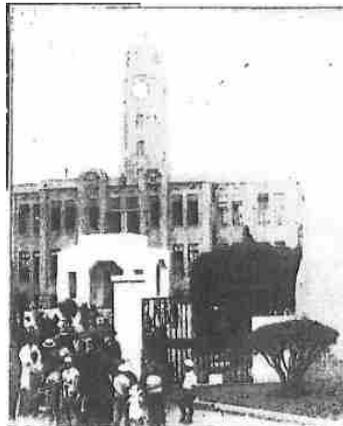


図 1-15 昭和 6 年(1931)の写真『刑政第 44 巻 7 月号』

震災復旧工事竣工後すぐの写真。石柱と鉄格子塀越しに事務所棟が見える。



図 1-16 昭和 26 年(1951)の写真(中野区広報課提供)

図 1-15 と同様の意匠の石柱、門扉、鉄格子塀が写る。赤枠部分の門扉が現在も残る(図 1-19)。



図 1-17 外構再現根拠写真 年代不明

年代不明であるが、屋根が瓦棒葺なので中野刑務所時代の写真と思われる。図 1-15 と同様の意匠の鉄格子塀が白く写る。

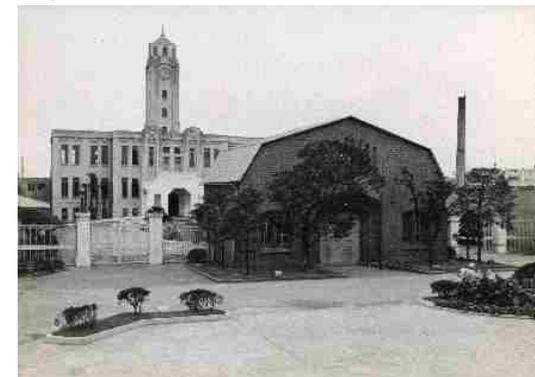


図 1-18 外構再現根拠写真 年代不明(中野区広報課提供)

年代不明であるが、屋根が瓦棒葺なので中野刑務所時代の写真と思われる。図 1-15 と同様の意匠の鉄格子塀が白く写る。



図 1-19 保管されている門扉
東側の鉄格子塀の石柱脇の門扉が残されている(図 1-16 赤枠参照)。塗装は後補のもの。

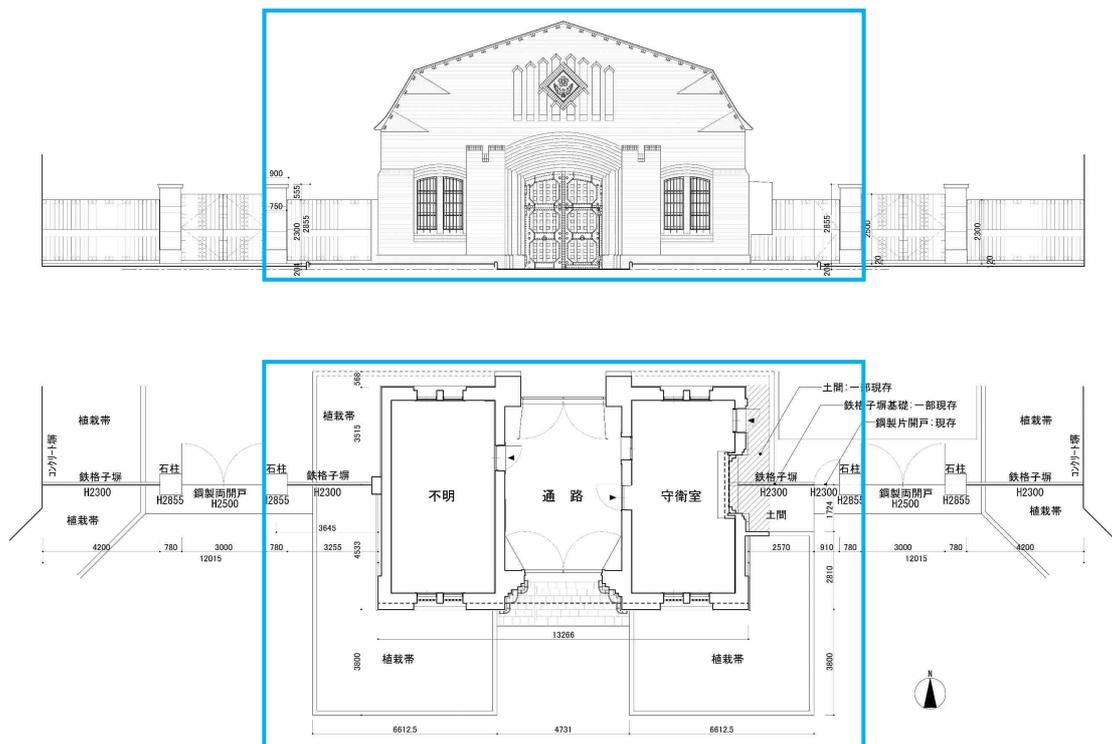


図 1-20 復原した外構図(青枠が整備に伴う復原範囲) 上:立面図 下:平面図
上記資料を基に、鉄格子塀、石柱、門扉、犬走を復原した図。寸法については、調査内容を基に今後詳細な検討を行う必要がある。

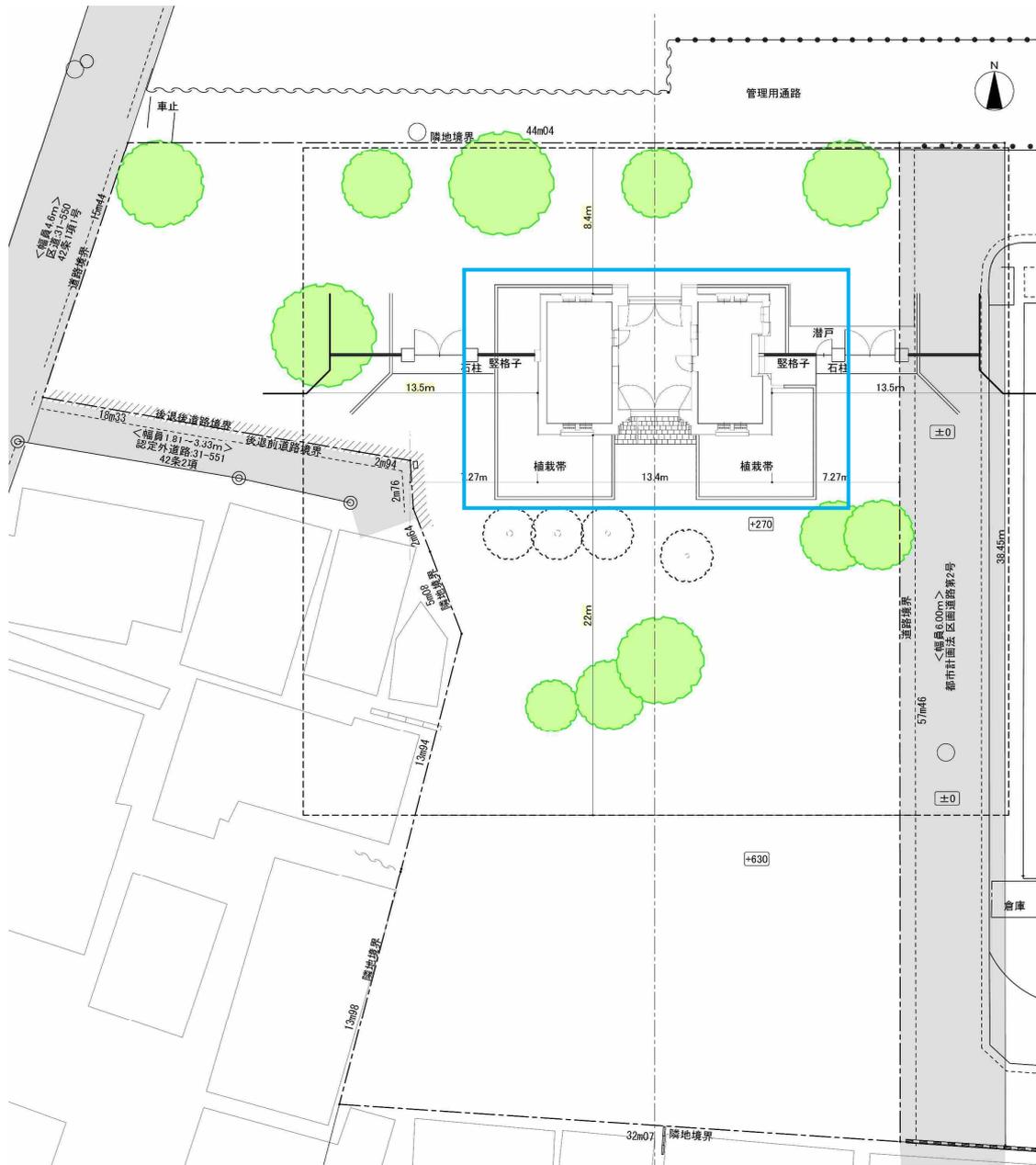


図 1-21 整備に伴う外構の再現範囲（青枠）

図 1-20 を移転先の敷地に落とし込んだ図。敷地の大きさに制限があるので、再現にあたっては表門脇の石柱 1 基まで（青枠の範囲）とする。



図 1-22 外構再現イメージ

エ 破損調査結果

表門は大正4年(1915)竣工の煉瓦造平屋建の建物で小屋組は木造である。基礎及び上部構造のひび割れ、変形に影響を及ぼすような沈下及び経年劣化による煉瓦壁の傾きはみられず良好な状態である。各部の詳細な劣化状況については以下を参照されたい。

1) 煉瓦躯体の破損状況

- ①東・西壁面のほぼ中央で縦方向に外部から内部に向かって壁を貫通していると思われるひび割れが発生している。ひび割れ幅は0.4~5.0mmである。ひび割れは目地の割れだけでなく煉瓦の割れも混在している。

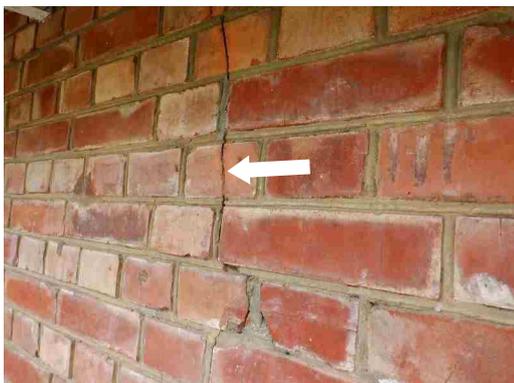


図 1-23 東面外部のひび割れ
幅 2.0mm 程度のひび割れが見られる



図 1-24 元守衛室東面のひび割れ
幅 2.0~5.0mm 程度のひび割れが見られる



図 1-25 西面外部のひび割れ
幅 2.0mm 程度のひび割れが見られる



図 1-26 部屋西面のひび割れ
幅 2.0mm 程度のひび割れが見られる

②創建時に煉瓦塀が取付いていた位置に目地補修跡があり、補修範囲の境界部にひび割れが発生している。



図 1-27 西面外部の目地補修跡

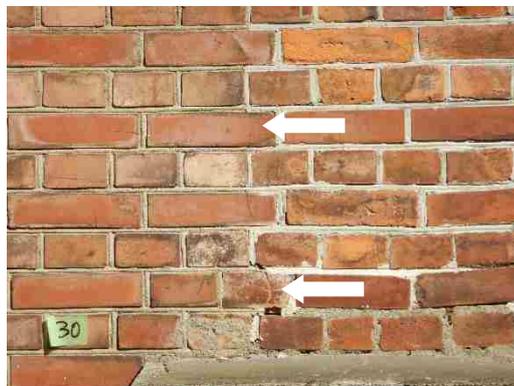


図 1-28 西面外部のひび割れ
目地補修跡に沿ってひび割れがみられる

③部屋西面では、ひび割れ部に沿って表面の煉瓦が欠けていて、モルタル・漆喰により欠損補修がなされている。



図 1-29 部屋西面のひび割れ
西面のほぼ中央にひび割れがみられる



図 1-30 部屋西面のひび割れ
ひび割れ部表面の煉瓦が欠けていて、モルタル・漆喰により欠損部補修がなされている

④東面は、創建時は煉瓦壁であったがアーチ状の開口に改修されており、アーチ部分はコンクリートとなっている。アーチ開口上部のコンクリート部分から、煉瓦面の壁体頂部までひび割れが連続して発生している。



図 1-31 元守衛室東面のひび割れ
アーチ開口上部にひび割れがみられる



図 1-32 元守衛室東面のひび割れ(天井裏)
天井裏でもひび割れが確認された



図 1-33 東面アーチ開口上部のひび割れ
外部もひび割れが発生している



図 1-34 東面壁頂部のひび割れ
外部もひび割れが発生している

⑤窓抱き部分、水切り面等の埋め込み金物周りに幅 0.5～1.3mm のひび割れや煉瓦の破損が生じている。金物の腐食の影響や地震時に煉瓦壁の変形を金物が拘束することによる影響でひび割れが発生したと思われる。



図 1-35 南面開口部 金物周りのひび割れ・破損



図 1-36 南面開口部 金物周りのひび割れ・破損



図 1-37 南面開口部 金物周りのひび割れ



図 1-38 南面開口部 金物周りのひび割れ



図 1-39 通路東面 金物周りのひび割れ
幅 1.3mm のひび割れが見られる



図 1-40 通路東面 金物周りのひび割れと
覆輪目地仕上げの剥離

⑥東・西壁面の頂部に煉瓦積の一部が破損し欠失している箇所がある。



図 1-41 西面壁頂部の煉瓦積破損



図 1-42 西面壁頂部の煉瓦積破損

⑦化粧煉瓦面には風化が進んで表層の浮きや剥離が生じている箇所がある。



図 1-43 通路東面 煉瓦の表層剥離・浮き
マスキングテープは煉瓦表層の浮きを示す

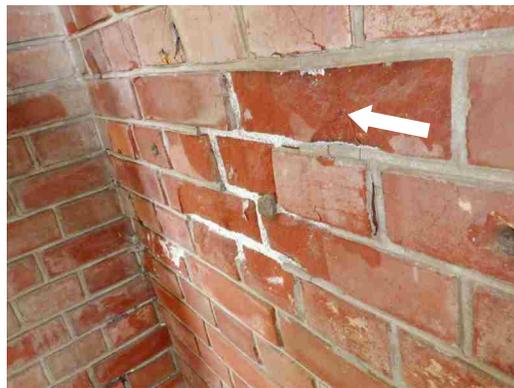


図 1-44 通路東面煉瓦の表層剥離



図 1-45 通路西面 煉瓦の風化

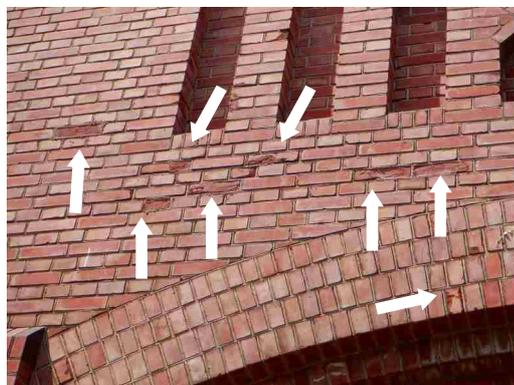


図 1-46 南面外部 煉瓦の表層剥離

⑧南・北壁面の天井裏側では、小屋組みのボルト頭部が壁に干渉する箇所では煉瓦表面を削り落としている。



図 1-47 小屋裏北面 煉瓦の部分欠損



図 1-48 小屋裏北面 煉瓦の部分欠損

⑨目地仕上げの覆輪目地が剥離している箇所がある。煉瓦の表層剥離がなく覆輪目地の成形が可能な箇所については、覆輪目地の復元補修を行う。

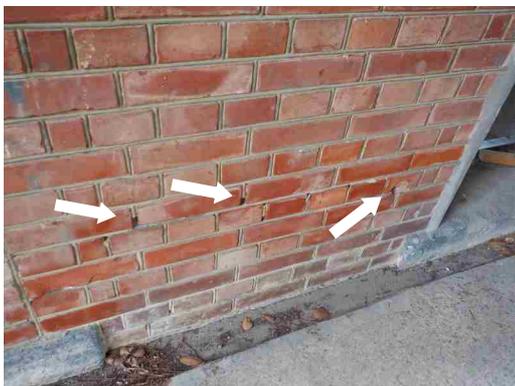


図 1-49 通路西面 覆輪目地の剥離



図 1-50 通路西面 覆輪目地の剥離

2) 東面コンクリート庇の破損状況

コンクリート円形庇の見付面及び上面に幅 4.0~8.0mm のひび割れが発生している。また、庇上面には全体的に浮きが生じている。仕上げモルタルの浮きによるひび割れなのか、鉄筋の腐食による浮き・ひび割れであるか不明である。庇を保存する場合、補修方法の選定には部分研りによりひび割れ・浮きの発生原因を調査する必要がある。



図 1-51 コンクリート庇のひび割れ



図 1-52 コンクリート庇のひび割れ



図 1-53 コンクリート庇のひび割れ・浮き
庇上面は全体的に浮きが生じている



図 1-54 コンクリート庇のモルタル浮き
庇上面の補修跡部分に浮きが確認される

3) 内部仕上の破損状況

①内壁では仕上げ材（漆喰・モルタル）の浮き・剥離が多数生じている。元守衛室及び部屋の北面では全面的に仕上げ材が剥離している。



図 1-55 元守衛室東面 仕上げ材の浮き



図 1-56 元守衛室東面 仕上げ材の浮き



図 1-57 元守衛室北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している

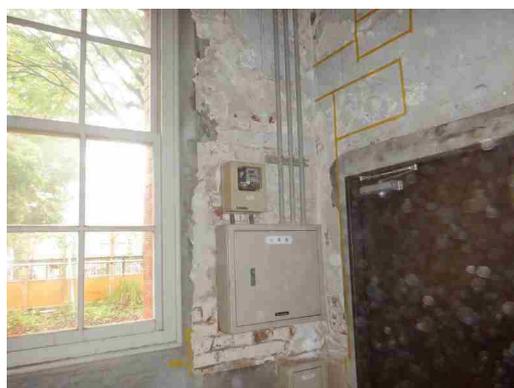


図 1-58 元守衛室北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している



図 1-59 部屋北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している



図 1-60 部屋北面 仕上げ材の剥離
仕上げ材が剥落し、煉瓦面が露出している

②天井面には漆喰のひび割れ、塗装の剥離が多数生じている。通路の天井では全面仕上げ材が欠失して木摺り³が露出している。



図 1-61 元守衛室天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離



図 1-62 元守衛室天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離



図 1-63 部屋天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離



図 1-64 部屋天井 漆喰のひび割れ・塗装剥離

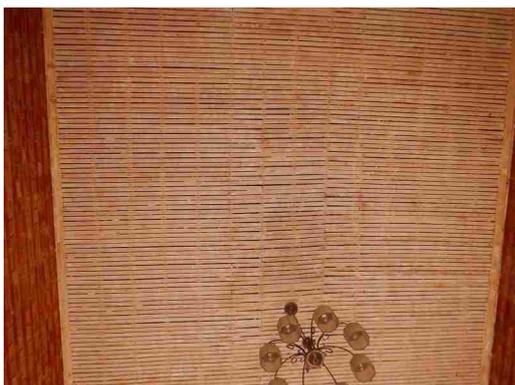


図 1-65 通路天井 仕上げ材の剥離・木摺りの露出



図 1-66 通路天井 仕上げ材の剥離・木摺りの露出

³ 木摺り：塗り壁の下地に用いる小幅度。

4) 木部の破損状況

小屋組部材（桁・梁等）に腐朽等有害な破損はみられなかったが、建物隅部の野地板⁴や野垂木に雨染み跡があり、白色変色もみられた。建物中央では野地板に穴があき、野垂木が一部欠失している状態であった。欠失している野垂木直下のはさみ梁や方杖は新材に取り換えられている。また、母屋では継手⁵（追掛け大栓継ぎ⁶）部分でひび割れが発生し、添え木補修しているものもみられた。

一部の母屋束ではボルトのゆるみや仕口の隙間がみられ、最大で 8 mm 程度の隙間が確認されている。

また、東面の化粧軒裏には、小屋裏に雨染み跡のある位置と同位置に腐朽がみられた。外部の破風や軒先等の白ペンキ塗装には剥がれがみられる。

屋根解体調査により、けらば⁷側の厚板の棟部に著しい腐朽が確認された。移設・修理工事にあわせて矧木⁸補修等が必要である。



図 1-67 野地板の雨染み跡、白色変色



図 1-68 同左

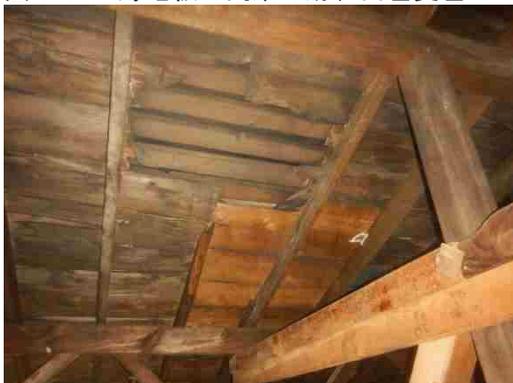


図 1-69 野地板の穴、野垂木の一部欠失
当初野地板を修理せずに、その上に新たな
屋根下地を設けている



図 1-70 ボルトのゆるみ

⁴ 野地板：屋根葺き材の下地板。普通、垂木の上に張る。

⁵ 継手：部材をその材軸方向で継ぐ方法。またはその箇所。

⁶ 追掛け大栓継ぎ：木造継手の一。胴差し、梁、桁など比較的断面の大きなものに使われる。継手の中央で継ぎ合わせを良くするために、木材せいの 1/80 ほどの滑り勾配をとり、側面より 2 本の栓を打つ。

⁷ けらば：切妻屋根の妻側の端部。端部の軒の短いのを昆虫のケラの羽にたとえていう。

⁸ 矧木(はぎぎ)：矧ぎ足した材もしくは矧ぎ足すこと



図 1-71 仕口をあき
母屋束と母屋の仕口に隙間あり



図 1-72 母屋のひび割れ
継手（追掛大柱）部分にひび割れがみられる



図 1-73 化粧軒裏の腐朽
東面の化粧軒裏に腐朽あり



図 1-74 けらば側の厚板の腐朽
屋根の頂部に腐朽あり



図 1-75 けらば側の厚板の軒裏の腐朽
屋根の頂部の軒裏に腐朽あり



図 1-76 塗装の剥がれ
外部の木部にぬらされている白ペンキ塗装は全体的にはがれている

5) 屋根の破損状況

屋根はカラー鉄板（グレー）の段葺で、詳細な年代は不明であるが、昭和 58 年（1983）以降に葺き替えられたものである。全体的に塗装の剥がれや、錆の発生といった経年劣化がみられた。



図 1-77 屋根 塗装の剥がれ、錆の発生

6) 建具の破損状況

創建時の建具である南面の木製大扉に関しては、建具下部の下框⁹や縦框、建具枠下部の木部に腐朽がみられる。木部を覆っている鉄板の腐食も大きく、太鼓鉾¹⁰やマイナスビス¹¹の欠失もみられる。また、木部表面のペンキの剥がれが全体的にみられる。建具は壁に固定されているため、動作の確認はできなかった。今後、建具を固定している金物を取り外し、動作の確認や建具金物も含めた詳細調査を行う必要がある。

同じく創建時の建具である北面の鋼製建具は、西側の建具の足元の固定金物が外れてズレたことで建具が下がり、開閉が困難な状態である。また、表面のペンキの剥がれや錆が全体的にみられる。

南面の木製建具及び北面の鋼製建具ともに創建時と思われる鉄製の戸当たり金物が床に残る。現状、床から出っ張っている状態であるが、上面にある半円形の窪みを利用して収納できる機構であった可能性がある。北面の戸当たり金物は破損が著しく形状を留めていないが、おそらく南面と同様のものではあったと思われる。

元守衛室及び部屋の北面、南面にある上げ下げ窓は、後補のものであり、改修時期は不明であるが、窓枠含め破損はみられず良好である。

⁹ 框：建具の四方を固める部材

¹⁰ 太鼓鉾：直径 10～20mm の半球頭で長さ 60mm 以下の鉾釘。鉄、真鍮、銅製があり、寸法により山椒鉾、鑢甲鉾、蟹目鉾などの呼称もある。

¹¹ マイナスビス：ビスとは一般的に小ネジを指し、頭にマイナスの切込みがあるものを言う。マイナスビスはプラスビスよりも歴史的に古いとされる。



図 1-78 南面大扉鉄板の腐食、木部の腐食
建具及び建具枠の木部は腐朽により一部欠
失し、鉄板も腐食が著しい



図 1-79 南面大扉 太鼓鉾の欠失
太鼓鉾がとれ、鉄板がはがれている



図 1-80 南面大扉
表面のペンキが剥落している



図 1-81 北面大扉
表面のペンキが剥落して
いる



図 1-82 北面大扉
足元の金物がズレている



図 1-83 南面大扉の戸当たり金物
上面に半円形の窪みのある戸当たり金物が
残る



図 1-84 北面大扉の戸当たり金物
鉄の腐食が著しく、戸当たり金物が欠失し
ている

オ 各部の修理計画

1) 今後の保存修理計画

令和6年度(2024年度)から予定している移設・修復工事における修復工事の概要は以下の通りである。なお、工事にあたっては、旧中野刑務所正門保存活用計画の「第2章 保存管理計画」における保護の方針や「第4章 防災計画」、「第5章 活用計画」に基づいた整備と合わせて検討を行う必要がある。

煉瓦工事	外壁煉瓦ひび割れ部の補修、外壁洗浄
木工事	木部破損箇所の繕い補修、一部新材に取り替え
左官工事	漆喰壁塗直し、漆喰天井塗直し
塗装工事	外部塗装塗直し、内部塗装塗直し
建具工事	木製及び鋼製建具の補修

2) 各部の修理計画

表門の破損劣化状況をふまえ、各部の修理計画を定める。修理にあたっては、在来の部材は建造物の保存に支障がない限り、極力再用することが原則であり、破損した部材は全面的に取り替えるのではなく、部分的な補修等で対応し、可能な限り部材を再用することとする。ただし、構造や耐久性等において、明らかな欠陥が認められる場合においては、現代工法を用いた修理を行う。また、文化財の価値を損ねないように、保存のために必要な措置は最小限の範囲としなければならない。

煉瓦躯体の修理計画

1) 概要

- ①東・西壁面のほぼ中央で縦方向に外部から内部に向かって壁を貫通していると思われるひび割れが発生している。
- ②埋め込み金物周辺に煉瓦のひび割れ・破損が生じている。
- ③これらの損傷は、構造体としての煉瓦壁の機能を低下させる要因となるため、補修を実施する必要がある。ひび割れは目地部の割れだけでなく煉瓦自体の割れを伴っている部分が見られ、煉瓦の部分修理を行う。

2) ひび割れの要因と改善内容

- ①東・西面の貫通ひび割れは、旧煉瓦塀が取付いていた位置に発生している。煉瓦塀と外壁の取り合いは不明であるが、煉瓦塀と接する位置に応力が集中してひび割れが発生した可能性が考えられる。なお令和元年(2019)の調査結果より建物に不同沈下や傾斜は生じていないため、進行性のひび割れではない。
- ②東・西面の貫通ひび割れの周辺には煉瓦積のゆるみは生じていないため、積み直し

までは行わず、ひび割れ部の補修で良いと考えられる。但し、応力伝達性が低下していると考えられるため、ひび割れ部の一体性及び応力伝達の改善を図る補修対策が必要である。

3) 基本的な考え方

A:ひび割れ・破損が著しい箇所は、部分的に新規煉瓦に置き換える。

B:ひび割れに充填材を注入して、煉瓦壁の応力伝達の改善を図る。

C:ひび割れ拡大防止と一体性を図るために、補修として目地部にアラミドロッド（連続繊維補強材の一種）を挿入、置換目地モルタルで埋め戻して補修する。ひび割れが開く力に対し、目地内に埋め込んだアラミドロッドが抵抗し、開くのを防止する。

D:補修部と未補修部の調和を考慮した補修とする。

4) 具体的な修理区分

①ひび割れ幅が 0.1mm 以下のもの

構造的に問題ないと判断し無補修とする。

②ひび割れ幅が 0.1mm より大きく 1.0mm 未満のもの

グラウト材を注入することができないため、アラミドロッドを配することにより、ひび割れ幅の拡張・進行を防止する。

③ひび割れ幅が 1.0mm 以上のもの

a.化粧煉瓦面の補修

目地部にグラウト材を注入し、アラミドロッドによる補強を行う。

表面仕上げ：

- ・大きく破損している煉瓦においては煉瓦半枚分を研り取って新たに化粧煉瓦を埋め込む。
- ・破損していない煉瓦においては注入部表面に煉瓦と色調を合わせたパテ埋め補修を行う。

b.煉瓦面に漆喰仕上げがあるもの

b-1.ひび割れ部に欠損がない場合

目地部に削孔してグラウト材を注入し、アラミドロッドによる補強を行う。

b-2 ひび割れ部に欠損がある場合

ひび割れに沿って溝掘してグラウト材を充填する。その後アラミドロッドによる補強を行う。

④ひび割れ・破損が著しいもの

破損した煉瓦を研り取り化粧煉瓦を埋め込む。

⑤煉瓦の表層剥離は構造的に影響が小さいと判断し現状保存とする。

図 1-85 補修区分表

区分	項目	①	②	③-a	③-b-1	③-b-2	④	要点
条件	ひび割れ	0.1以下	0.1~1.0未満	1.0以上	1.0以上	1.0以上	-	
	仕上げ	なし	なし	なし	あり	あり	なし	
	ひび周りの欠損	なし	なし	なし	なし	あり	あり	
補修	注入	×	×	○	○	○	-	
	アラミドロッド	×	○	○	○	○	-	
	化粧煉瓦貼り or 色調調整パテ埋め	×	×	○	×	×	○	・補修後の外観→焼成煉瓦貼りor色調調整パテ ・補修の順序（曳家後に実施?）
	溝掘り	-	-	-	-	○	-	
補修イメージ								

【参考】アラミドロッドを用いたひび割れ補修について

ひび割れに沿って目地内部にアラミドロッドを挿入し、ひび割れの開き止めを図る補修方法である。既存目地を切削し、アラミドロッドを挿入、置換目地モルタルで埋め戻して補修を行い、ひび割れが開く力に対し、目地内に埋め込んだアラミドロッドが抵抗し、開くのを防止する。

目地内部に補強材を埋め込むため、煉瓦自体を傷つけずに補修を行うことが可能であり、表面に鋼材が露出するかすがい筋工法による補修と比べて、見た目への影響が軽微である。

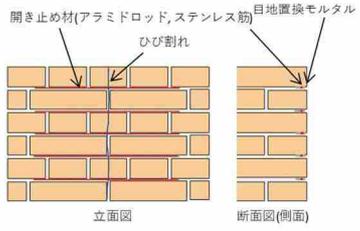
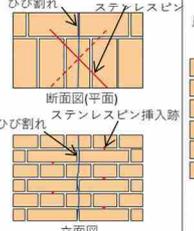
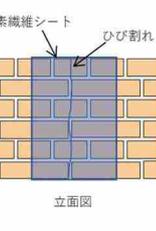
同じ目地置換工法として、目地にステンレス筋を埋め込む工法もあるが、これはステンレス筋の径が大きく目地内に収まらない場合があり、かつ熱膨張が大きいのでモルタル目地にひび割れが発生する場合があります、好ましくない。

またその他にも、ステンレスピン挿入工法や炭素繊維シート貼り工法といったものも事例として挙げられるが、どちらも文化財へ与える影響が大きいため、好ましくない。

よって、ひび割れ補修にあたっては、目地置換工法であるアラミドロッドによる補修が最適と考えられる。

各工法の特徴等は以下の比較表を参照されたい。

図 1-86 ひび割れ補修（開き止め補修）比較表

工法種類	かすがい筋工法	目地置換工法(アラミドロッド)	目地置換工法(ステンレス筋)	ステンレスピン挿入工法	炭素繊維シート貼り工法
概要	ひび割れを跨いでかすがい筋を煉瓦壁に打ち込んで、開き止め補修とする。	約3mm径のアラミドロッドをモルタル目地に埋め込み、開き止め補修とする。	6φのステンレス筋をモルタル目地に埋め込み、開き止め補修とする。	ひび割れに対して6φのステンレスピンを斜めに挿入し、ひび割れを壁内部で縫合し、開き止め補修とする。	炭素繊維シートにエポキシ樹脂を含浸させながらひび割れを跨いで煉瓦面に接着し、開き止め補修とする。
文化財へ与える影響 (外観への影響)	△ 煉瓦面に鋼材が露出する。 仕上のある内部壁面に使用可。	○ 目地に挿入するため外観の影響は小さい。	○ 目地に挿入するため外観の影響は小さい。	○ 目地に挿入すれば外観への影響は小さい。	△ 煉瓦面にシートが露出する。 仕上のある内部壁面に使用可。
文化財へ与える影響 (可逆性)	△ かすがい筋を撤去すると煉瓦面にアンカー跡が残る。	○ 影響は小さい。	○ 影響は小さい。	× ステンレスピンが壁内部に残ったままとする。	× シートを撤去すると煉瓦面に樹脂の含浸跡が残る。
開き止め性能	○ 片面の施工となる。	◎ 両面に施工が可能。	◎ 両面に施工が可能。	○ 片面の施工となる。	○ 片面の施工となる。
施工性	○ 容易	○ 比較的容易	△ 径が大きいため、目地内に取りまらぬ場合がある。	△ 削孔方法(無水・有水)により汚損防止対策の検討が必要。	△ 入念な接着面の下地処理が必要。シート+樹脂層と漆喰との付着性を確保する必要がある。
施工後の劣化等	△ 煉瓦面に鋼材分の厚みによる凹凸が生じるため、漆喰仕上げにひび割れが発生しやすい。	○	△ 熱膨張が大きいことにより、モルタル目地にひび割れが発生する可能性がある。	△ ステンレスピンを固定する樹脂の劣化が生じやすい。	△ 煉瓦面にシート+樹脂分の厚みにより凹凸が生じるため、漆喰仕上げにひび割れが発生しやすい。
コスト	○	○	○	○	△
実績(例)	山形県旧県会議事堂(重要文化財)	長崎英国領事館(重要文化財) シャトーカミヤ(重要文化財)	実験を行った論文はある。	旧海軍陸軍兵器史料(重要文化財) ※ひび割れ補修目的でなく壁面補修の例	旧半宮鉄道施設機関庫第三号(重要文化財) ※ひび割れ補修目的でなく壁面補修の例
総合判定	△	◎	○	△	△
工法イメージ	 かすがい筋工法	 目地置換工法	 ステンレスピン挿入工法	 炭素繊維シート貼り工法	

※全ての工法に共通で、幅の広いひび割れにはグラウト材を注入する。

○アラミドロッドの施工フロー



①目地の切削



②モルタル床付け



③アラミドロッド挿入



④モルタル埋戻し

木部の修理計画

小屋組や軒裏の木部を補修する場合は、既存部材の材種及び工法・仕上げを踏襲し、当初材を極力残して行うこととする。

現存している屋根下地については、腐朽しているものも多くみられるが、極力当初材を採用し、新規材については同材種、同仕様を用いて取り替える。

構造材で破損のみられるものは、破損箇所を十分に見極め、最小限の範囲で矧木補修や継手補修を行う。

内外部仕上げの修理計画

1) 東面のコンクリート庇と開口部まわり

庇上面には全体的に浮きが生じている。仕上げモルタルの浮きによるひび割れなのか、鉄筋の腐食による浮き・ひび割れであるか不明であるため、庇を保存する場合は、部分斫りによりひび割れ・浮きの発生原因を調査し、補修方法を選定する必要がある。

現状は、コンクリート庇の下地及び仕上げともに解体撤去とし、新たに塗り直す計画とする。

2) 内部漆喰仕上

「部屋」、「元守衛室」とも壁・天井の仕上げ材(漆喰・モルタル)の浮き・剥離が多数生じており、全面的に仕上げ材が剥落している部分が見られた。調査によりモルタル塗りの部分は後補の修理の際に入れられたものであることが判明しており撤去を行う。漆喰については、調査により当時の仕様が概ね判明している。

現状の漆喰は、全体的に劣化が著しく、浮いている箇所については落下の危険性が高いため、壁・天井とも全面的に撤去し、工法復原を行い補修することとする。

近年、地震による天井仕上げの剥落が生じているため、付着を強化するために下げ苧を増やしたり、下地への食い込みを良くするために木摺の間隔を広げるような対策を検討する必要がある。ただし、検討にあたっては、元の仕様を尊重する上で行う必要がある。

床については、曳家のための基礎補強の方法によっては、施工の関係上、解体する可能性がある。解体の場合は、現況の仕様を詳細調査し、部材を一部サンプル保管の上、復原を行うこととする。

3) 建具

通路南面の木製大扉の外観目視調査の結果、下框等に腐朽がみられ、框を覆っている鉄板の腐食も大きく、下地にも腐朽が生じている可能性が高いことが明らかとなった。修理にあたっては一度取り外し、根本的な修理を行う必要があるため、設計時

に建具の取り外しを行い建具金物も含めた詳細調査を行う必要があると判断された。

通路北面の鋼製大扉についても錆や部材の腐食、建付け不良がみられるため、南面同様、取り外しての修理を行う必要があり、設計時に建具の取り外しを行い建具金物も含めた詳細調査を行う必要がある。

なお、現在の建具の塗装は後補のものであるため、あわせて塗装調査を行い、復原期の塗装仕様の確認が必要である。

③耐震診断・補強計画等検討

耐震診断については、一般社団法人日本建築学会、日本建築防災協会が煉瓦造建物の耐震診断方法として定められた基準がないことから『煉瓦造建築物の耐震診断基準 改訂第2版 平成27年5月 一般社団法人 北海道建築技術協会』（以下、『北海道の耐震診断基準』）の規準に準じて耐震診断を行った。

補強計画方針は、可能な限り現状の意匠性を変更しないことに重点を置くとともに、将来の可逆性を考慮して、文化財的価値や既存の部材に与える影響を小さくする工法を選定することとする。

建物本体の耐震性能の目標は、文化庁の『重要文化財（建造物）耐震診断指針』における「安全確保水準」とし、大地震時においても倒壊せず、人命の安全確保が図られるものとする。また、本施設の耐震安全性の分類は、『官庁施設の総合耐震・対津波計画規準及び同解説（令和3年度版（一財）公共建築協会）』によるⅢ類相当とし、基準の1.00倍の耐震性能を確保する。これは、1981年（昭和56年）改正の現行の建築基準法により設計される建物とほぼ同程度の耐震性能を保有することを意味する。

なお、建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外申請にあたっては、構造の安全性を示すために、第三者機関による評定を取得する。

ア 耐震診断

煉瓦壁の面内方向（壁と並行方向）は、煉瓦目地のせん断耐力の実験値を用いて診断を行った。診断方法は上記基準により保有水平耐力を求め、そこに経年劣化、建物全体の一体性および形状のバランス、変形性能等各係数を掛け合わせ耐震性能の評価を行った。その結果、必要な耐震性能を有することが確認された。

煉瓦壁の面外方向（壁と直交方向）も面内方向と同様に煉瓦目地の引張耐力および煉瓦の圧縮強度の実験値を用いて診断を行った。診断方法は屋根面および基礎の補強を行うことを前提に、屋根面および基礎部分を支持点として評価し、面外応力を算出する方法をとっている。診断の結果、X、Y方向両方向とも面外の耐力が不足し、地震の震動および衝撃に対して「倒壊し又は崩壊する危険性がある」、もしくは、「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と判断された。

図 1-87 面内、面外の I_s 値・ q 値の判定結果

方向	階	I_s				q				ランク	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
		面内/面外別		最小値	判定 $I_s \geq 0.6$	面内/面外別		最小値	判定 $q \geq 1.0$		
		面内	面外			面内	面外				
X	1	面内	0.82	0.25	NG	面内	2.48	0.42	NG	I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い
		面外	0.25			面外	0.42				
Y	1	面内	1.74	0.41	NG	面内	5.28	0.68	NG	II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性がある
		面外	0.41			面外	0.68				

図 1-88 I_s 値・ q 値指標の判定値

構造耐震指針及び保有水平耐力に係る指針		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
ランク	指標値	
I	$I_s < 0.3$ または $q < 0.5$ の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
II	(1)及び(3)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
III	$I_s \geq 0.6$ かつ $q \geq 1.0$ の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

耐震診断結果についての考察を以下に示す。

1) 面内方向について

面内方向は壁量が多く比較的良好な結果となっている。 I_s 値（構造耐震指標）は 0.6 以上の値が確認されており、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いと判断されている。ただし、壁体上部に臥梁や床スラブが無いこと、基礎は通路部分に無く連続していないことから一体性を欠き、形状指標で減点を受けている。

2) 面外方向について

面外方向は建物上部に臥梁や床スラブが無いこと、基礎が通路部分に無く連続していないことから、独立壁に近い形状となっており、耐震性が低い結果となっている。

イ 耐震補強案

耐震診断結果の考察より、表門の構造上の問題点は以下のようにまとめることができる。

- ① 壁体の面外方向について崩壊の危険がある点
- ② 南面及び北面の妻壁についても壁体面外方向の崩壊の危険がある点
- ③ 壁体上部に臥梁や床スラブが無いこと、基礎が通路部分に無く連続していないことから、建物の一体性を欠いている点

構造上の問題点に対する補強案を、以下のとおり A～D 案の 4 案を計画した。

補強案 A

補強案 A は、東面壁体面外崩壊の対策として、ステンレス鉄筋の挿入により面外補強を行う案。

補強案 B

補強案 B は、東面壁体面外崩壊の対策として、東面の円形庇部分を構成するアーチを RC 造で再構築し既存レンガ造部分との一体性を図り、面外変形の拘束を図る案。

補強案 C

補強案 C は、基礎の免震化を行うことにより建物に作用する地震力の低減を図る案。

補強案 D

補強案 D は、壁体面外崩壊の対策として、PC 鋼棒を壁内に配置し緊張力を導入することで壁面の面外補強を行う方法で、さらに、壁上部への RC 臥梁を設けることで、壁上部を固め面外変形の拘束を図る案。

鉄骨の方杖補強

A、B 案では、南北の妻壁部分の壁体面外崩壊を防止するために、小屋組内に「鉄骨の方杖」を増設する。

鉄骨水平ブレース補強

A、B、C 案では、建物の一体性を欠くことの対策について既存建物への影響が少ない「鉄骨水平ブレース（筋かい）」を設けることで、建物の一体性を確保するとともに、面外方向の拘束を行う。

RC 基礎の増設

A～D の全ての案で、「RC 基礎の増設」により基礎部分の構造一体性の確保を図り、かつ壁体面外の拘束をする。

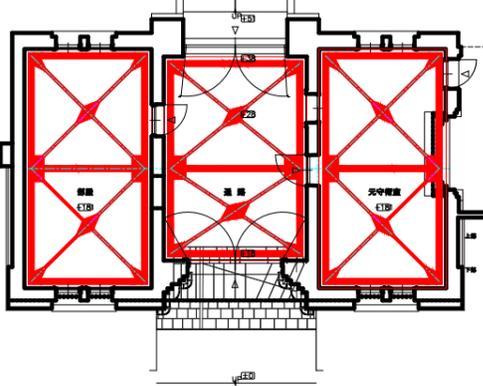
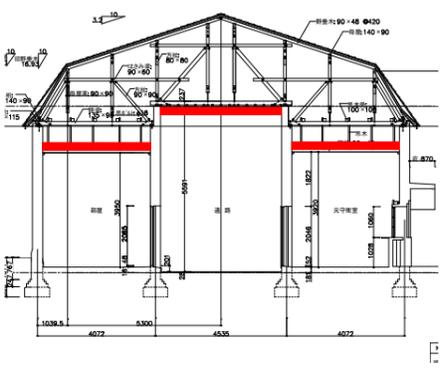
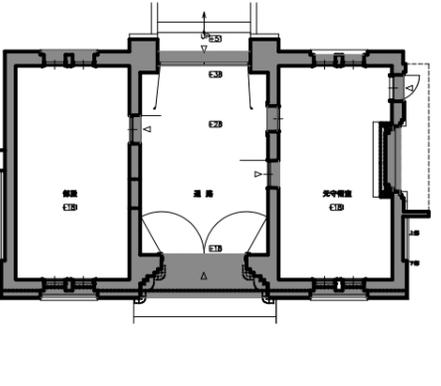
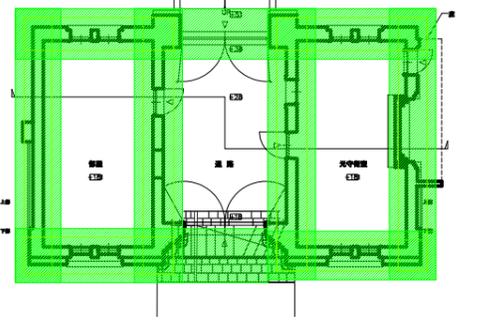
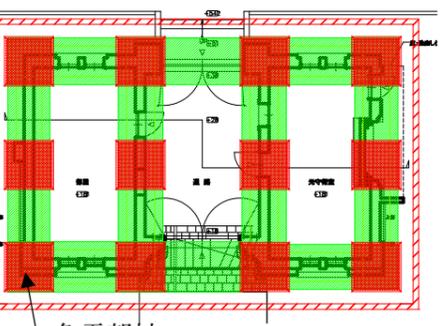
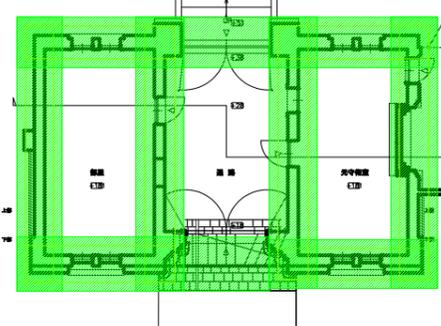
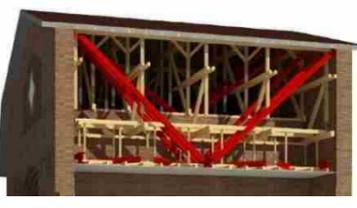
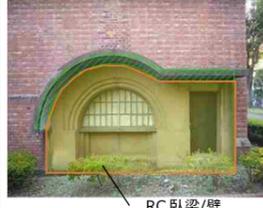
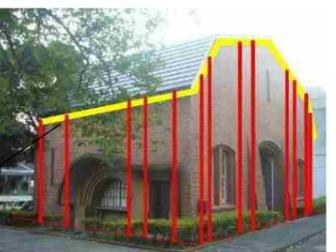
なお、「鉄骨水平ブレース」と「RC 基礎の増設」の補強をすることで、形状指標の改善及び面外方向の崩壊防止が図れ、面内方向及び面外方向とも I_s 値（構造耐震指標）の向上につながる。

補強位置別に各補強方法をまとめ、補強イメージ図を添えた表（資料5-1）と、工法とその効果、文化財への影響についてまとめた各案比較表（資料5-2）を示す。

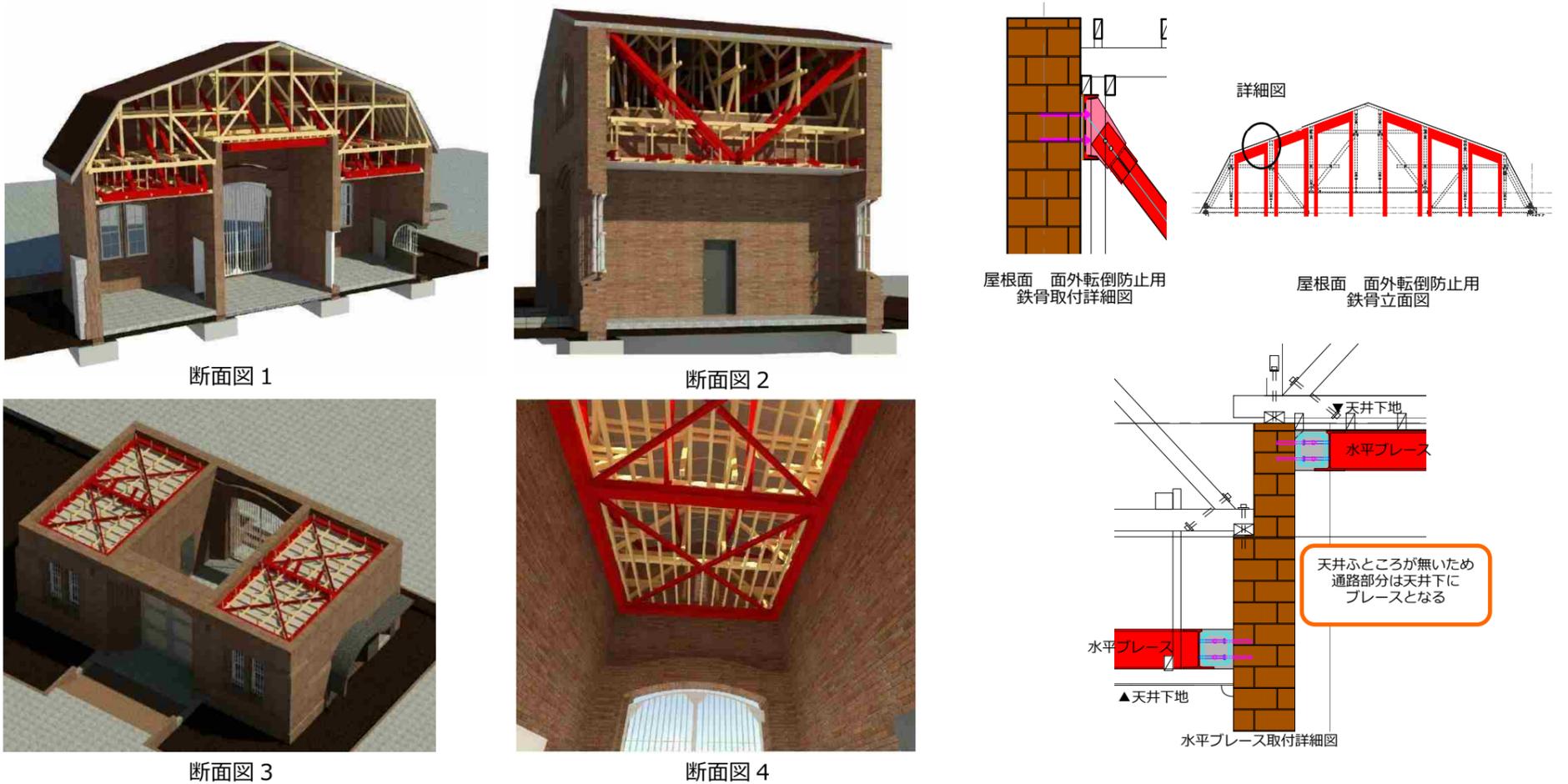
A～D案について、保存活用計画策定委員会にて学識者委員に意見聴取を行った結果、区指定有形文化財に指定された表門に対する補強としては、当初の煉瓦壁等への負担が最も少なくなるC案が適切であるという意見で一致した。今後は、基礎の免震化を図るC案を軸に設計の詳細検討を進めることが望ましい。

ただし、基礎の免震化を図るC案を今後進めるにあたり、以下の課題に対して詳細な検討を行う必要がある。

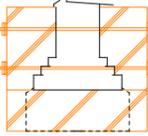
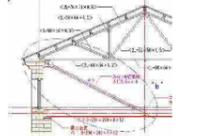
資料 5-1 補強位置別各補強方法及び補強イメージ図

補強位置	A 案	B 案	C 案	D 案
屋根面補強	A~C 案共通 水平ブレース (天井面) 			D 案 RC 臥梁の増設 
基礎	A, B 案共通 		C 案  免震部材	D 案 
面外転倒防止用鉄骨	A, B 案共通 		C 案 不要	D 案 不要
X4 通り面外転倒防止用	A 案 	B 案  RC 臥梁/壁再構築	C 案 不要	D 案 不要
PC 鋼棒挿入	A~C 案共通 不要			D 案  RC 臥梁

補強イメージ図



資料 5-2 工法とその効果・文化財への影響 各案比較

項目	工法	概念図	効果	工法選定理由	A 案	B 案	C 案	D 案
耐震補強	共通補強① 水平面鉄骨ブレース増設 A. B. C 案に適用		・建物の一体性の確保 ・面外曲げ補強	・煉瓦造の補強としては一般的であり、実績が多い ・意匠性への配慮	通路部分は天井ふとところがないため、天井下に鉄骨ブレースを設ける必要がある。 施工にあたって屋根面の解体もしくは天井の解体が必要。			不要
	共通補強② RC 造基礎の増設 A. B. C. D 案に適用		・建物の一体性の確保 ・面外曲げ補強	・煉瓦造の補強としては一般的であり、実績が多い	基礎増設にあたり煉瓦の根積基礎下のラップルコンクリートを撤去する可能性がある。 施工にあたって土間コンを一部解体する可能性がある。			
	A. B 案共通 面外転倒防止用鉄骨の増設		・面外曲げ補強	・可逆性への配慮	小屋裏に小屋組部材をよけて鉄骨を設置する。 通路部分は一部露出する可能性がある。		不要	不要
	A 案 ステンレス筋の挿入(鉛直)		・面外曲げ補強	・煉瓦造の補強としては一般的であり、実績が多い ・意匠性への配慮	小屋組を全解体し煉瓦躯体の頂部から施工する必要がある	不要	不要	不要
	B 案 RC 臥梁の増設 (アーチの再構築)	 RC 臥梁/壁再構築	・面外曲げ補強	・意匠性への配慮	庇と煉瓦躯体の接合状況によっては必要となる可能性有	東面の庇及び開口部の壁を解体し、再構築となる	庇と煉瓦躯体の接合状況によっては必要となる可能性有	庇と煉瓦躯体の接合状況によっては必要となる可能性有
	C 案 免震装置の増設		・入力地震動の低減	・意匠性への配慮	不要	不要	免震装置の他に免震ピット、点検用の出入口等が必要 建物周囲に免震クリアランスの設置	
	D 案 RC 臥梁の増設 屋根面全体		・面外曲げ補強	・意匠性への配慮	不要	不要	不要	煉瓦躯体頂部を RC に置き換えるため、煉瓦躯体の損傷大
	D 案 PC 鋼棒の増設(鉛直) 緊張力導入		・面外曲げ補強	・意匠性への配慮				小屋組を全解体し、躯体の頂部から施工する必要がある
補強工事に伴う工事 小屋組天井解体・保管・復旧					全解体	一部解体	一部解体	全解体
耐震補強工事費					中	低	高	中
※1 文化財への影響	意匠性を損なわない				○	○	○	△(臥梁部分一部変更)
	部材を傷めない				△ (木造屋根を全解体する必要有)	△ (壁面の解体が必要)	○	△ (木造屋根を全解体する必要有)
	可逆的である				△ (ステンレス筋は取り外し不可)	△ (臥梁は取り外し不可)	○	△ (PC 鋼棒は取り外し不可)
	区別可能である				○	△ (再構築のため判別つかない)	○	△ (臥梁・PC 鋼棒とも判別つかない)
	最小限の補強である				△ (木造屋根を全解体する必要有)	△ (壁面の解体が必要)	○	△ (木造屋根を全解体する必要有)
維持管理					鉄骨部材の塗装	鉄骨部材の塗装	鉄骨部材の塗装 免震ギョ-の点検・交換	—
活用上の懸念事項					—	—	建物周囲に免震クリアランスの設置 ⇒地震時稼働 注意喚起	—

※1：共通補強①～②を除いた各案について評価を行っている

①コスト

C案（免震案）は他の補強案に比べ、工事費が高くなると見込まれ、詳細検討を基に設計時での費用の精査及びコストダウンの検討が必要である。

②工期

現段階での工程検討では、A～D案のいずれの補強計画案を選択した場合でも、曳家完了及び工事完了の各工程が予定工程内で施工可能と考えられるが、更に詳細な工程検討を行うことが必要である。

③東面の円形底の構造詳細調査

今回の調査で東面の円形コンクリート底と煉瓦躯体の接続部の状況把握ができなかったため、接続部の一部解体調査を行い、状況を把握する必要がある。調査結果によっては、円形底及び開口部の壁を解体し、再構築が必要な場合も考えられる。

ウ 学術者の意見聴取

耐震診断及び補強方法の検討においては、神奈川大学客員教授・三重大学特任教授の花里利一氏に意見聴取を行った（令和3年（2021）5月～12月、計4回）。

診断にあたって、『煉瓦造建築物の耐震診断基準 改訂 第2版 平成27年5月 一般社団法人 北海道建築技術協会』（以下、「北海道の耐震診断基準」）では、壁体の強度の上限値として厳しい値が設定されているため、本業務では煉瓦コア各種試験で得られた試験結果をそのまま採用してはどうか、との助言をいただいた。そのため、本業務における耐震診断では試験結果の値を採用している。

また、構造検討資料として行う煉瓦コアの各種材料試験の目地せん断強度について、軸力を載荷した目地せん断強度試験を行うべきであるとの指摘を基に、煉瓦コアを追加で3本採取し、試験を行った。軸力を載荷した目地せん断強度と、軸力を加えない目地せん断強度とでは、数値に明確な違いはみられなかったため、診断においては数値の低い（不利側である）軸力を加えていない場合の試験結果を採用した。（詳細な試験結果は「(2) 構造検討に係る各種試験 ①ア 煉瓦コア各種試験結果」参照）

エ 曳家のための補強

移設・修復工事では、「①基本計画条件整理 ア 全体工程」でも述べた通り、平和の森小学校新築工事の建築着工の関係で、令和7年（2025）7月10日までに学校敷地外に門の曳家が完了していることが求められていることから、表門は工事着工予定である令和6年（2024）4月～令和7年（2025）7月10日までの15ヶ月で曳家を完了する必要がある。曳家完了までの工期に制限があるため、工事にあたっては、建物の耐震補強や躯体の劣化補修については曳家後に行うこととし、着工から7月までは曳家に関わる工事を主に行うこととして各種工事工程の検討を行った結果、曳家完了及び工事完了の各工程が予定工期内で施工可能と考えられる。ただし、耐震補強前に曳家を行うため、別途曳家のための補強を検討する必要がある。

建具（特に通路南北の創建時建具や、各室の木製の上げ下げガラス窓）は曳家工事によって破損の懸念があることや、取り外しての根本修理を行う必要があることから、曳家前に取り外す予定である。そのため、曳家のための補強として、開口部まわりについての補強を行う必要があり、具体的には開口部まわりに鉄骨ブレースや鉄骨柱による補強を行うこととする。

また、令和3年度（2021年度）の試掘調査により、元守衛室と部屋の基礎を東西になが基礎がなく、基礎に一体性がないことが確認された（調査結果は「(3) 部分解体工事及び解体調査 ③部分解体調査報告 ウ 基礎試掘調査」参照）。そのため、施工上の観点や、基礎部分の一体性と耐力確保のために、曳家前にRC造にて基礎補強を行う。

曳家のための補強については、今後、曳家方法等の詳細が決まっていくなかで、再度、工程に配慮しながら詳細を検討していく必要がある。

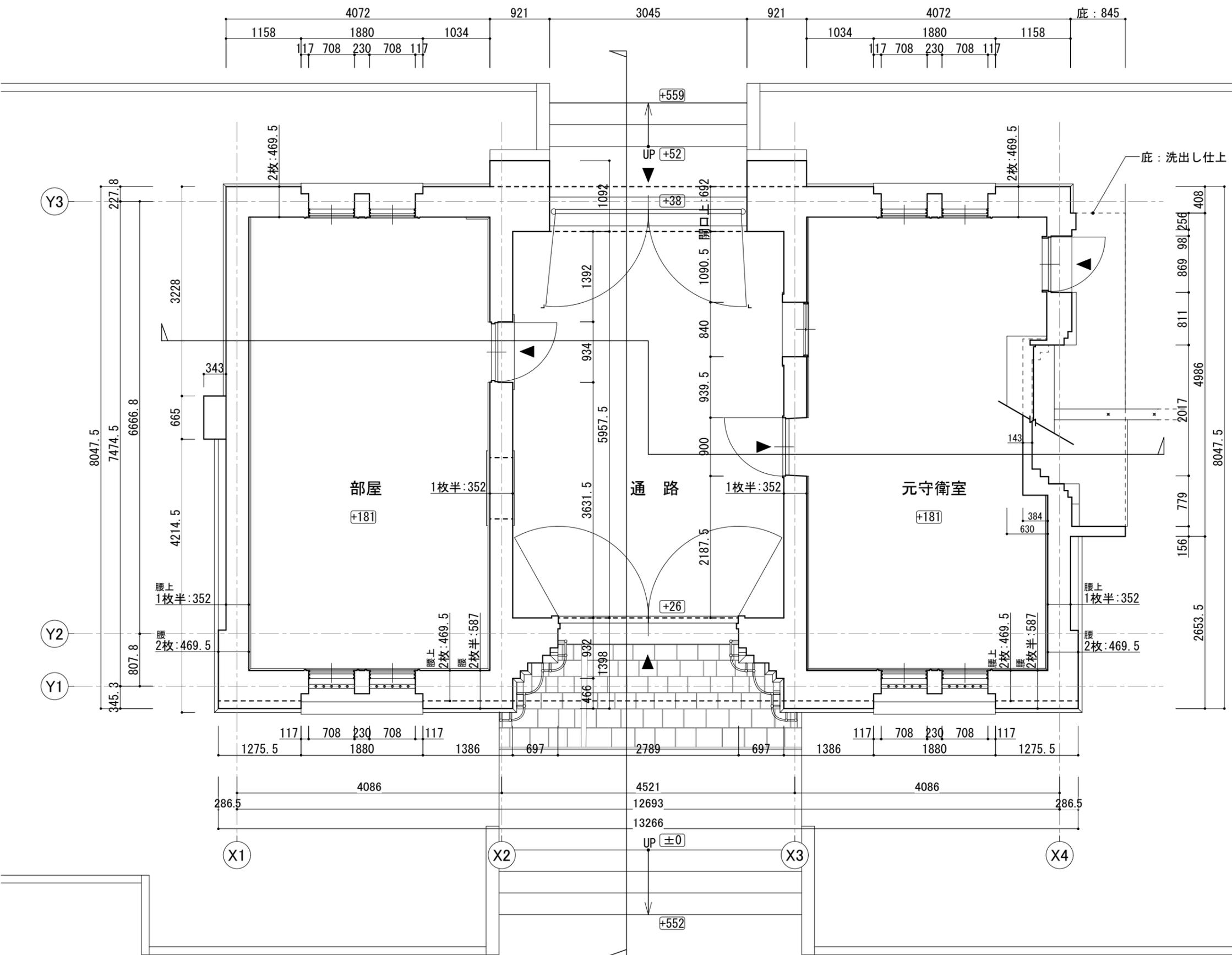
④復原図・修復計画図

「②保存に必要な措置と修復基本方針」で定めた、復原方針、補修計画を基に、復原図と修復計画図を示す。

図 1-89 図面リスト

No.	図面名	縮尺 (A3)
現況図		
01	平面図	S=1/60
02	南立面図	S=1/60
03	東立面図	S=1/60
04	北立面図	S=1/60
05	西立面図	S=1/60
06	梁間断面図	S=1/60
07	桁行断面図	S=1/60
08	展開図-1 元守衛室	S=1/60
09	展開図-2 通路	S=1/60
10	展開図-3 部屋	S=1/60
復原図		
復 01	平面図	S=1/60
復 02	南立面図	S=1/60
復 03	東立面図	S=1/60
復 04	北立面図	S=1/60
復 05	西立面図	S=1/60
復 06	梁間断面図	S=1/60
復 07	外構復原図	S=1/100
修復計画図		
修 01	外部破損劣化状況・修理方針 南面	S=1/60
修 02	外部破損劣化状況・修理方針 東面	S=1/60
修 03	外部破損劣化状況・修理方針 西面	S=1/60
修 04	外部破損劣化状況・修理方針 北面	S=1/60
修 05	内部破損劣化状況・修理方針 元守衛室 (壁)	S=1/60
修 06	内部破損劣化状況・修理方針 通路 (壁)	S=1/60
修 07	内部破損劣化状況・修理方針 部屋 (壁)	S=1/60
修 08	内部破損劣化状況・修理方針 元守衛室・通路・部屋 (床)	S=1/60

No.	図面名	縮尺(A3)
	修復計画図	
修 09	内部破損劣化状況・修理方針 元守衛室・通路・部屋(天井)	S=1/60
修 10	小屋裏破損劣化状況・修理方針 南面(煉瓦躯体)	S=1/60
修 11	小屋裏破損劣化状況・修理方針 北面(煉瓦躯体)	S=1/60
修 12	小屋裏破損劣化状況・修理方針 小屋組	S=1/60



平面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
01	Drawing name	平面図		1/60 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	

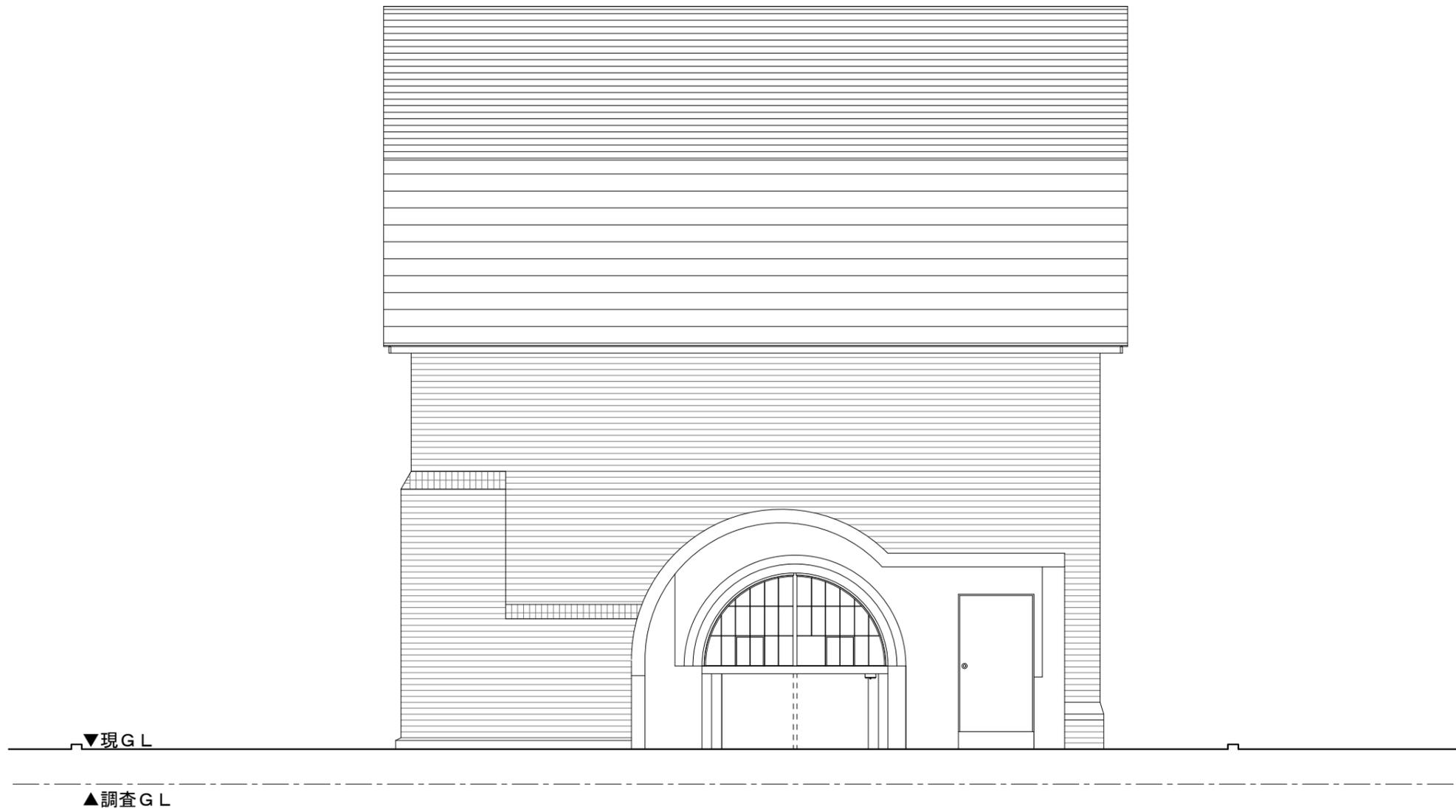


▼現GL

▲調査GL

南立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
02	Drawing name	南立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	



東立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
03	Drawing name	東立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	



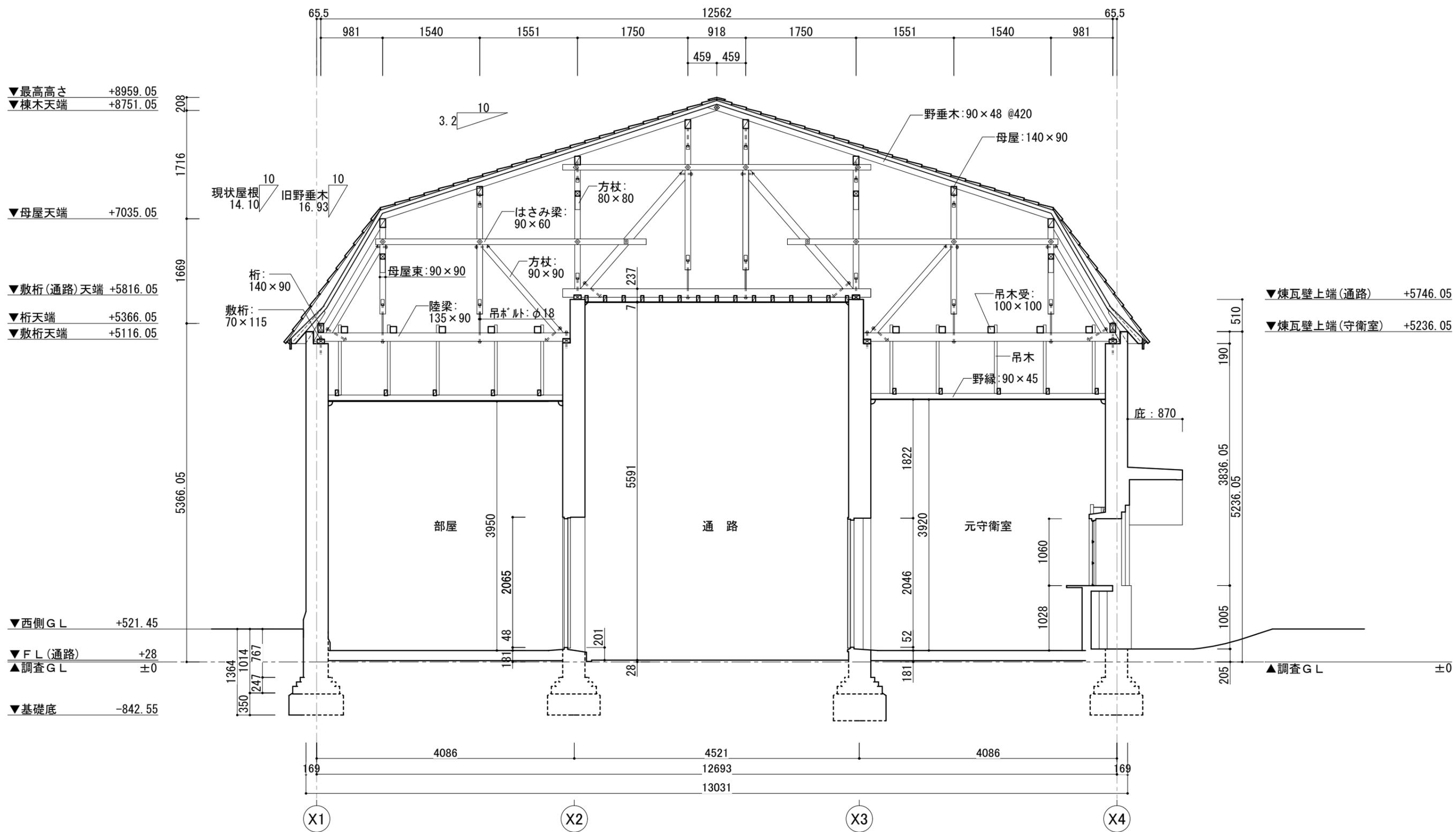
北立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
04	Drawing name	北立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	



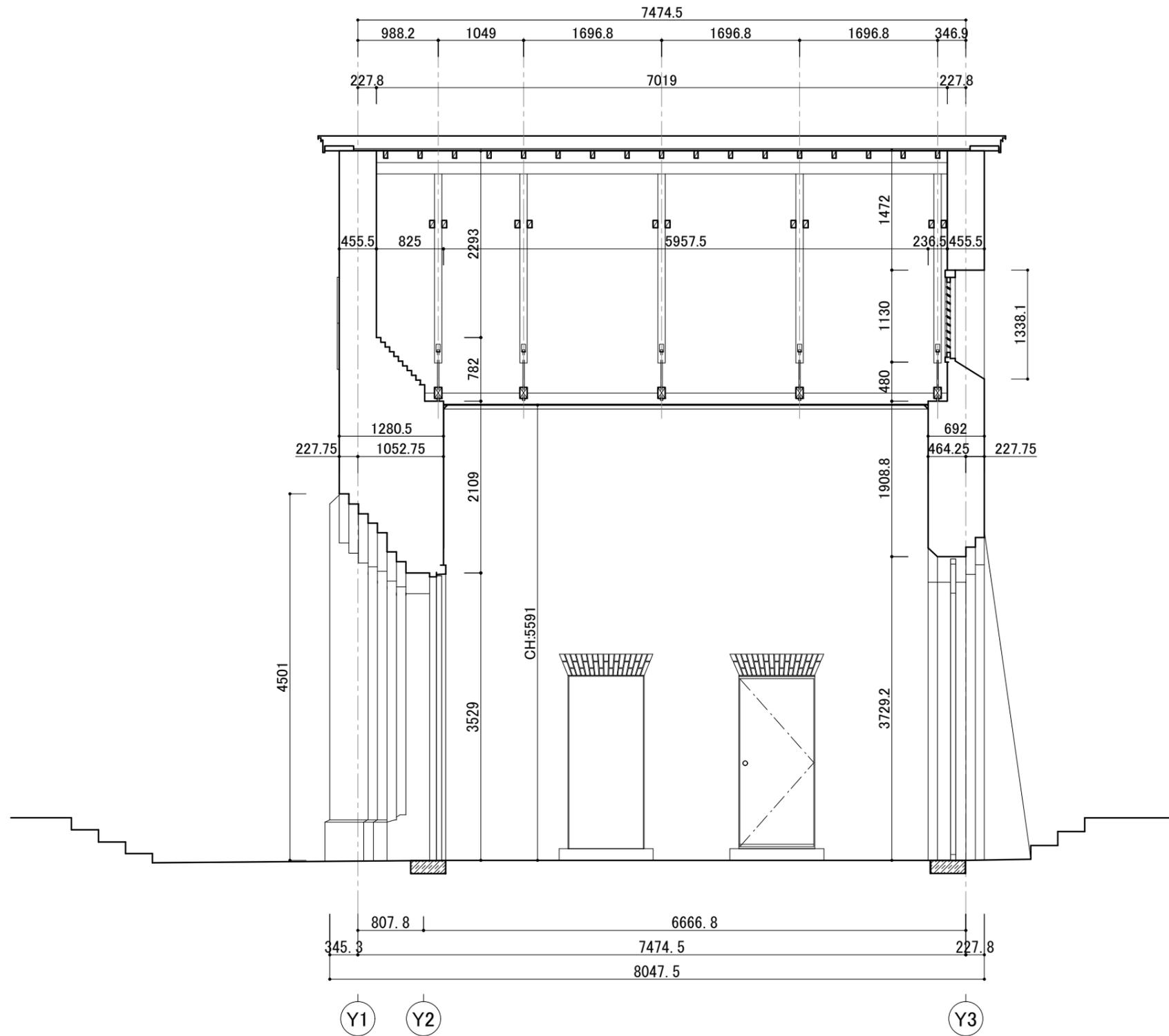
西立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
05	Drawing name	西立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	



梁間断面図 S=1/60

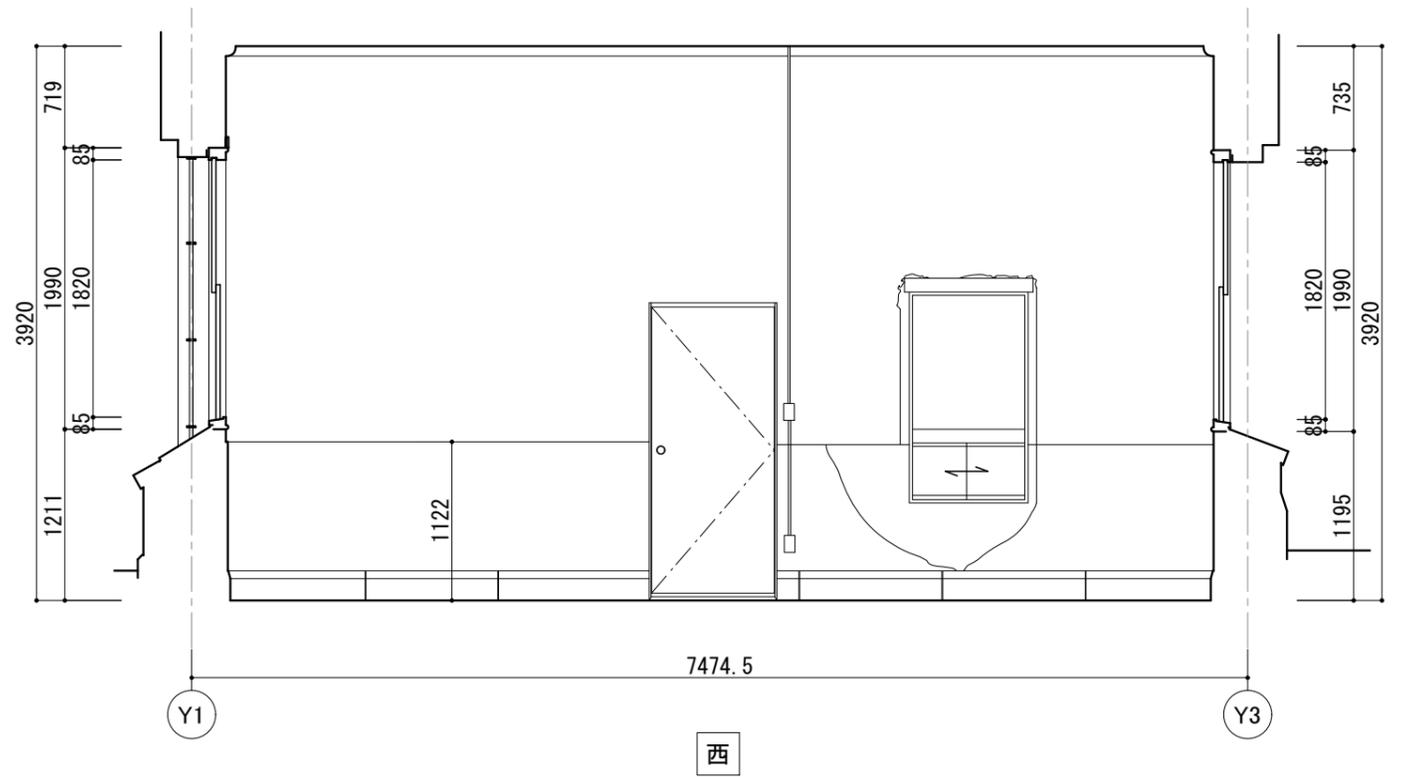
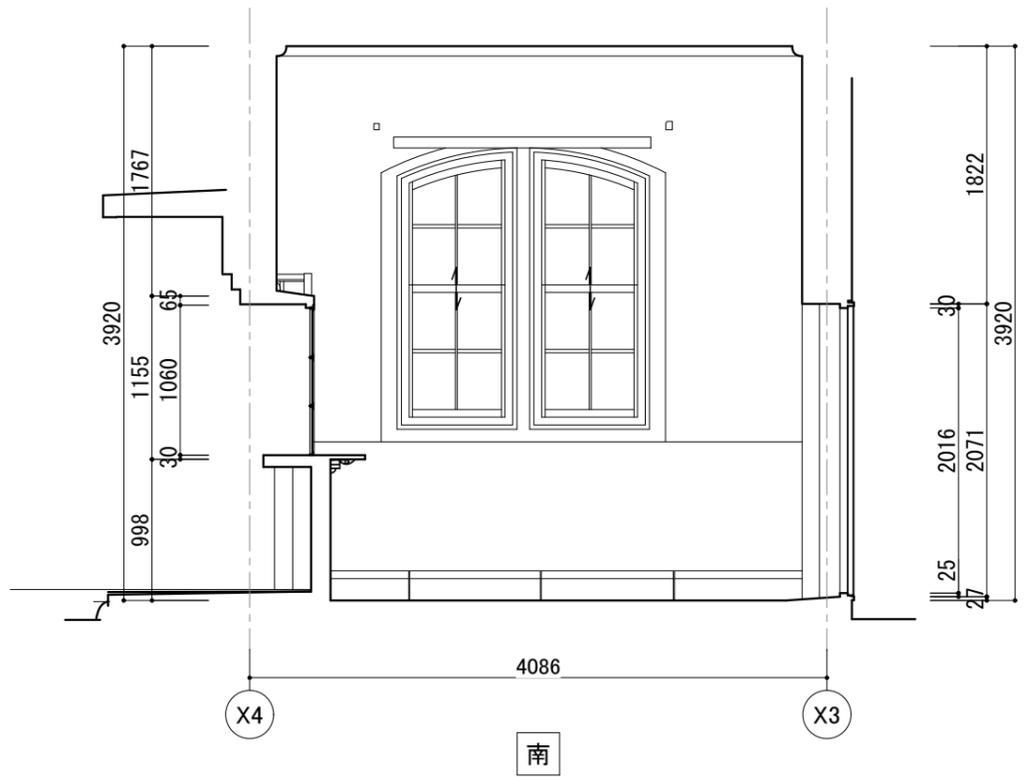
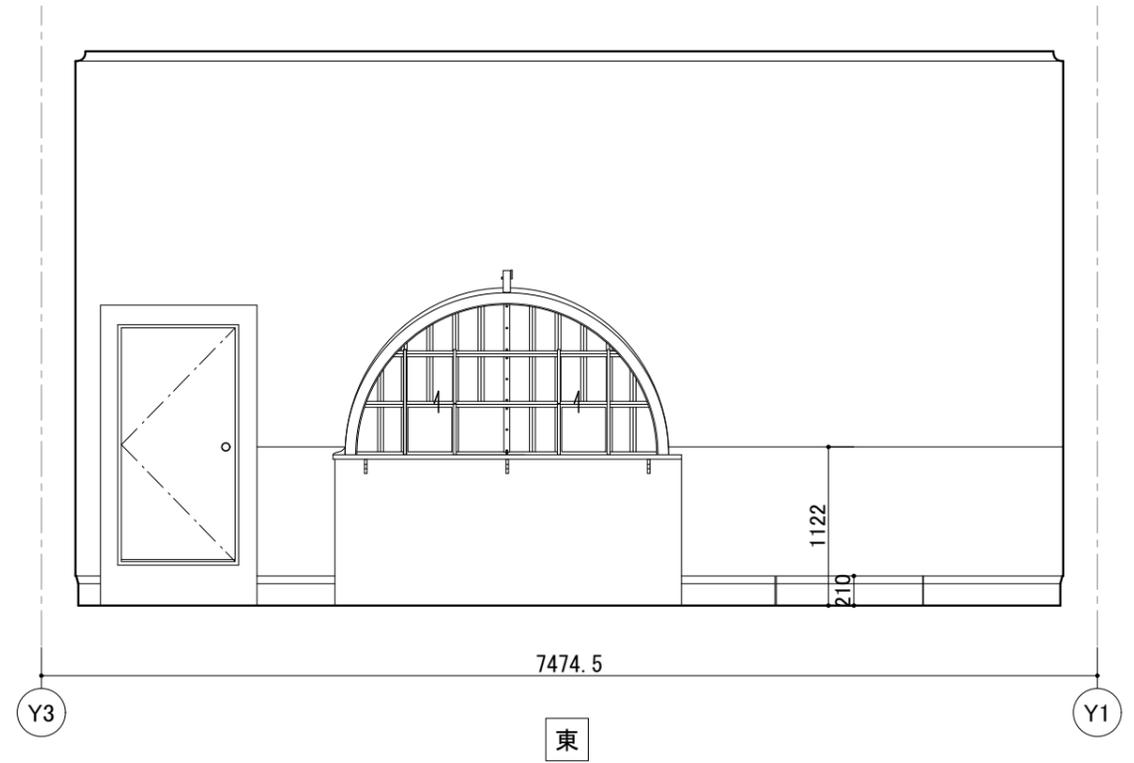
No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
06	Drawing name	梁間断面図		1/60 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	



桁行断面図 S=1/60

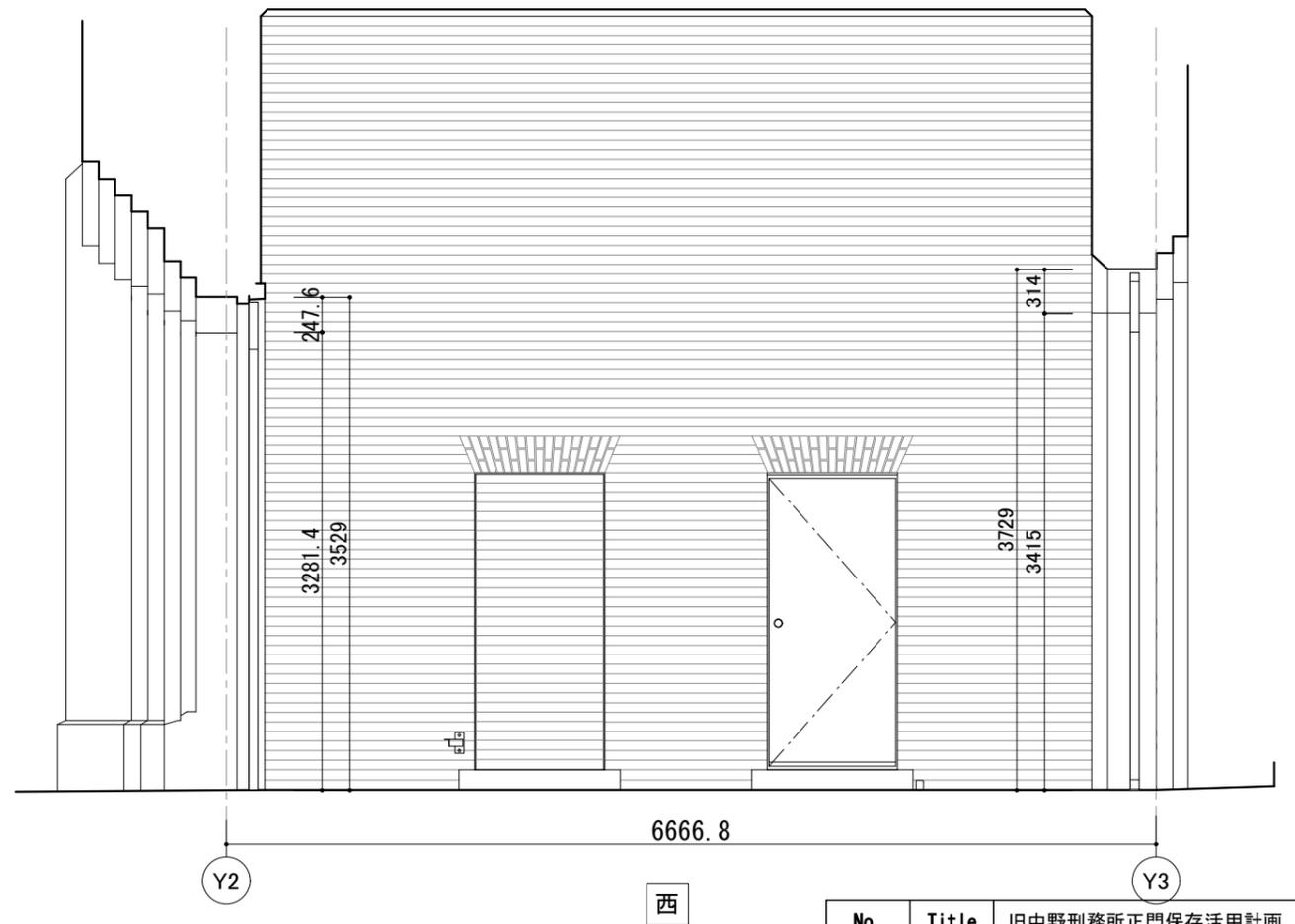
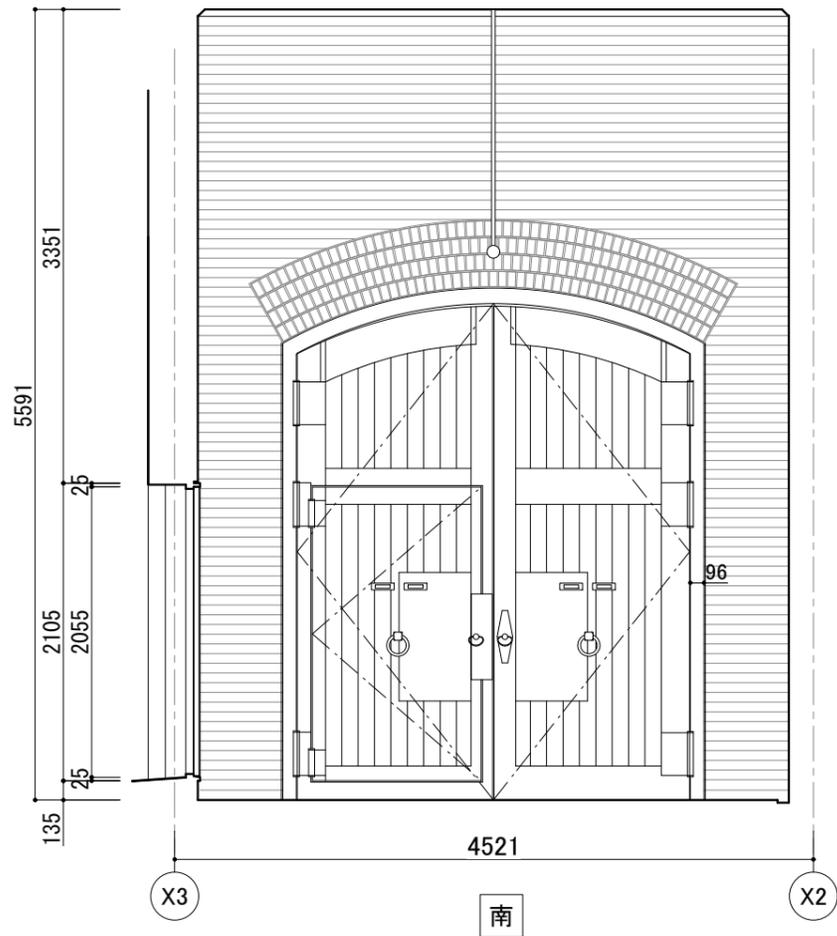
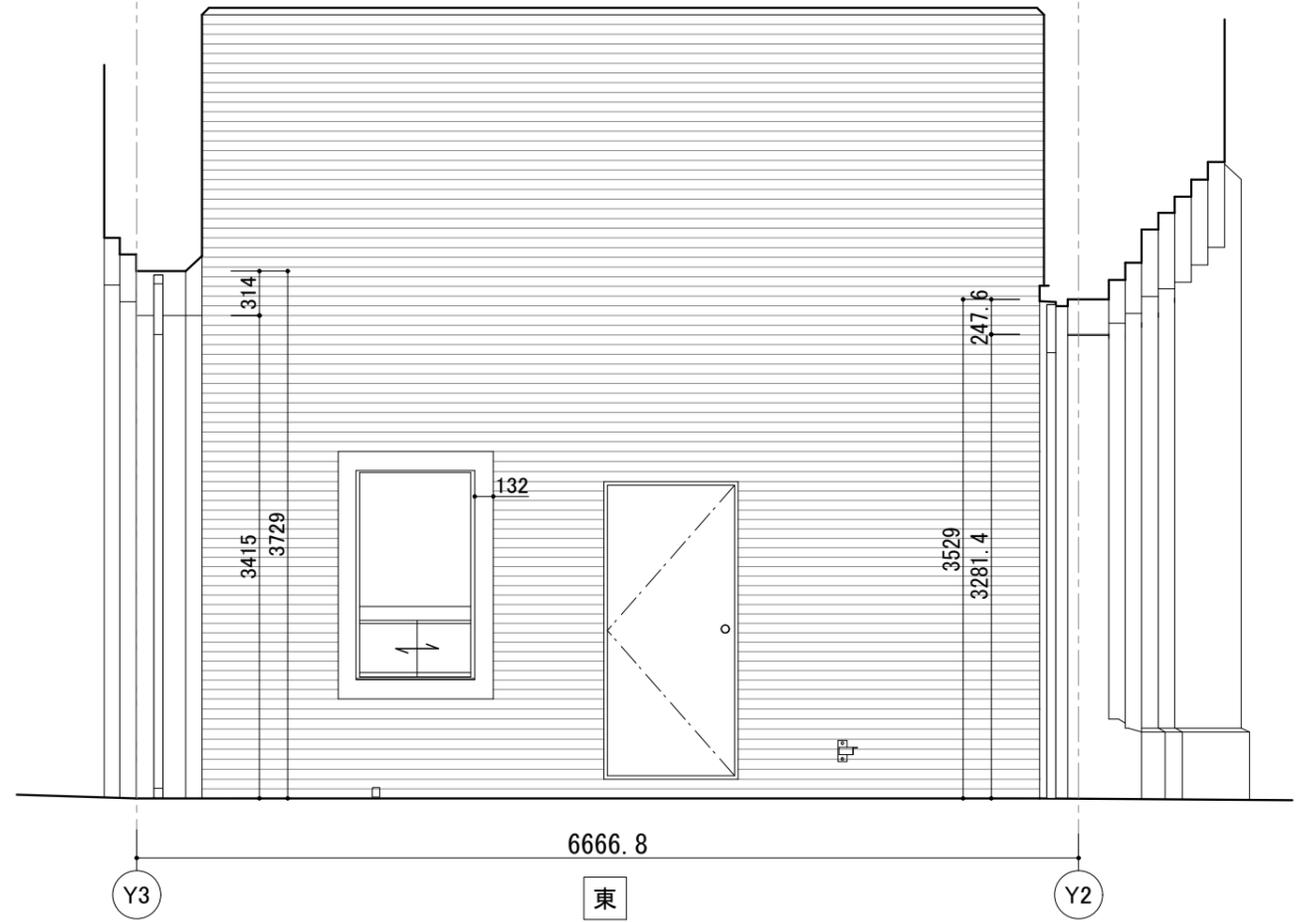
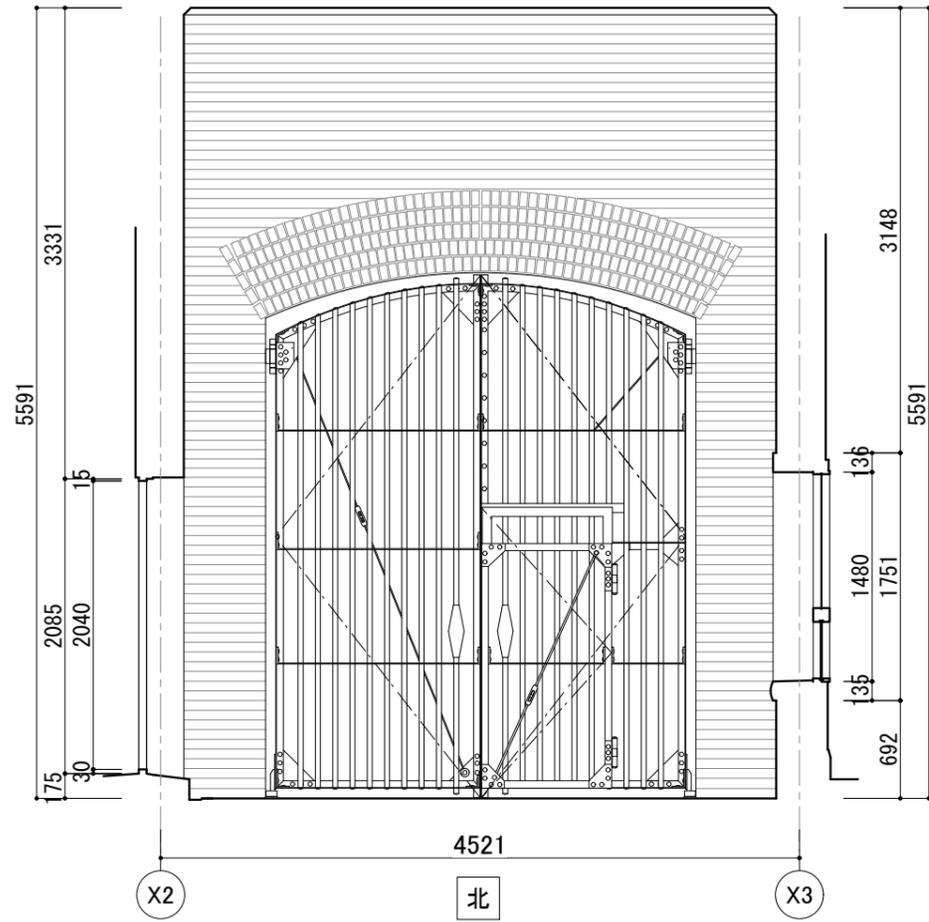
No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
07	Drawing name	桁行断面図		1/60 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	

元守衛室	
天井	漆喰の上、塗装
廻縁	漆喰の上、塗装
壁	漆喰の上、塗装 腰:モルタルの上、塗装
巾木	洗出しの上、塗装
床	モルタル金鏝
備考	



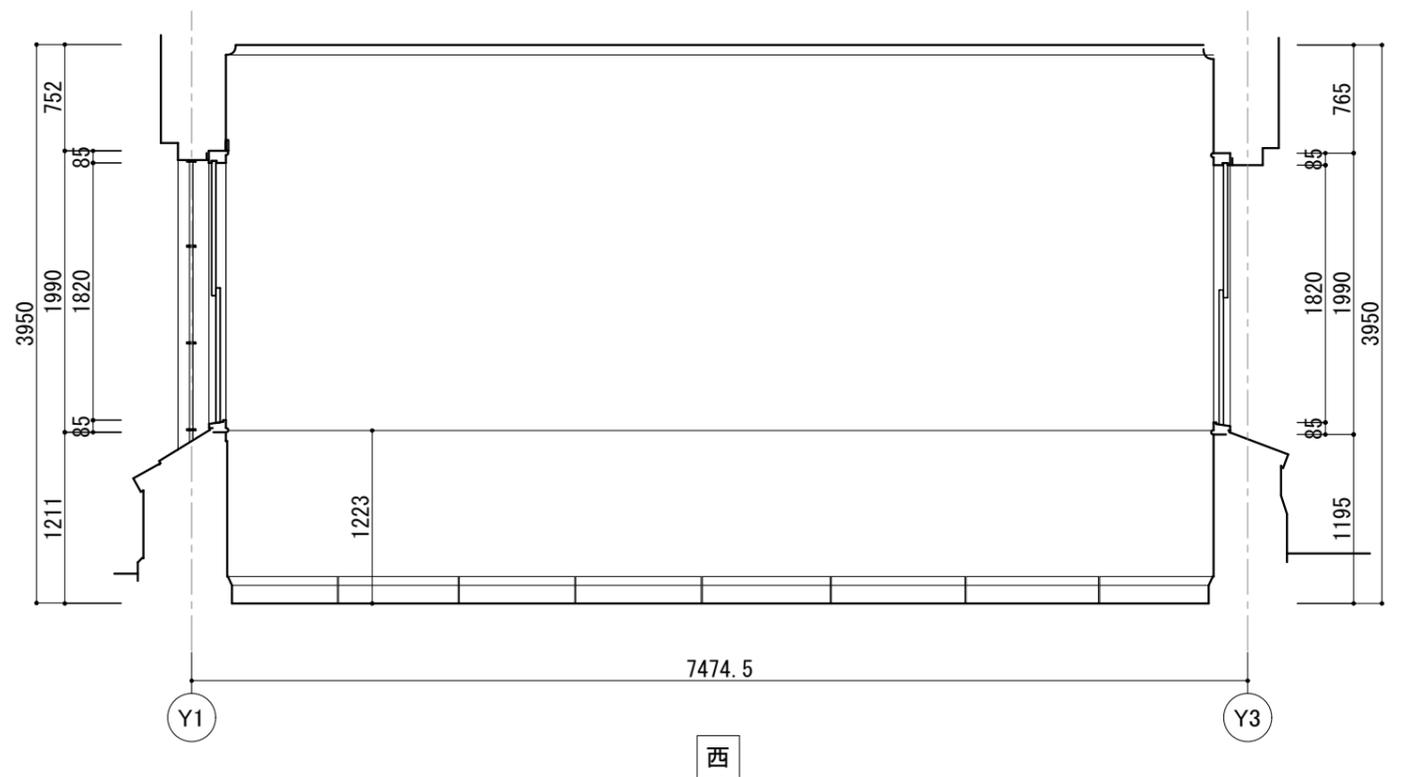
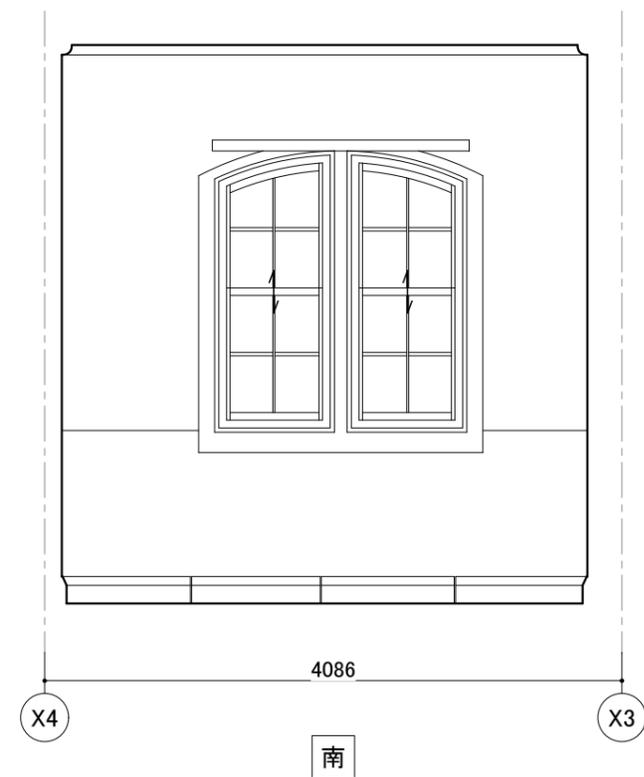
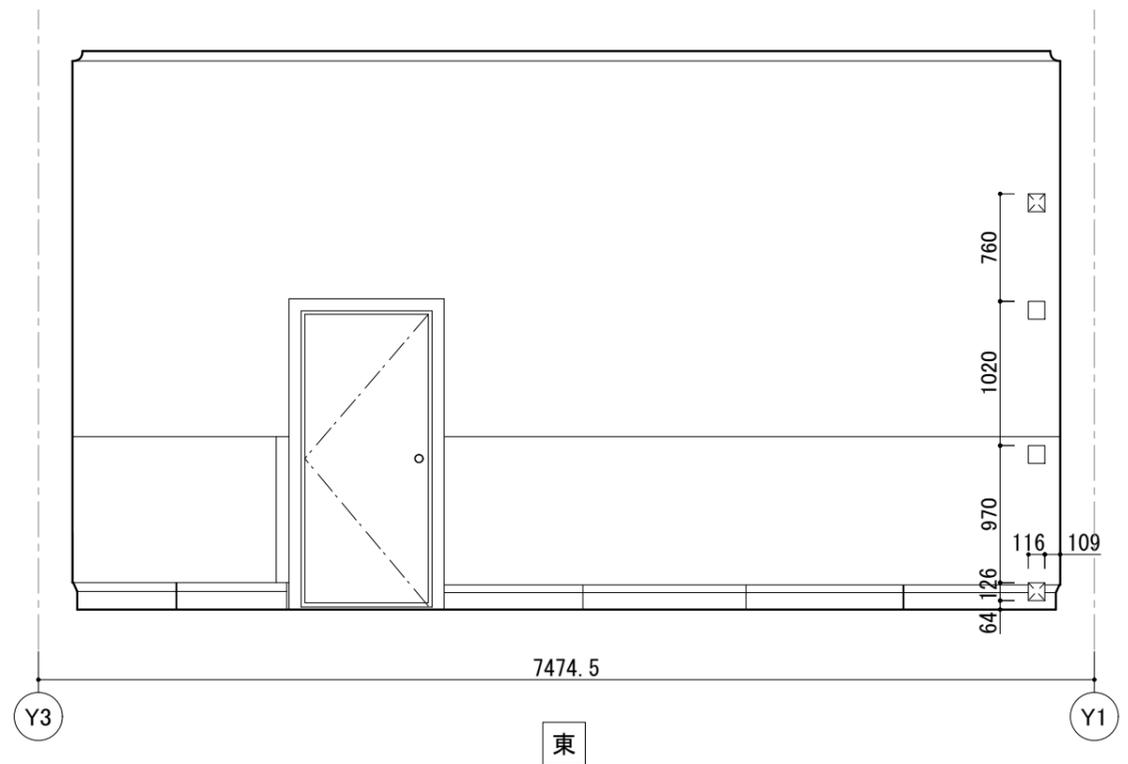
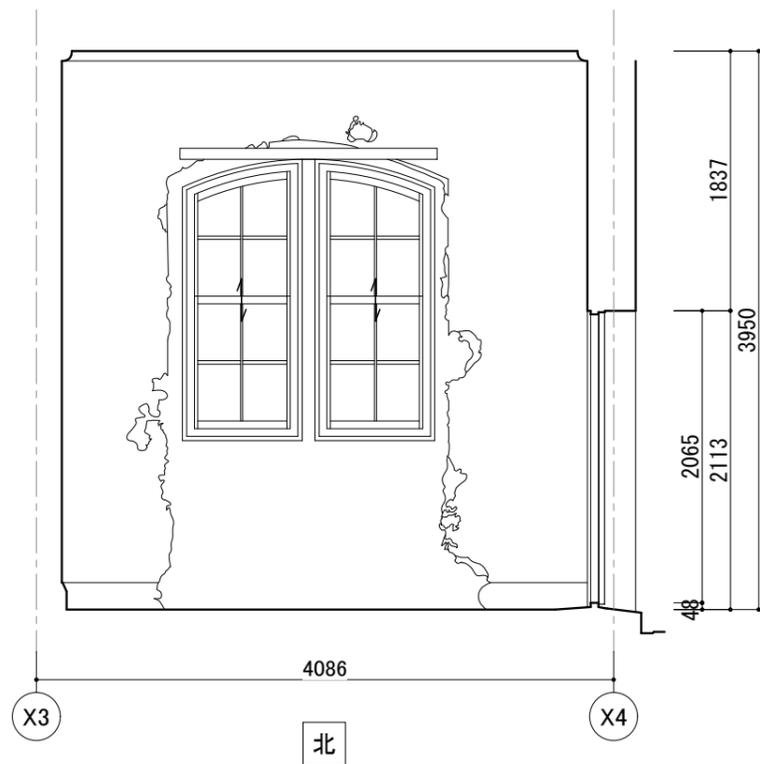
No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
08	Drawing name	展開図-1 元守衛室		1/50 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	

通路	
天井	漆喰(現在は欠失し 木摺り下地が露出)
廻縁	漆喰(現在は欠失し 木摺り下地が露出)
壁	煉瓦
巾木	—
床	人造石研ぎ出し
備考	

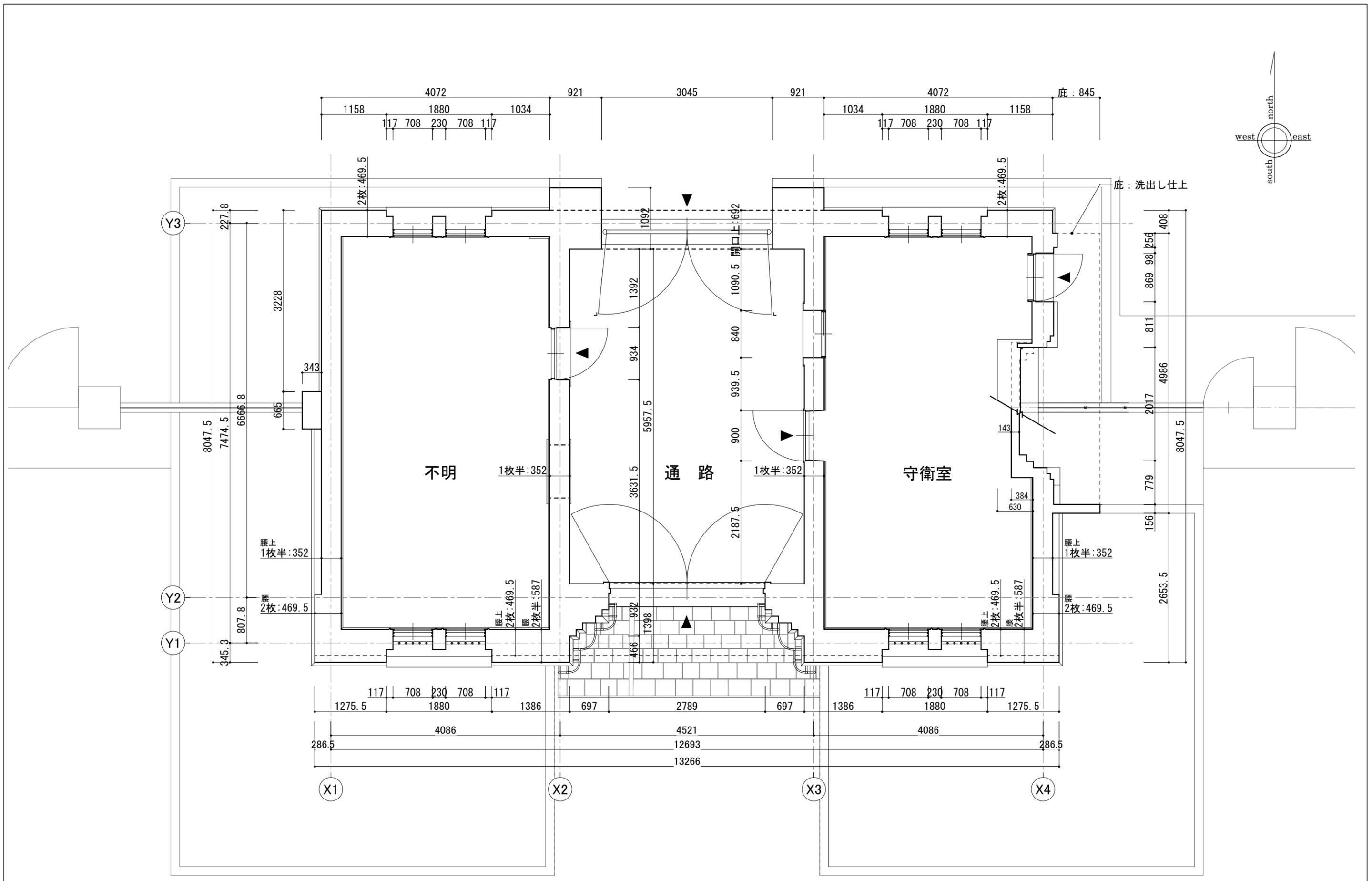


No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
09	Drawing name	展開図-2 通路		1/50 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建文	

部 屋	
天 井	漆喰の上、塗装
廻 縁	漆喰の上、塗装
壁	漆喰の上、塗装
巾 木	洗出しの上、塗装
床	着色モルタル
備 考	

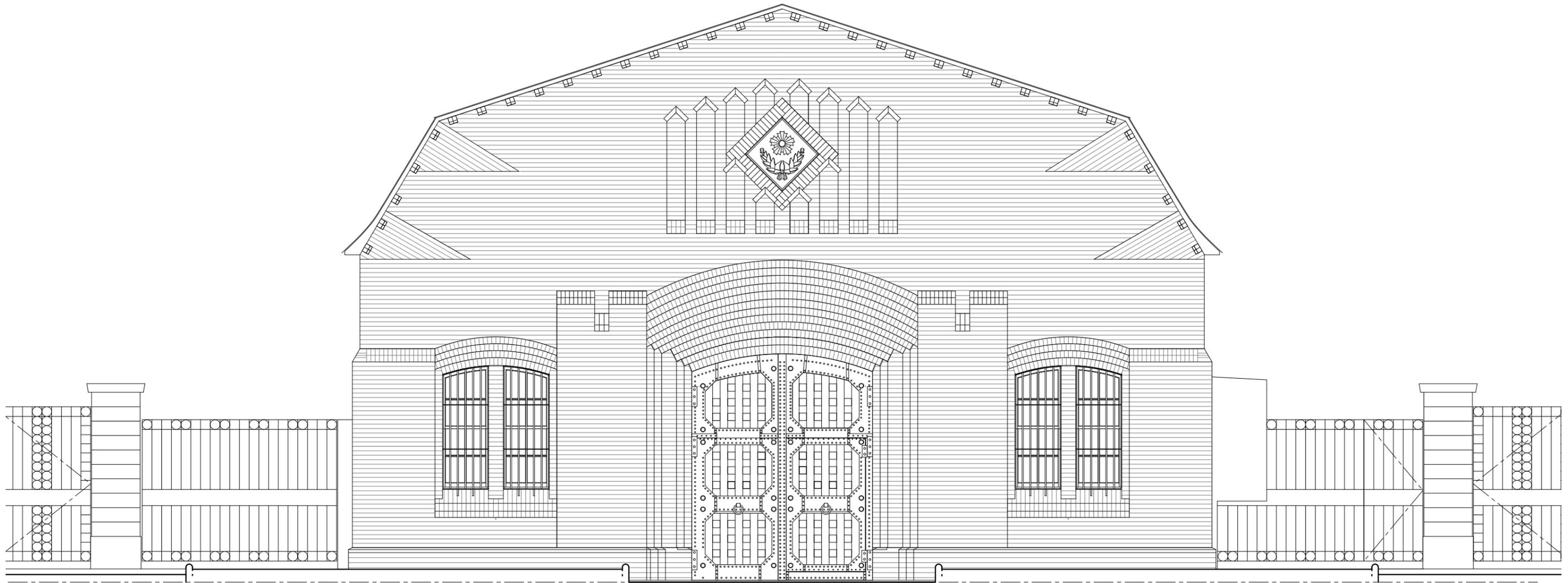


No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
10	Drawing name	展開図-3 部屋		1/50 (A3)
	Date	R4.02	株式会社 建 文	



平面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
復01	Drawing name	平面図		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



南立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
復02	Drawing name	南立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



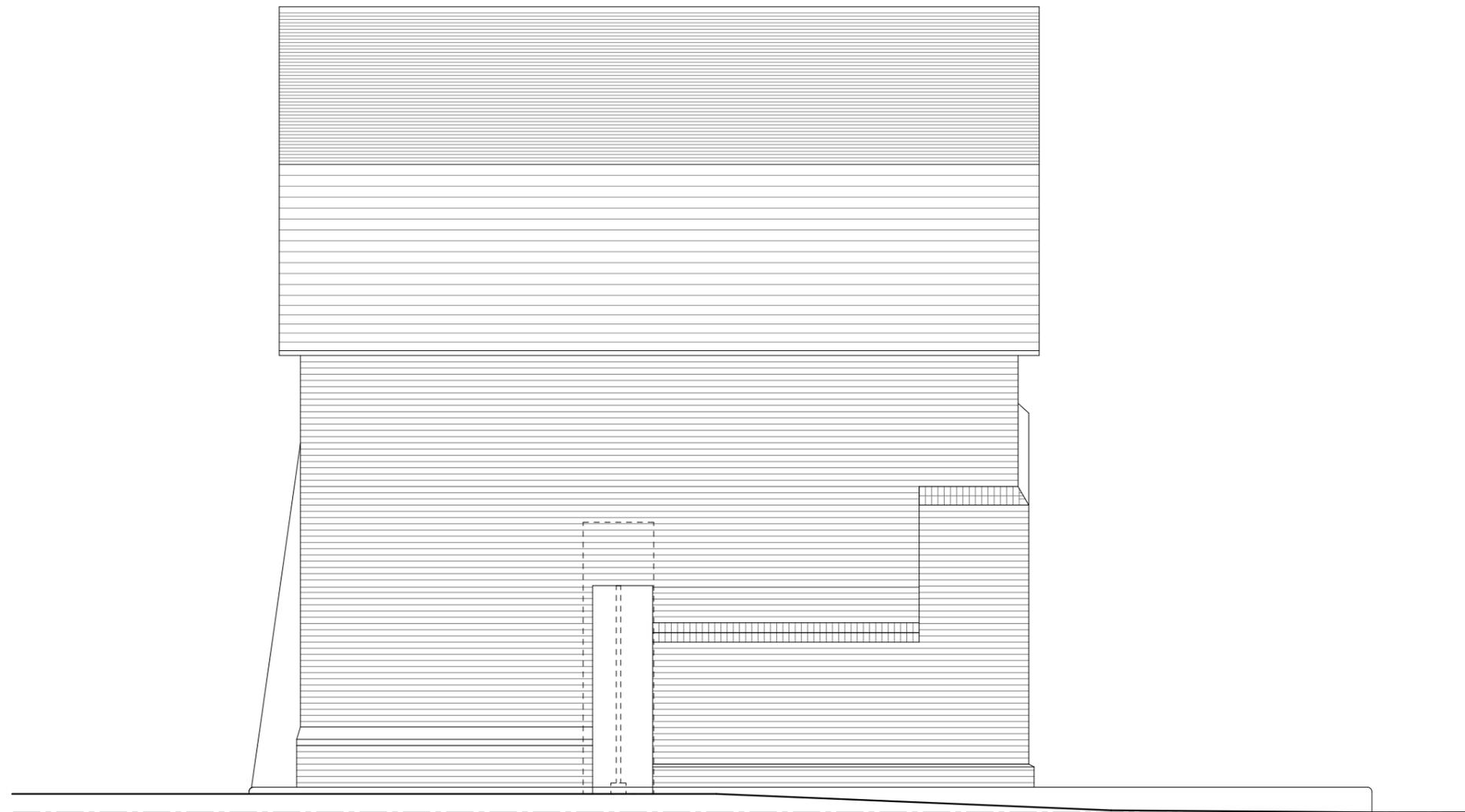
東立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
復03	Drawing name	東立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



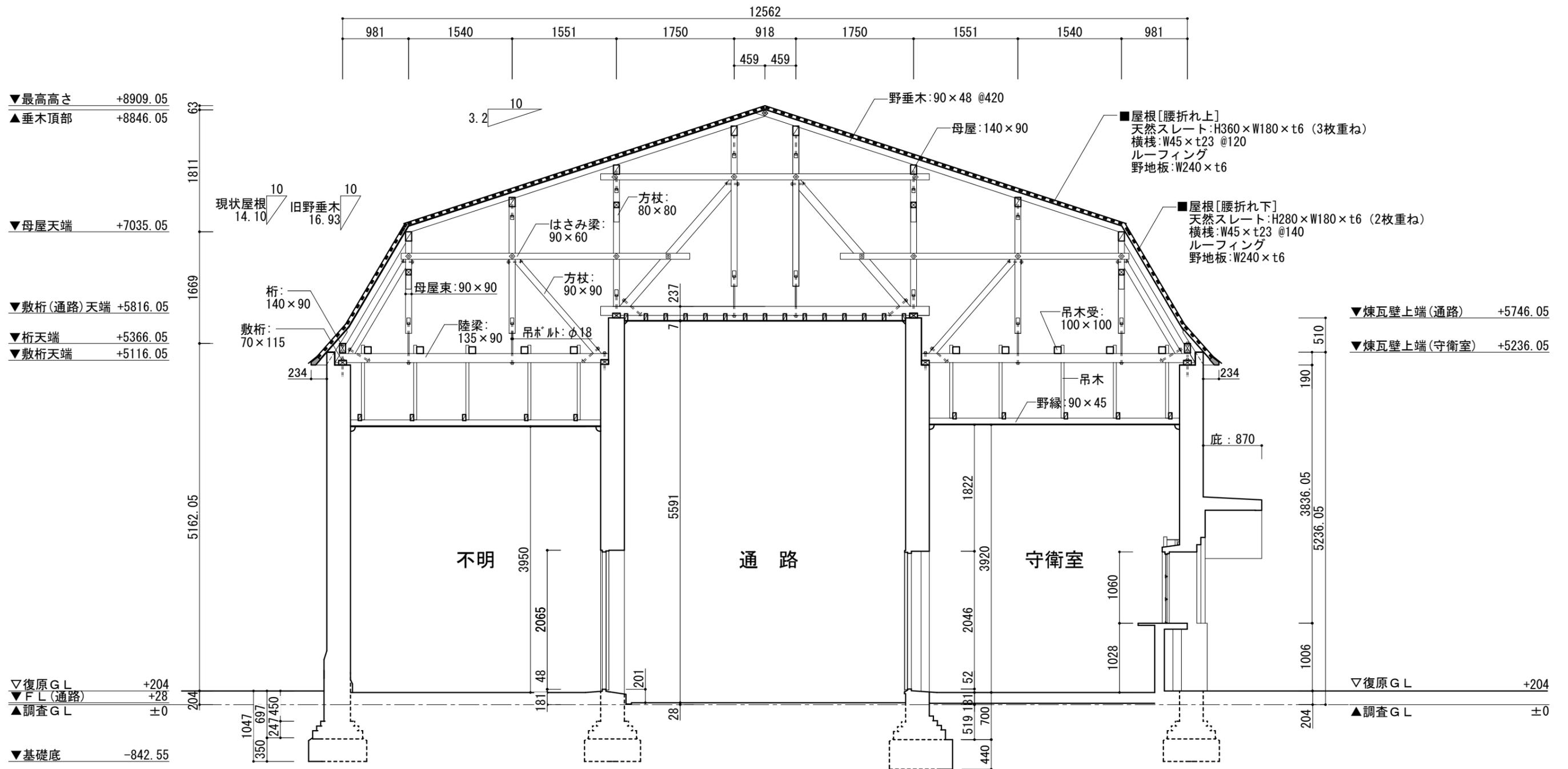
北立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
復04	Drawing name	北立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



西立面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
復05	Drawing name	西立面図		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



梁間断面図 S=1/60

No.	Title	旧中野刑務所正門保存活用計画		Scale
復06	Drawing name	梁間断面図		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



外部破損劣化図 北面

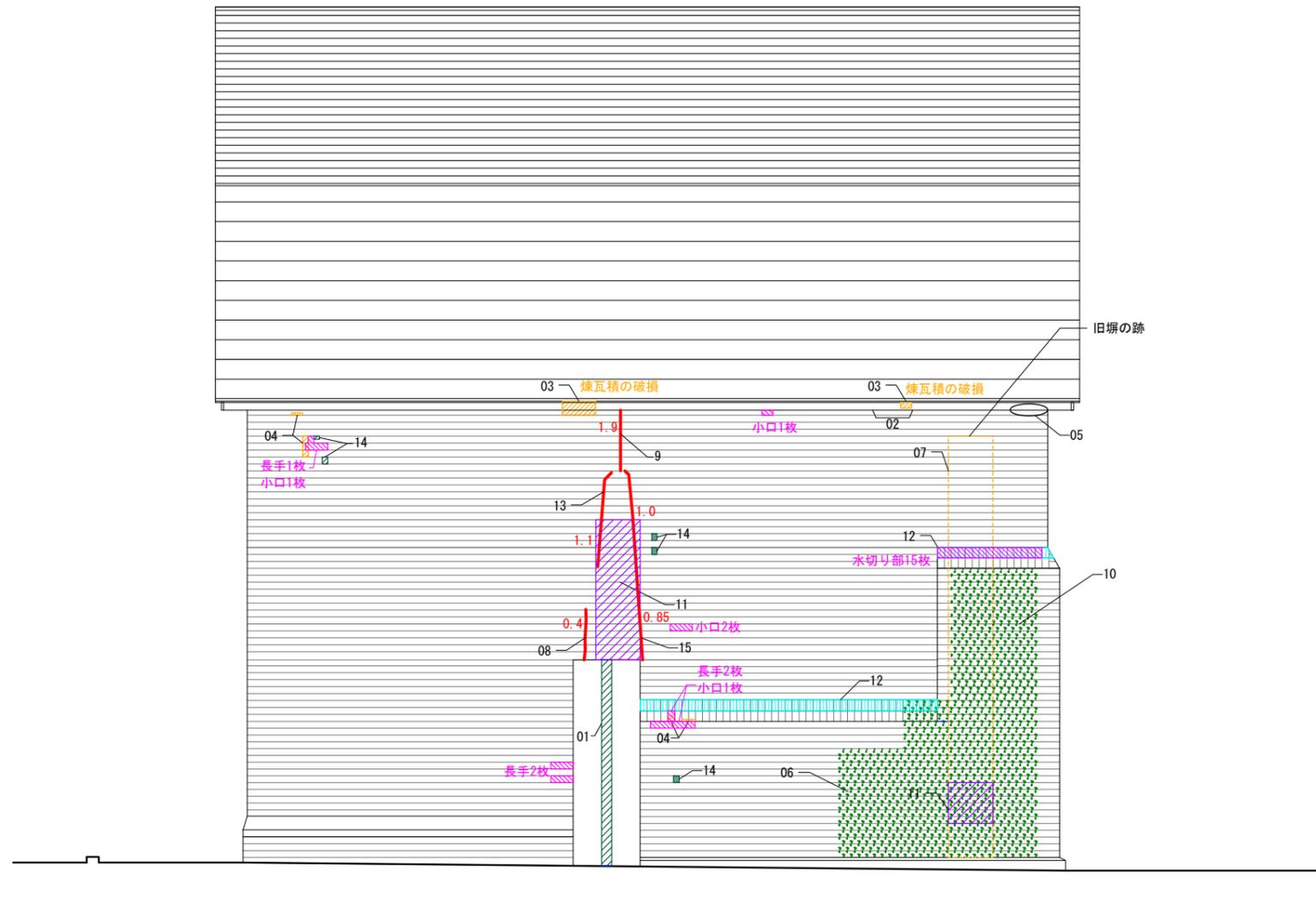
【外部破損劣化状況・修理方針 北面】

番号	部位	破損状況	修理方針
共通	煉瓦	白華	洗浄
共通	大扉	西側の開戸が下がり開かない、塗装の剥離、錆	取り外しの上、修理
01	煉瓦	モルタル補修跡	現状維持
02	煉瓦	剥離	現状維持
03	煉瓦	表面に苔	洗浄
04	化粧軒裏	塗装の剥落、腐朽	腐朽部分のみ取替えの上、塗装
05	煉瓦	母屋鼻天端に白い汚れ、糞害か	洗浄
06	煉瓦	アーチ下端 汚れ	洗浄
07	旧煉瓦埋跡にある コンクリート	側面にひび割れ	仕上げ撤去の上、塗直し
08	庇	欠損	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し
09	煉瓦	角部 欠け	現状維持

凡例	修理方針
0.1 煉瓦ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅(mm)を示す。	ひび割れ幅による 詳細は破損状況表に記載
0.1 洗出し面ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅(mm)を示す。	東面庇の洗出し:下地及び仕上げ撤去の上、塗直し その他:現状維持
目地割れ・欠損	覆輪目地にて復旧
煉瓦の表面剥離・剥落・欠損	剥離の程度により表面煉瓦取替え
煉瓦表面の浮き 長手●枚 小口●枚 W×H(mm) ●㎡	浮きの程度により表面煉瓦取替え
モルタル補修跡	現状維持
白華	洗浄
汚れ	洗浄
コケ植生	洗浄
目地補修範囲	アラミドロッド施工範囲は覆輪目地に復原
モルタル浮き	東面庇の洗出し:下地及び仕上げ撤去の上、塗直し その他:現状維持
モルタル欠損	東面庇の洗出し:下地及び仕上げ撤去の上、塗直し その他:現状維持
00 劣化番号	-

打診高さ: 地上より2400mm程度まで

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修03	Drawing name	外部破損劣化状況・修理方針 北面		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



外部破損劣化図 西面

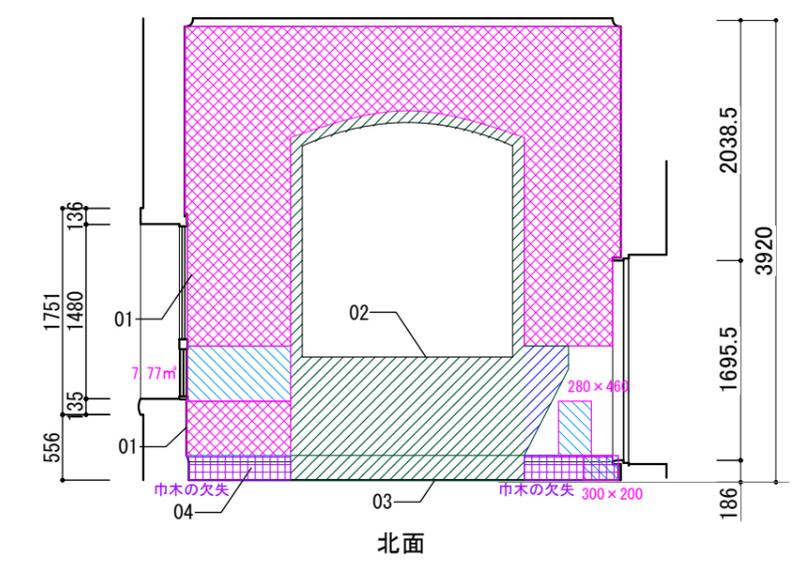
【外部破損劣化状況・修理方針 西面】

番号	部位	破損状況	修理方針	番号	部位	破損状況	修理方針
共通	煉瓦	白華	洗浄	13	煉瓦	ひび割れ (φ1100 W1.1)	目地部にグラウト材注入の上、アラミドロッドによる補強
共通	屋根	塗装の剥がれ、錆	※復原工事により撤去	14	煉瓦	モルタル補修跡	現状維持
01	旧壁跡にあるコンクリート	モルタル補修跡	現状維持	15	煉瓦	ひび割れ (φ1700 W1.0)	目地部にグラウト材注入の上、アラミドロッドによる補強
02	煉瓦	南面の外壁から3番目の垂木と煉瓦の間に隙間あり	積直し				
03	煉瓦	破損、隙間あり	積直し				
04	煉瓦	剥離	現状維持				
05	軒樋	折れ曲がり	撤去の上、新規取り付け				
06	煉瓦	表面に苔あり	洗浄				
07	煉瓦	旧塀の跡、表面に傷、汚れ	現状維持				
08	煉瓦	ひび割れ (φ550 W0.4)	アラミドロッドによる補修				
09	煉瓦	ひび割れ (φ610 W1.9 D15)	目地部にグラウト材注入の上、アラミドロッドによる補強				
10	たて樋	現たて樋の裏にある旧金物が残る、モルタル補修跡あり	現状維持				
11	煉瓦	目地補修	アラミドロッド施工範囲は覆輪目地に復原				
12	煉瓦	黒い汚れ	洗浄				

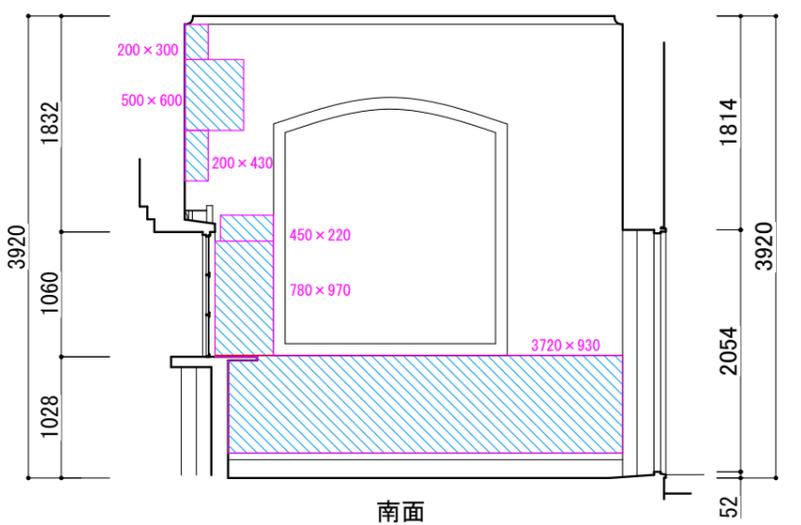
凡例	修理方針
0.1 煉瓦ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅(mm)を示す。	ひび割れ幅による 詳細は破損状況表に記載
0.1 洗出し面ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅(mm)を示す。	東面底の洗出し:下地及び仕上げ撤去の上、塗直し その他:現状維持
目地割れ・欠損	覆輪目地にて復旧
煉瓦の表面剥離・剥落・欠損	剥離の程度により表面煉瓦取替え
煉瓦表面の浮き 長手●枚 小口●枚 W×H(mm) ●㎡	浮きの程度により表面煉瓦取替え
モルタル補修跡	現状維持
白華	洗浄
汚れ	洗浄
コケ植生	洗浄
目地補修範囲	アラミドロッド施工範囲は覆輪目地に復原
モルタル浮き	東面底の洗出し:下地及び仕上げ撤去の上、塗直し その他:現状維持
モルタル欠損	東面底の洗出し:下地及び仕上げ撤去の上、塗直し その他:現状維持
00 劣化番号	-

打診高さ: 地上より2400mm程度まで

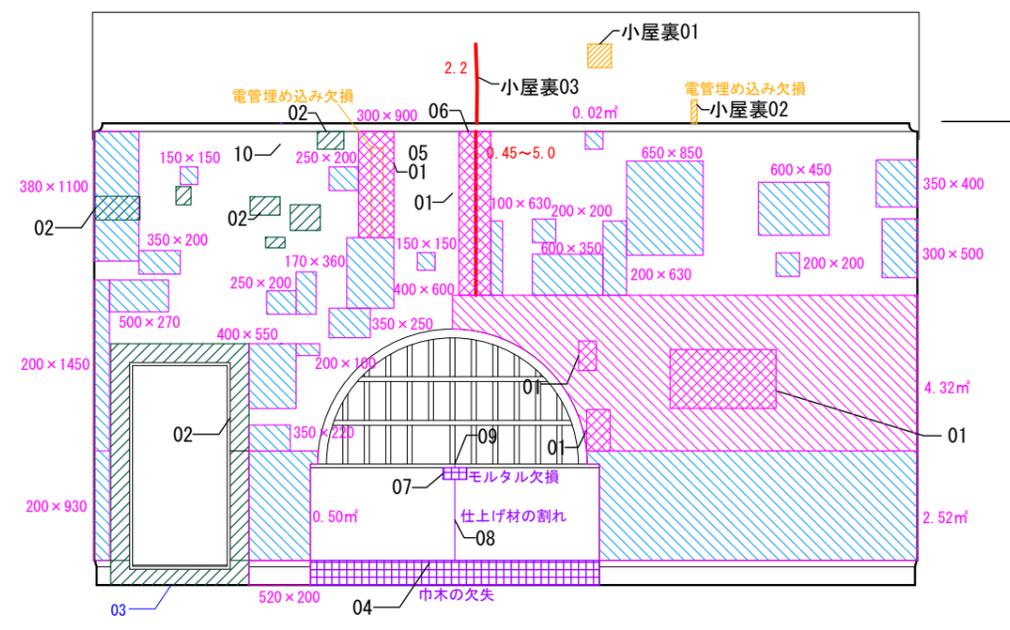
No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修04	Drawing name	外部破損劣化状況・修理方針 西面		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



北面

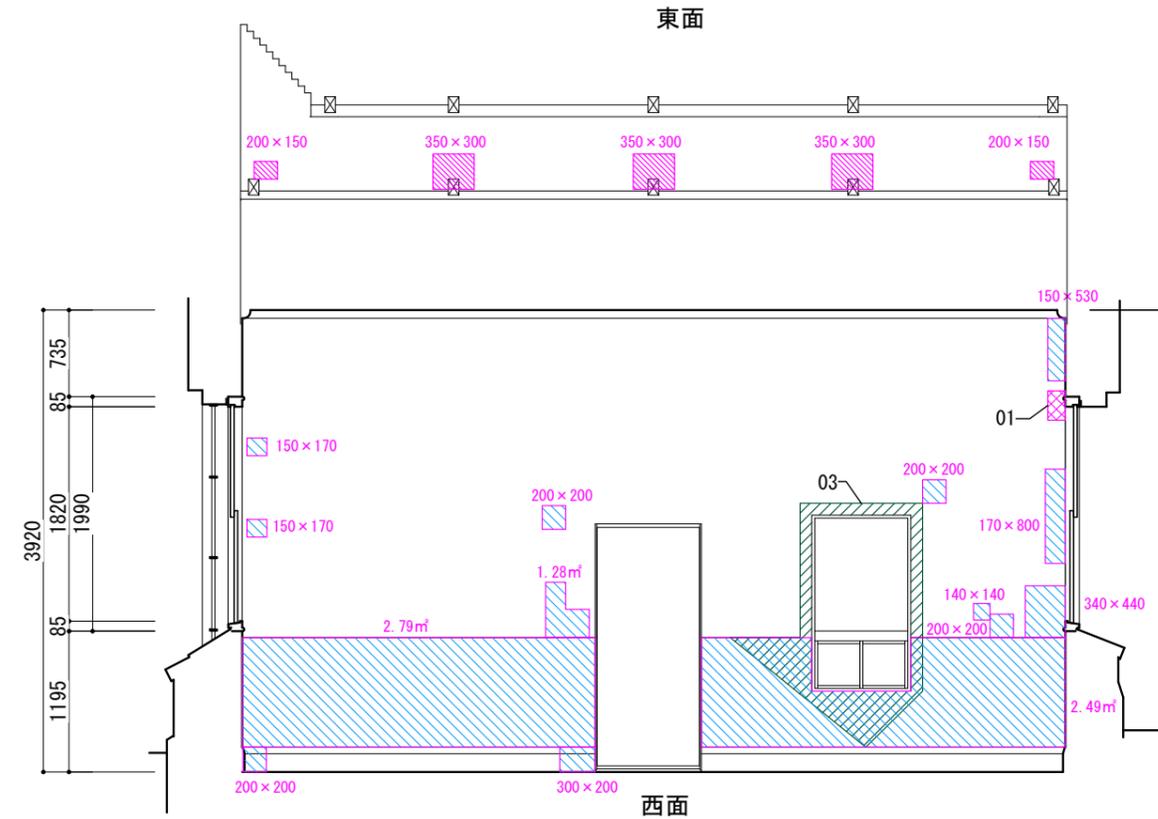


南面



東面

小屋裏の破損



西面

小屋裏の破損

内部破損劣化図 (壁面) 元守衛室

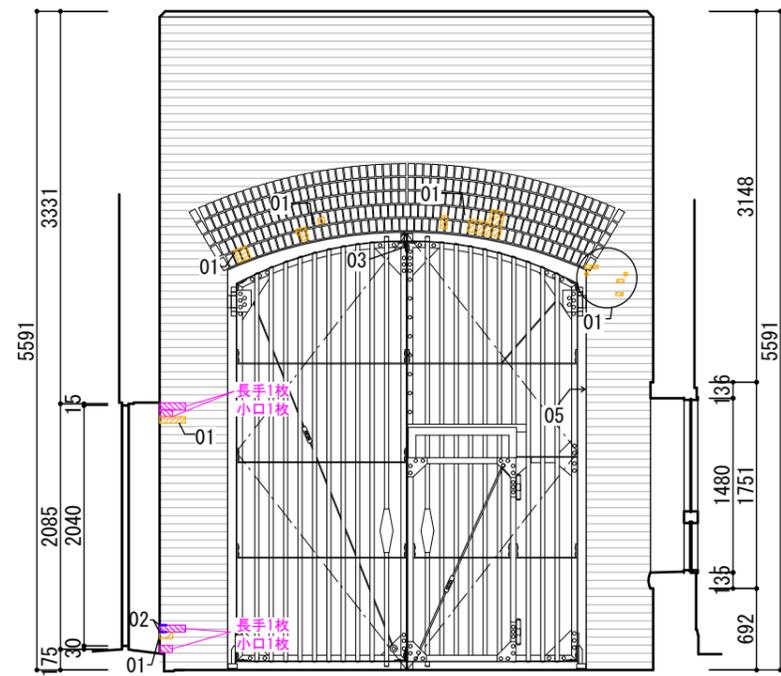
元守衛室	
天井	漆喰の上、塗装
廻縁	漆喰の上、塗装
壁	漆喰の上、塗装 腰：モルタルの上、塗装
巾木	洗出しの上、塗装
床	モルタル金銀
備考	

【内部破損劣化状況・修理方針 通路(壁)】

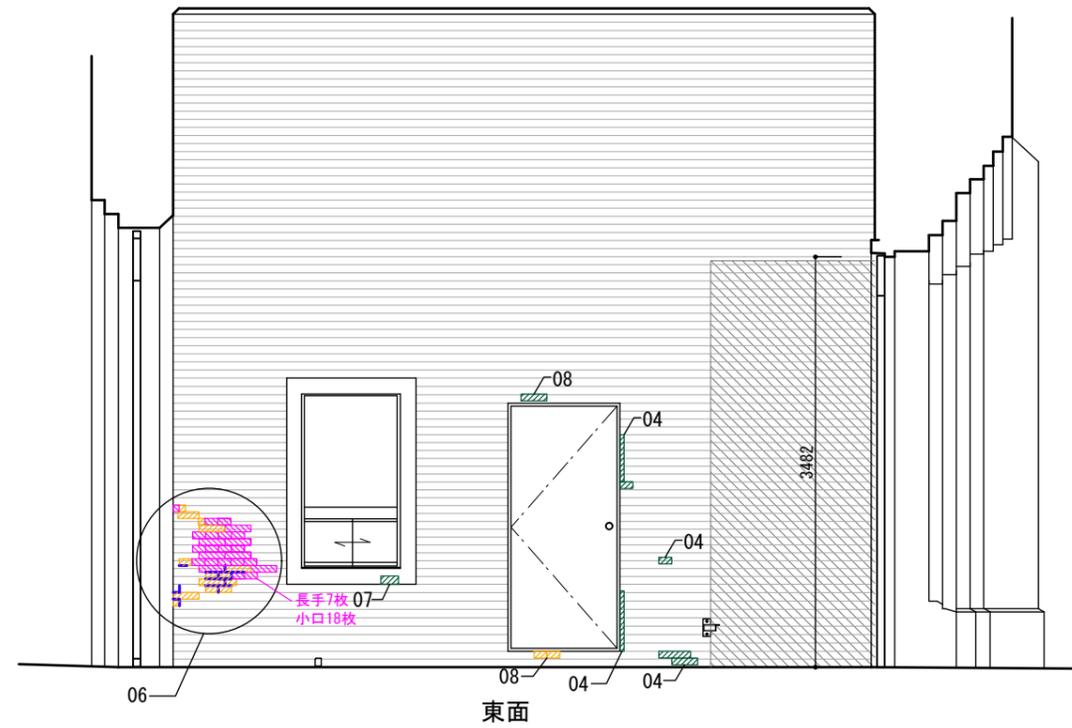
番号	部位	破損状況	修理方針	番号	部位	破損状況	破損方針
共通	壁	塗装の剥離、剥落多数 壁仕上げ、下地の剥落	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し	07	壁	欠損	欠損部補修の上、塗直し
				08	壁	ひび割れ	仕上げ撤去の上、塗直し
				09	カンテ	割れ	現状維持
01	壁	壁仕上げと壁下地の剥落 (煉瓦躯体の露出)	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し	10	壁	設備配管の跡	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し
02	壁	モルタル補修跡	モルタル撤去の上、漆喰塗で復原	小屋裏01	煉瓦	欠損	現状維持
03	巾木	モルタル補修跡	モルタル撤去の上、既存巾木と同仕様で復原	小屋裏02	煉瓦	電管のための欠損	現状維持
04	巾木	欠失	既存巾木と同仕様で復原	小屋裏03	煉瓦	ひび割れ (0.420 W2.2)	目地部にグラウト材注入の上、アラミドロッドによる補強
05	壁	設備配管の鉄管あり (錆)	※補修方法は、設備管等の詳細調査の上、決定				
06	壁	ひび割れ (0.1630 W5~0.45)	目地部に削孔してグラウト材注入の上、アラミドロッドによる補強 漆喰塗直し				

凡例		修理方針
0.1	煉瓦ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅 (mm) を示す。	ひび割れ幅による 詳細は破損状況表に記載
■	仕上げ材の浮き W×H(mm) ●m²	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し
■	仕上げ材の剥離	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し
■	モルタル補修跡	撤去の上、漆喰塗で復原
■	仕上げ材・煉瓦表面の欠損	補修の上、塗直し
■	煉瓦表面の剥離・剥落・欠損	現状維持
■	煉瓦表面の浮き 長手●枚 小口●枚 W×H(mm) ●m²	現状維持
—	劣化番号	—

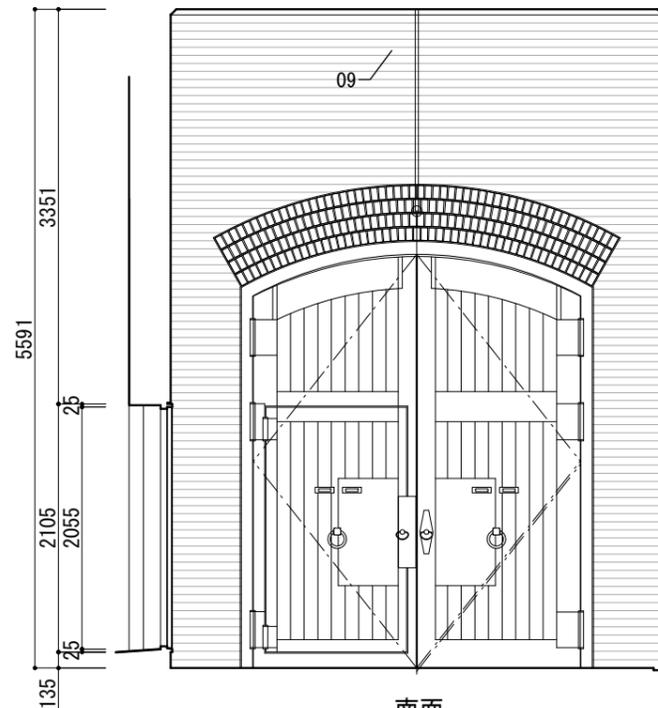
No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修05	Drawing name	内部破損劣化状況・修理方針 元守衛室(壁)		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



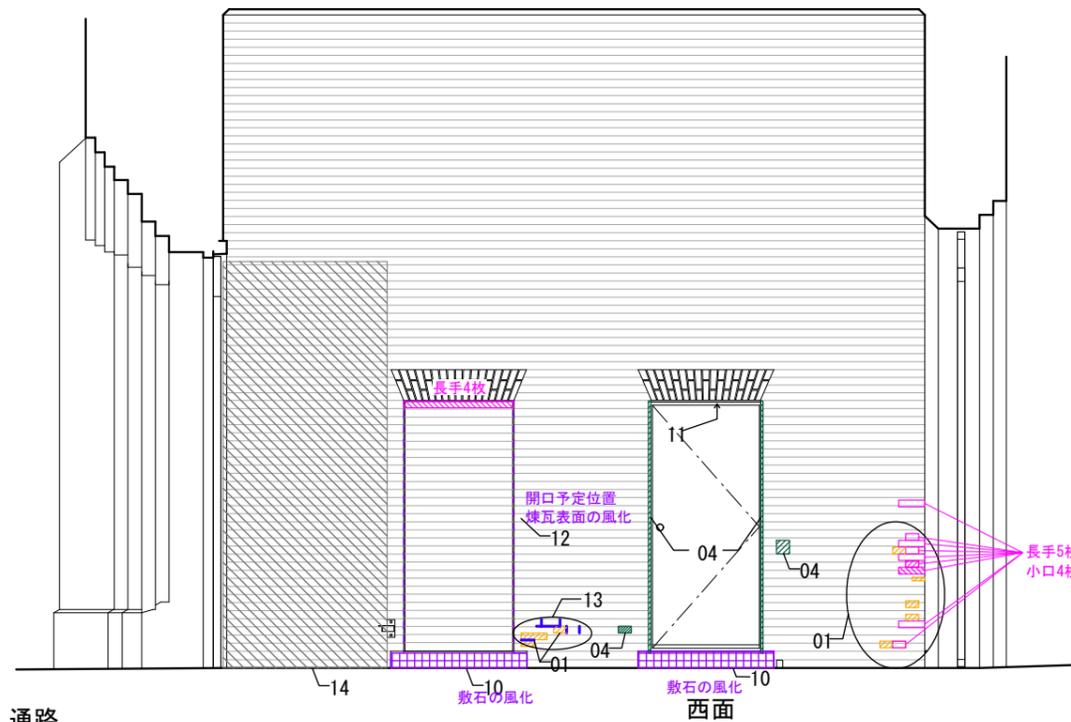
北面



東面



南面



内部破損劣化図 (壁面) 通路

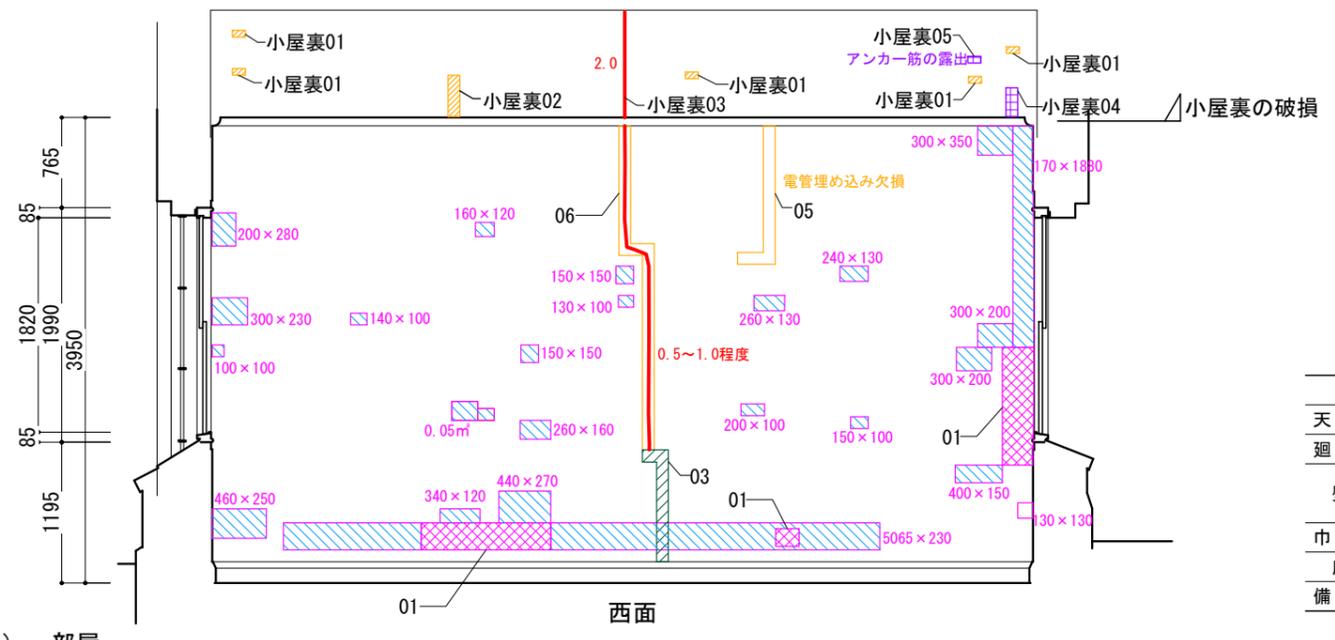
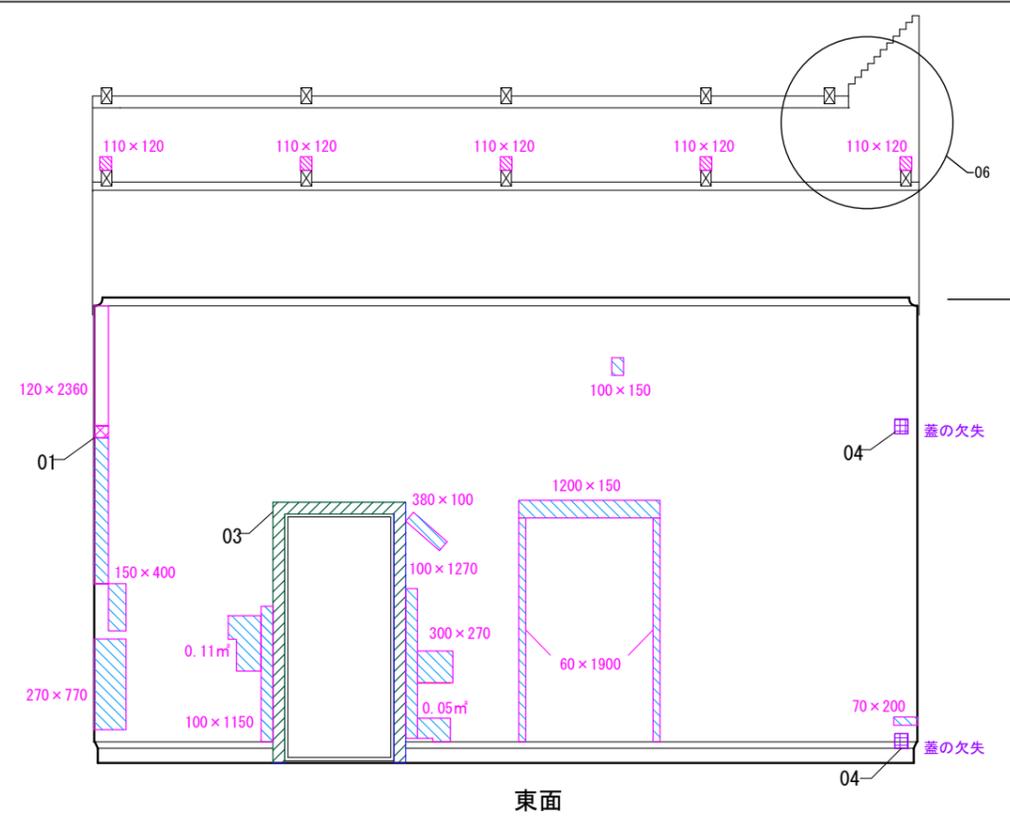
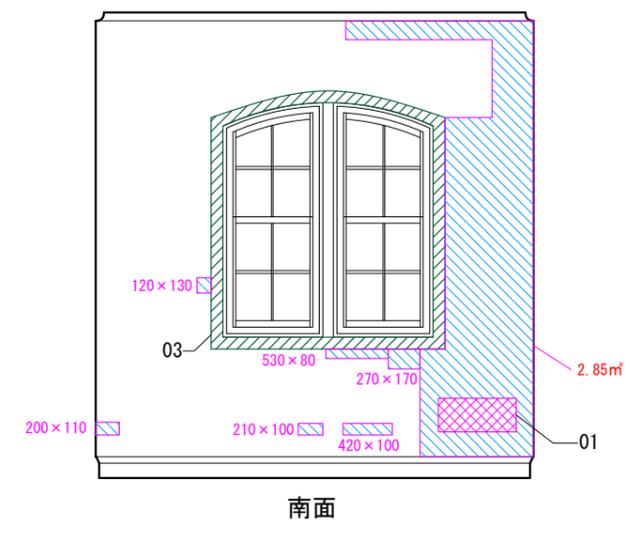
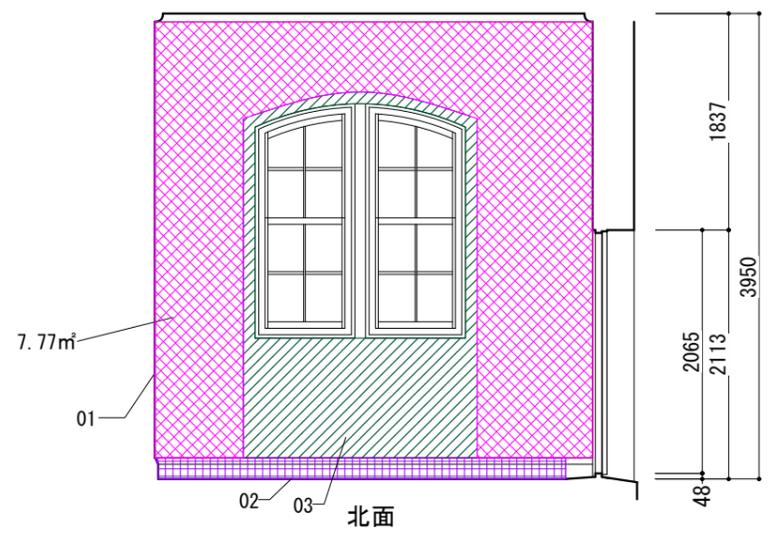
通路	
天井	漆喰 (現在は欠失し 木摺り下地が露出)
廻縁	漆喰 (現在は欠失し 木製の下地が露出)
壁	煉瓦
巾木	—
床	モルタル洗い出し
備考	

【内部破損劣化状況・修理方針 通路 (壁)】

番号	部位	破損状況	修理方針	番号	部位	破損状況	破損方針
共通	煉瓦	白華	洗浄	07	窓枠	洗い出し仕上げにモルタル補修跡	仕上げ撤去の上、塗直し
共通	煉瓦	東側の煉瓦壁、傷多数	現状維持	08	煉瓦	開口上部：モルタル補修跡の削れ (後補開口設置による)	現状維持
01	煉瓦	表面剥離	表面化粧煉瓦取替え	09	煉瓦	開口下部：表面剥離	現状維持
02	煉瓦	目地すき	覆輪目地で復旧	10	煉瓦	モルタル補修跡の削れ (照明用設備配管による)	現状維持
03	煉瓦	アーチ下端：モルタル補修跡、目地スキ、表面風化、雨じみ跡	洗浄	11	煉瓦	アーチ下端 煉瓦の表面風化大	現状維持
04	煉瓦	モルタル補修跡	現状維持	12	煉瓦	開口予定位置 表面の風化	現状維持
05	煉瓦	建具と煉瓦の取り合い部、欠損	現状維持	13	煉瓦	目地剥離	覆輪目地で復旧
06	煉瓦	表面剥離と一部欠け、目地モルタル剥離大 一部目地スキ大	表面化粧煉瓦取替え	14	建具枠	枠下部：木部腐朽、鉄食大	木部補修の上、鉄板新規

凡例		修理方針
0.1	煉瓦ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅 (mm) を示す。	ひび割れ幅による 詳細は破損状況表に記載
—	目地割れ・欠損	覆輪目地で復旧
〇	煉瓦の表面剥離・剥落・欠損	剥離の程度により表面煉瓦取替え
●	煉瓦表面の浮き 長手●枚 小口●枚 W×H(mm) ●㎡	浮きの程度により表面煉瓦取替え
—	モルタル補修跡	現状維持
00	劣化番号	—

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修06	Drawing name	内部破損劣化状況・修理方針 通路 (壁)		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



内部破損劣化図（壁面） 部屋

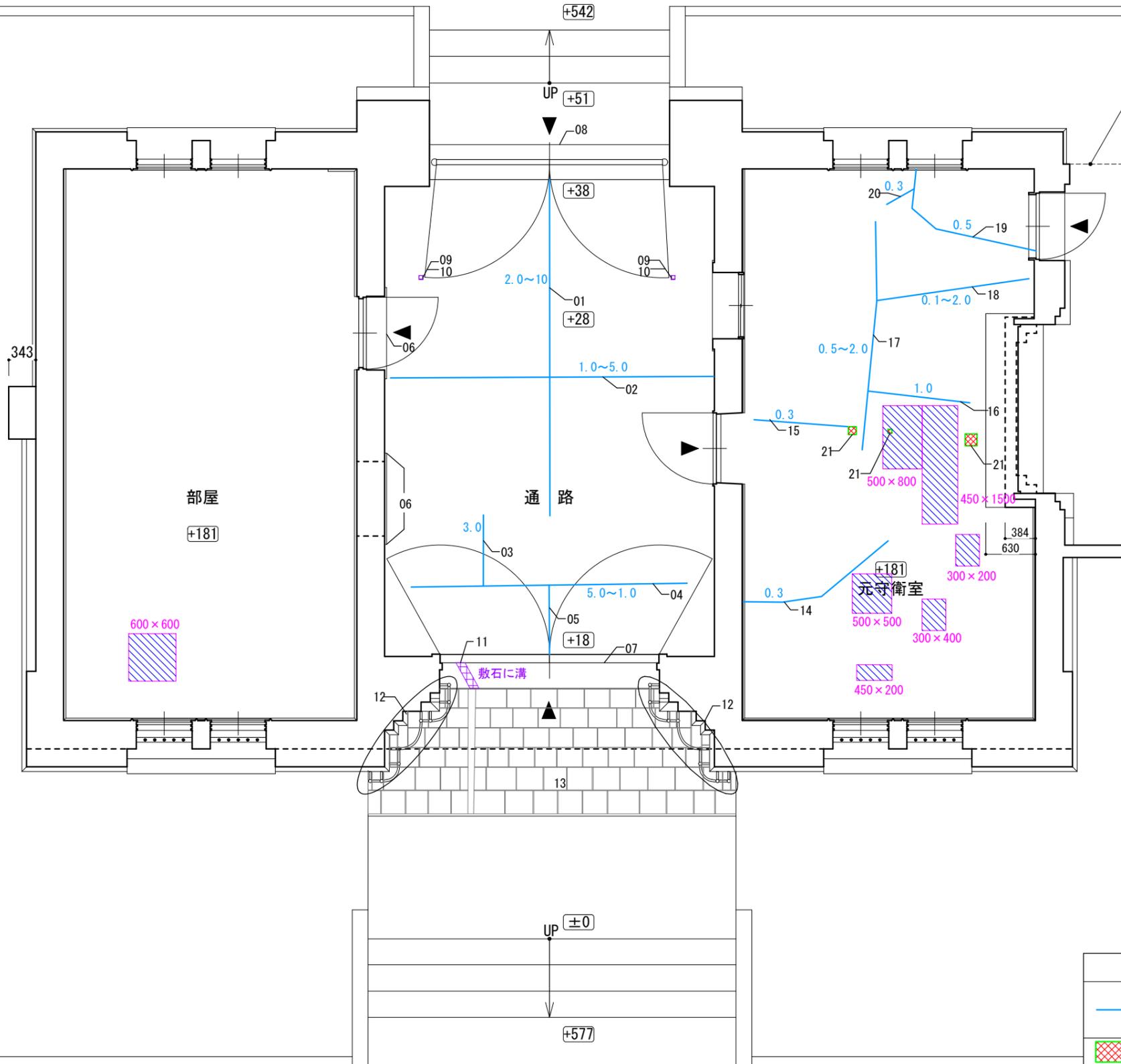
部 屋	
天井	漆喰の上、塗装
廻 縁	漆喰の上、塗装
壁	漆喰の上、塗装
巾 木	洗出しの上、塗装
床	着色モルタル
備 考	

【内部破損劣化状況・修理方針 通路（壁）】

番号	部位	破損状況	修理方針	番号	部位	破損状況	修理方針
共通	壁	塗装の剥離、剥落多数	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し	小屋裏01	煉瓦	欠損	現状維持
		東面の煉瓦に穴を開けている	現状維持	小屋裏02	煉瓦	電管のための欠損	現状維持
01	壁	壁仕上げと壁下地の剥落（煉瓦躯体の露出）	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し	小屋裏03	煉瓦	ひび割れ（φ900 W2.0）	目地部にグラウト材注入の上、アラミドロッドによる補強
02	巾木	欠失	既存巾木と同仕様で復原	小屋裏04	煉瓦	電管の露出	現状維持
03	壁	モルタル補修跡	モルタル撤去の上、漆喰塗で復原	小屋裏05	煉瓦	アンカー筋の露出	現状維持
04	壁	蓋の欠失	現状維持	小屋裏06	煉瓦	目地充填不足	現状維持
05	壁	設備配管の露出、割れ（W100）	※補修方法は、設備管等の詳細調査の上、決定				
06	壁	割れ（W100）	ひび割れに沿って溝掘し、グラウト材注入の上、アラミドロッドによる補強 漆喰塗直し				

凡 例		修 理 方 針
0.1	煉瓦ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅 (mm) を示す。	ひび割れ幅による 詳細は破損状況表に記載
■	仕上げ材の浮き W×H(mm) ●m²	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し
■	仕上げ材の剥離	下地及び仕上げ撤去の上、塗直し
■	モルタル補修跡	撤去の上、漆喰塗で復原
■	仕上げ材・煉瓦表面の欠損	補修の上、塗直し
■	煉瓦の表面剥離・剥落・欠損	現状維持
■	煉瓦表面の浮き 長手●枚 小口●枚 W×H(mm) ●m²	現状維持
00	劣化番号	—

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修07	Drawing name	内部破損劣化状況・修理方針 部屋（壁）		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建 文	



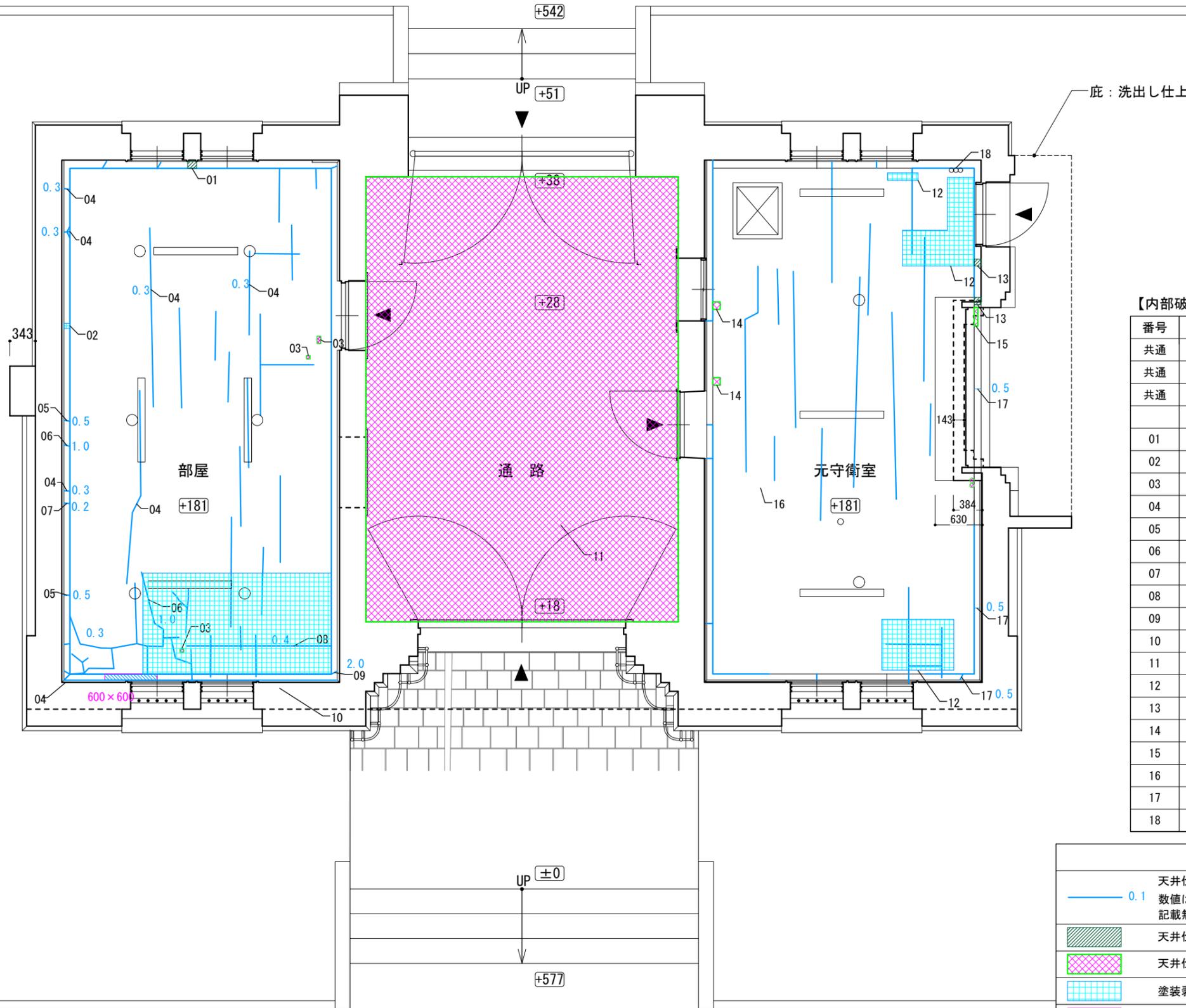
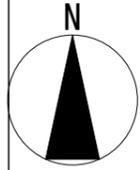
【内部破損劣化状況・修理方針 部屋・通路・元守衛室（床）】

番号	部位	破損状況	修理方針
共通	元守衛室	仕上剥離、モルタル下地に凸凹あり	解体撤去の上、新規
01	通路	ひび割れ (Q260 W2~10)	解体撤去の上、新規
02	通路	ひび割れ (Q4100 W1~5)	
03	通路	ひび割れ (Q800 W2)	
04	通路	ひび割れ (Q3500 W0.5~1.0)	
05	通路	ひび割れ (Q880 W5)	
06	通路	石敷居 風化	現状維持
07	通路	敷石 風化	現状維持
08	通路	敷石 風化小、スチール建具の錆によるお損	洗浄
09	通路	モルタル補修跡	解体撤去の上、新規
10	通路	戸当たり (スチール製) ペンキの剥離、錆	解体の上、修理
11	通路	溝 (90×460)	同種材を用いて修復
12	通路	柵 (スチール製) ペンキの剥離、錆、一部変形あり	錆止め塗布の上、塗装
13	通路	敷石 風化、割れ	現状維持
14	元守衛室	ひび割れ (Q2100 W0.3)	解体撤去の上、新規
15	元守衛室	ひび割れ (Q1200 W0.3)	
16	元守衛室	ひび割れ (Q1300 W1)	
17	元守衛室	ひび割れ (Q2900 W0.5~2)	
18	元守衛室	ひび割れ (Q1950 W0.1~2)	
19	元守衛室	ひび割れ (Q2200 W0.5)	
20	元守衛室	ひび割れ (Q400 W0.3)	
21	元守衛室	モルタル下地のえぐれ、へこみ	

凡例		修理方針
— 0.1	土間のひび割れ 数値は表面のひび割れ幅 (mm) を示す (煉瓦以外)	下地及び仕上げ全て解体撤去の上、 新規
■	モルタル欠損	
■	モルタル浮き W×H (mm) ●㎡	
— 00	劣化番号	—

内部破損劣化図 (床) 部屋・通路・元守衛室

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修08	Drawing name	内部破損劣化状況・修理方針 元守衛室・通路・部屋 (床)		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



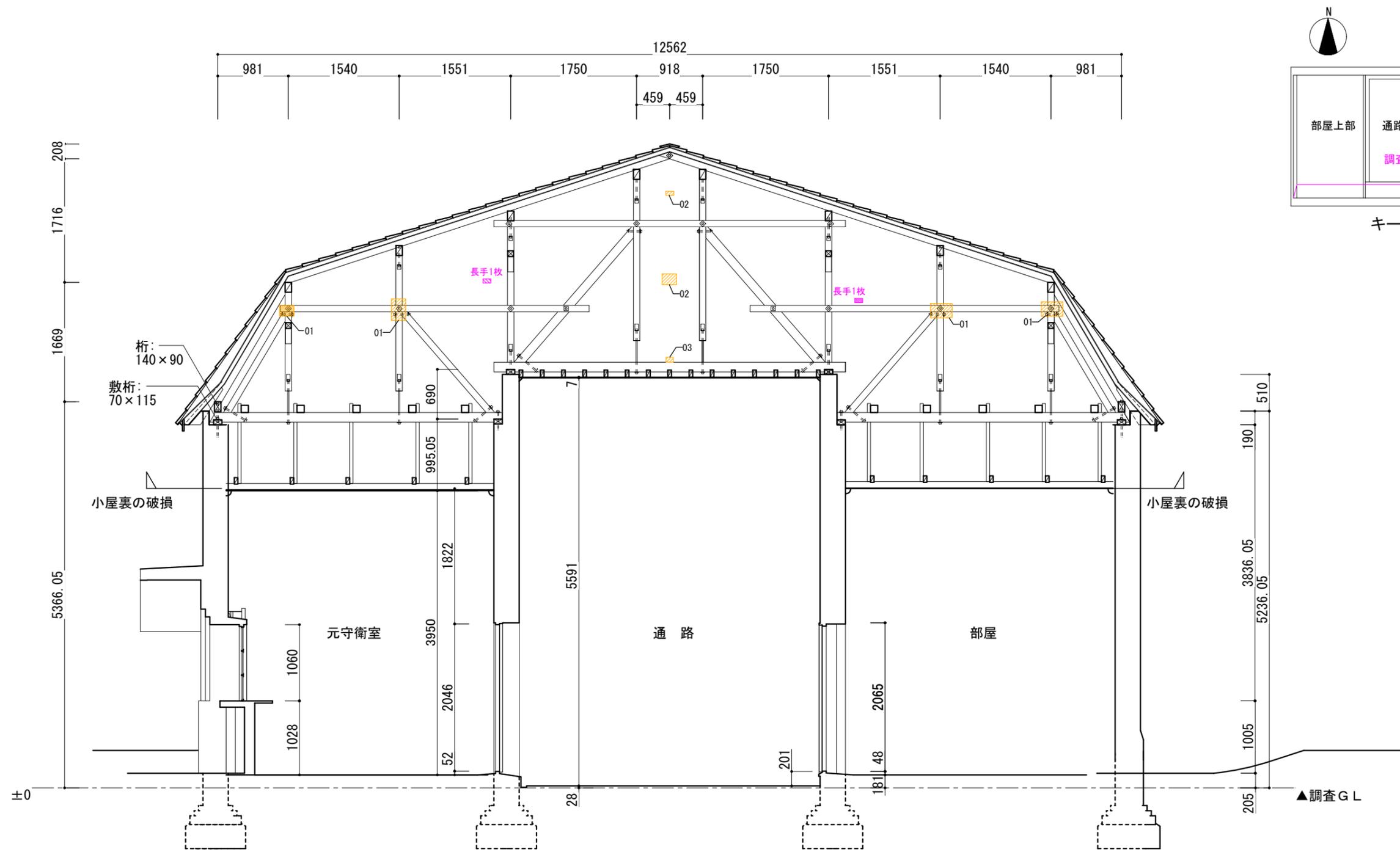
【内部破損劣化状況・修理方針 部屋・通路・元守衛室（天井）】

番号	部位	破損状況	修理方針
共通	部屋	塗装の剥落多数、割れ多数（番号無しは0.1mm以下）	
共通	通路	仕上げ及び下地の欠失、木摺りの露出	
共通	元守衛室	塗装の剥落多数、割れ多数（番号無しは0.1mm以下）	
01	部屋	穴埋め跡	仕上げ（漆喰）： 解体撤去の上、 新規塗直し
02	部屋	塗装剥がれ	
03	部屋	穴、欠け	
04	部屋	ひび割れ（W0.3）	
05	部屋	ひび割れ（W0.5）	
06	部屋	ひび割れ（W1.0）	
07	部屋	ひび割れ（W0.2）	
08	部屋	ひび割れ（W0.4）	木摺り下地： 解体保管の上、 一部修理して再用
09	部屋	ひび割れ（W2）	
10	部屋	塗装剥がれ大	
11	通路	木摺り下地の欠損	
12	元守衛室	塗装剥がれ大	
13	元守衛室	モルタル補修跡	
14	元守衛室	穴	
15	元守衛室	欠損	
16	元守衛室	塗装塗り跡	
17	元守衛室	ひび割れ（W0.5）	
18	元守衛室	電管3本貫通	

凡例		修理方針
0.1	天井仕上げ材のひび割れ 数値は表面のひび割れ幅（mm）を示す。 記載無しは0.1mm以下	仕上げ（漆喰）：全て解体撤去の上、 新規塗直し 木摺り下地：解体保管の上、 一部修理して再用
	天井仕上げ材のモルタル補修跡	
	天井仕上げ材の穴・欠け・剥離	
	塗装剥がれ	
	天井仕上げ材の浮き W×H（mm） ● m ²	
00	劣化番号	-

内部破損劣化図（天井） 部屋・通路・元守衛室

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修09	Drawing name	内部破損劣化状況・修理方針 元守衛室・通路・部屋（天井）		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



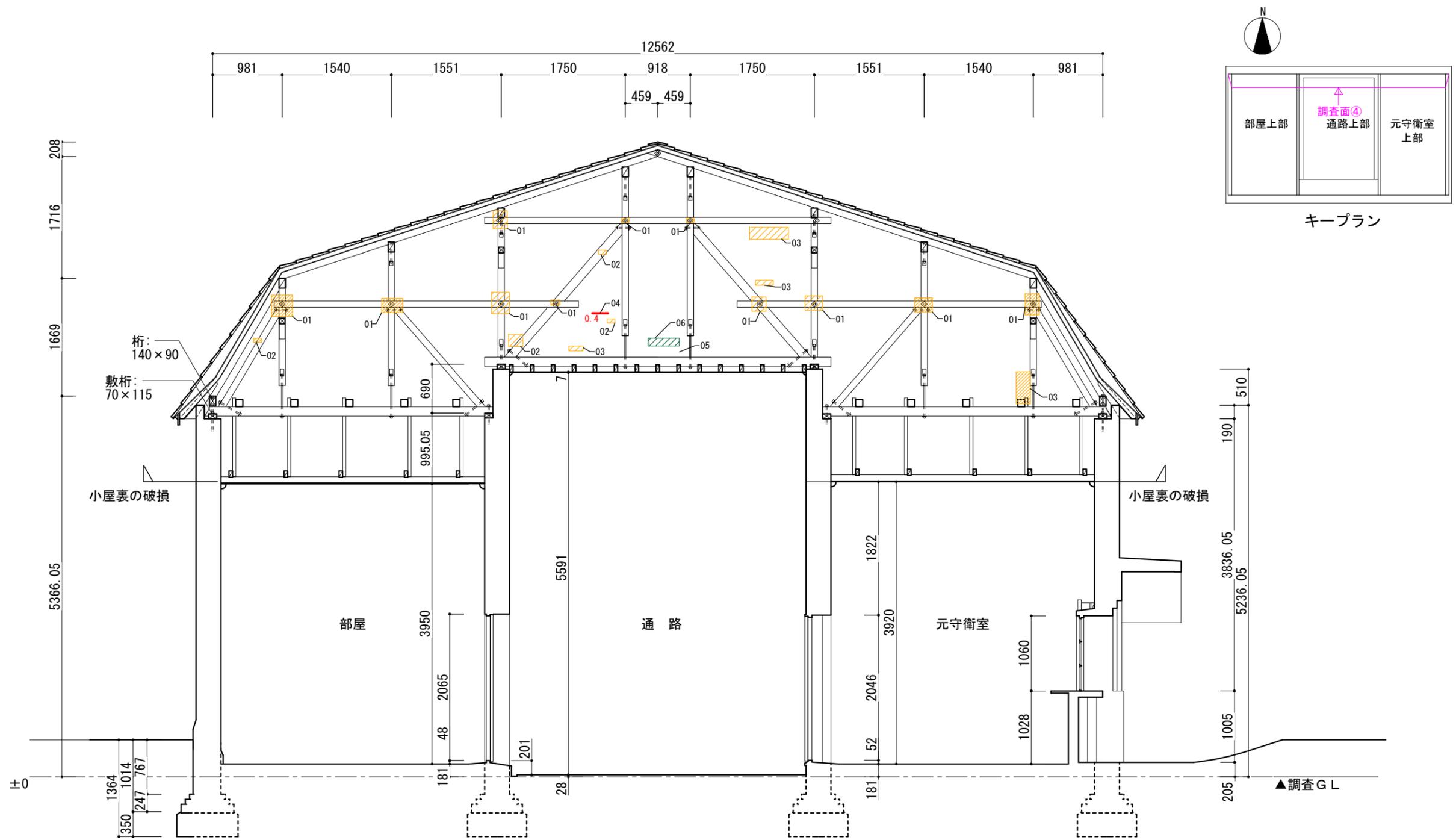
小屋裏破損劣化図 通路・元守衛室・部屋 南面 (調査面①)

【小屋裏破損劣化状況・修理方針 南面】

番号	部位	破損状況	修理方針
共通	煉瓦	目地すき	現状維持
01	煉瓦	アンカー部欠損	現状維持
02	煉瓦	欠損	現状維持
03	煉瓦	穴	現状維持

凡例		修理方針
0.1	煉瓦ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅(mm)を示す。	ひび割れ幅による 詳細は破損状況表に記載
	煉瓦の表面剥離・剥落・欠損	現状維持
	煉瓦表面の浮き 長手●枚 小口●枚 W×H(mm) ●m ²	現状維持
00	劣化番号	-

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修10	Drawing name	小屋裏破損劣化状況・修理方針 南面 (煉瓦躯体)		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



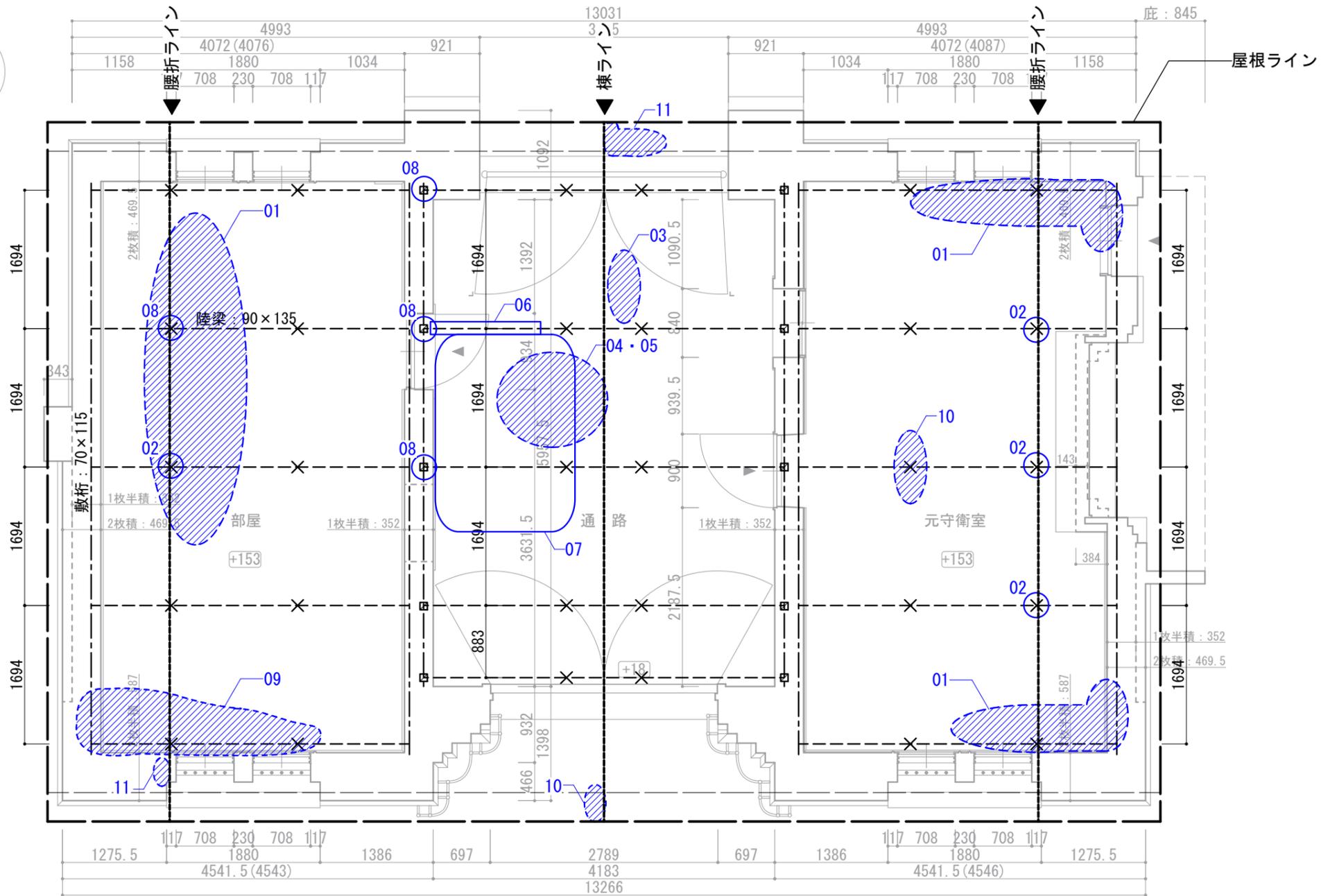
小屋裏破損劣化図 通路・元守衛室・部屋 北面 (調査面④)

【小屋裏破損劣化状況・修理方針 北面】

番号	部位	破損状況	修理方針	番号	部位	破損状況	修理方針
共通	煉瓦	目地すき	現状維持	04	煉瓦	ひび割れ (φ220 W0.4)	現状維持
01	煉瓦	アンカー部欠損	現状維持	05	煉瓦	目地不良	現状維持
02	煉瓦	欠損	現状維持	06	煉瓦	モルタル補修跡	現状維持
03	煉瓦	表面剥離	現状維持				

凡例		修理方針
0.1	煉瓦ひび割れ 数値は表面のひび割れ幅 (mm) を示す。	ひび割れ幅による 詳細は破損状況表に記載
	煉瓦の表面剥離・剥落・欠損	現状維持
	煉瓦表面の浮き 長手●枚 小口●枚 W×H(mm) ●m ²	現状維持
00	劣化番号	—

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修11	Drawing name	小屋裏破損劣化状況・修理方針 北面 (煉瓦躯体)		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	



小屋裏破損劣化図 小屋組

凡例

- : 敷桁 70×115
- : 陸梁 90×135
- × : 母屋束(下部吊ボルト) 90×90
- : 母屋束 90×90
- : 屋根ライン
- : 屋根腰折・棟ライン

【小屋裏破損劣化状況・修理方針 小屋組】

番号	部位	破損状況	補修方針	番号	部位	破損状況	補修方針
01	野地板	雨染み跡、白カビ	取替え	08	母屋束	ボルトのゆるみ	ボルトの締め直し
02	母屋束	仕口あき(最大8mm)	野地板・垂木解体後、調整	09	野地板 野垂木 母屋 陸梁	雨染み跡 野地板に白カビ、腐朽あり	取替え
03	野地板	割れによる穴	取替え				
04	野地板	割れによる穴(大)	取替え	10	母屋	継手部分に割れ	取替え
05	野垂木	野地板割れ部分の垂木欠失	取替え	11	けらば厚板	頂部に腐朽大	腐朽部分のみ矧木補修
06	方杖 はさみ梁	新規材に取替られている	現状維持	12	横胴縁	腐朽、欠損	取替え
07	野縁	野縁脇に添え木をして補強	現状維持				

No.	Title	旧中野刑務所正門基本計画		Scale
修12	Drawing name	小屋裏破損劣化状況・修理方針 小屋組		1/60 (A3)
	Date	R4.03	株式会社 建文	

⑤工事工程検討

【工程検討にあたっての前提条件】

- ・令和7年(2025)7月10日までに学校敷地外に門の曳家が完了していること(埋戻し・整地・レールの撤去までを含む)
- ・表門は移転先の整備工事を経て、令和8年度(2026年度)の公開を目指す

以上の条件を鑑み、以下の表に工事の流れを示す。着工から7月までは曳家に関わる工事を主に行い、曳家完了後に耐震補強工事や劣化修理工事、復原工事を行うことで、予定工期内で施工可能と考えられる。詳細な工程は次頁の「資料6 旧中野刑務所正門(旧豊多摩監獄表門)移設・修復工事工程(案)」を参照されたい。

ただし、今後設計を進めていく中で、更に詳細な工程検討を行うことが必要である。

図1-90 移設・修復工事の流れ

工期	項目	内容
令和6年 4月～ 令和7年 7月10日 まで	仮設工事	共通仮設、直接仮設
	解体工事	表門周囲の舗装や配管等の解体・撤去 建具、照明器具等の解体・保管
	曳家に伴う仮補強	開口部まわりの補強 ※曳家工法等とあわせて今後詳細検討が必要 ※本補強(耐震改修工事)は曳家後に行う
	曳家のための準備工事	建物周辺土の掘削、山留の設置、基礎補強、耐圧盤の設置 また、地盤調査結果より、ジャッキアップのための地盤補強を行う
	曳家経路工事	曳家経路の地盤改良の上、碎石敷、敷鉄板養生(2枚)、移動通路設置、転動装置設置等
	曳家工事	ジャッキ台セット、ジャッキアップ、移動、ジャッキダウン
	解体工事・土工事	移動通路の撤去、土留め撤去、埋戻し・整地
	新規基礎工事	移設場所にあらかじめ基礎と免震装置を設置し、建物を据え付ける
令和7年 7月10日 ～ 令和8年 10月まで	仮設工事	屋根解体中の雨養生として、素屋根を設置する
	解体工事	耐震補強工事で鉄骨ブレースを設置するに伴い、屋根解体、小屋組(母屋・垂木・野地板)解体、天井解体あわせて、劣化のため剥落の恐れのある内部仕上をすべて解体

工期	項目	内容
令和7年 7月10日 ～ 令和8年 10月まで	耐震補強工事	曳家のための補強を撤去 鉄骨ブレースの設置を行う
	劣化修理工事	アラミドロッドによる煉瓦躯体のひび割れ補修（躯体の洗浄も合わせて行う） 劣化した木部の修理 解体した木部の修理→再取付 内部仕上を左官仕上げで復旧
	復原工事	鉄骨ブレース設置後、母屋・垂木・野地板を修理・再取付の上、天然スレート葺に復原
	外構工事	石柱、鉄格子塀、犬走の復原を行う
	設備工事	電気設備（照明・コンセント）、機械設備（換気）、防消火設備（自動火災報知設備）

